

2144-9

210.58
N728A

報社編纂

尊齋美談全

金泉堂藏版

日
報
社
編
纂

尊
雅
美
談
全

金
泉
堂
藏
版

210.58 N 728A



尊號美談序

かゞなへば己に百年ちかき昔語どいなりぬ寛政四年に開院宮
 一品親王(慶光天皇の御事なり)に太上天皇の尊號を宣下あら
 せ度き思召にて關東へ御内意仰下され候ひしに關東の評議に
 て然るべからざる旨を申上げたれば思ひ止まらせ玉ひぬ其翌
 年中山正親町の兩卿を關東へ呼下し相尋られたる趣どもあり
 しが其始末は當時よりして幕府より深く之を秘められたれば其
 事實の世に傳へらざ斯くぞありつらめと思ひくの臆想にて
 あられも無きとも書綴りて中山夢物語または太平問答かど
 云ふ怪しかる文ども世に行はれたるの遺憾あり抑も此尊號の
 一條の京都にても關東にても餘程の意味ありたる事にて禁
 裏御所の御事ハ畏し申奉つるに及ばず幕府に於ても種々の事



53696

情ありてけれバ中山大納言松平越中守の兩卿ハ互ニ其地位を異にして反對に立たれしかども君の爲め國の爲めを思はれたる精神に至りてハ同じ轍に出たるぞ有り難き其事を記せる文書なきを惜みて之を搜索せる爰に年ありしに此頃ハからずも一書を得たり名けて有明冊子と題し尊號宣下に付き公卿の僉議を初として傳奏所司代御老中の往復書類及び中山正親町諸卿の審問書に至るまで一件の公文を集めたり旗本岡野孫十郎の秘藏なりと記せり蓋し當時其事に與かりたる御右筆の手になれるもの歟依て此の公文を根據として兼て余が年來見聞せる中にて確實なりと信するものを折衷して即ち此編を草す希くハ以て世説の謬を正し當時の冤を雪ぐに足らん乎

明治二十年十一月日天長節

池畔釣夫

尊號美談

○光格天皇の御事

頃ハ安永八年の事にて候ひき主上ハ一人皇百十七代は諱ハ英仁秋の頃よりして御心地つねさらば渡らせ給ひしが左したる御事とハ存じ奉つらざりしに十一月八日に至りてハ以ての外に重らせて今ハ世に頼少なく成らせ給ひぬ御體の皇子も坐まさりしかバ今ハの際の御慮を窺ひ奉つりて急ぎ閑院宮第六の御子祐宮とて今年九歳にならせ玉ふを迎へ御参内を参らせて儲君に立たせ奉つる翌九日主上崩御ある例の如く葬り奉つりて後桃園天皇とす

儲君祐宮(後諱ハ兼仁)にハ同廿五日を以て職祚おらせ玉ひ同十二月十二日倚廬に渡御あらせ同廿五日還御錫紵を除かせて翌安永九年十二月四日に御即位の禮を行はせ給ひぬ人皇百十八代の帝光格天皇と申し奉るハ即ち此君の御事あり抑も閑院宮とすハ人皇百十二代東山天皇の皇子に直仁親王とす皇子おハしける七歳の御時に別に宮家に立られて御領千石を附られ閑院の宮と稱し奉つりき其御子典仁親王と申そハ寶歴七年の御誕生五歳にて桃園天皇の御猶子となり十一歳にて御加冠ありて太宰師に任じ三品に叙せられ其後一品に進ませられて即ち當今(光格天皇)の御實父にてやおハしける當今ハ明和八年八月十五日の御誕生御母ハ成子内親王實ハ家の女房磐代とて因幡の國の人なりと聞ゆし祐宮と呼ばせられて同九年九月に聖護院宮の御弟にならせゆくハ御出家にもと父の宮も思はした

りーに安永八年十一月八日鷹司左大臣輔平公勅使にて主上御不豫なるに繼體の皇子おらせざるを以て侈養子になさる速かに踐祚あるべき旨勅諭御治定せり准后御方御養母たるべき旨を仰下されて扱こそ儲君に立たせ給ひたれ

其頃また仙洞御所と申し奉るハ人皇百十六代後櫻町天皇ハ諱ハ智子とて女帝なりとて櫻町天皇の御娘なるが百十五代桃園天皇の後を嗣て寶位に立たせ給ひ侈在位八年にて乃世を後桃園天皇に譲らして仙洞に渡らせ給ひける女儀にてハ在せども非凡の侈才徳にてあらせければ今度儲君を定め給ひし折にも大臣公卿の僉議を聞き召し竹の園生の繁き御中にて帝位を嗣がせ玉ふべき智徳兼備の御子ハ祐宮の右に出ゆる御方あるべからざとありて其議を替へ給ひしと承まられバ當今の太位に即かせ給ひしハ専ら仙洞御所の思召に出たりと予聞

は踐祚の頃ハハ英明なりとハ申せども未だ幼くおしけれハ萬機の事ハ皆攝政關白の計ひにて候ひしが稍侈成長あるばさるゝに從ひて天の爲せる英資ハ實に人の種にあらす聰明敏智の徳を備へて果斷に渡らせ給ふが上に殊に御孝心の深くておしけれハ侈實父なる閑院帥宮典仁親王の北面して臣下の禮を執らせ玉ふと慮慮甚だ安からず如何にもして御尊崇おらせ度き事多りと思召して寄々に御内意を公卿に仰聞られしが左あらんにハ承久文安の前蹤ハ依て太上天皇の尊號を典仁親王に宣下せらるべき歟と兼請して内々其旨を申上たり是予尊號宣下の發端とありぬ

○家齊公の事

爰に徳川家十代の將軍贈大相國正一位家治公ハ(俊明院)天明六年九月八日御年五十歳にて薨じ玉へり此の將軍ハ御子あきを以て是より先き天明元年を以て一橋民部卿(從一位准大臣備同治濟公)の御子豊千代を養君と定められ家齊と名を進せられて西丸に移さしめられ天明二年に元服ありて從二位准大納言に叙せられたり依て俊明院薨御の即日御本丸に入り十一代將軍に立ち玉へり御隱居の後に大御所と尊はれ薨御の後に文恭院と勅諭を賜はりたるハ即ち此の將軍の御事なり抑も一橋家と申せハ徳川氏にて御三卿と稱へたる其一にて八代將軍吉宗公(有徳院)其第三の御子刑部卿從三位宰相宗尹卿をば一橋の館に置き御賄料十万石を賜はりて候はれける宗尹卿の第四の御子豊之助寶曆元年に誕生して同八年に嫡子に立ち同十二年に民部卿に任せられ時の將軍家治公の偏諱を賜はりて治濟卿と名乗明和元年に從三位左中將に上り同十二月廿二日に父宗尹卿の後を嗣て一橋を相續せらる即ち家齊公の御實父なり家齊公ハ治濟卿の嫡男にて御母ハ岩本内膳正の女なり安永二年十月五日一橋の御館にて御誕生ありて豊千代と呼ばれ九歳にて將軍家の養子となり十四歳にて職に就き十五歳にて天明七年四月十五日を以て將軍の宣下を蒙り正二位内大臣に昇り兼官前例の如く其日よりして徳川十一代の公方様とハ尊はれ玉へり

抑も徳川家の幕府ハ八代將軍吉宗公の時に中興の政を行ひて其の勲業を固めたりしが九代家重十代家治の二公ハ凡庸の中主にてありけれハ大小の政治皆御老中諸役人の計ひに出でけるを以て次第に弊害のみ多く成ゆきける然るに此の家齊公ハ未だ幼き頃より才智人に勝れて際立たるに付き此方あらばとて家治公の御目に止まりて養君に成らせ西丸におハ

しける頃より早くも御一門大小名の望みに適ひ天晴れ八代將軍の後にいで、徳川家の政を盛ならしむるに此の將軍なるべしと入み申し合へり就職の頃より松平越中守の補佐にて大いに政治の改革を行なひ其の譽を得たりしが此の將軍もとより智勇凡に秀で、武將たるの器量を備へ玉へる上に孝心も深かりければ御實父の一橋民部卿が御三卿の其一にて御三家と共に殿中の御取扱ひと云ひ格式と云ひ諸大名に殊なれども(御三卿と云ふは田安一橋清水の三家を云ふ御三家と云ふ尾州紀州水戸の三家を云ふ向れも將軍家の御親族あれば別段の取扱を受けたり)表方の儀式に於ては將軍に對して臣禮を執らるること子たるもの、身に取て忍びざる所あり折るあらば大御所と崇め度き事にこそと思召して近臣の向に、内々其意を漏し玉へる事もありしかば御實父民部卿も亦た此趣旨を聞及べられ竊に其望を懐かれたりしとぞ

○松平越中守の事

茲に奥州白河の城主にて十一萬石を領したる松平越中守定信(後に樂翁)と云ふ大名あり實ハ田安中納言宗武卿の三男にて八代將軍吉宗公の孫孫なり幼年の頃より文武の道に志し才學智勇ともに秀でたる公達ありしが庶子あれハ白河の養子となり天明三年に家督して溜之間の列に入り(家格にハあらざ)家柄と云ひ素性と云ひ諸人の尊敬も一方ならざ其上に此人寛仁大度にて和淡の史書に通じ常に謙讓の徳を旨とし家政をも大に改革し世間とな押あへて華美を争ひ遊惰に流れたる中に立ちて獨り質素を守りて武備を整へ學問を勸められたれば同列の諸侯幕府の役人がたも皆憚りて大名の鑑と稱したり抑も十代將軍家治公が伊

三家は三卿の内より養君を選び玉ひし時にも此人ころ血統より論ずるも人物より評するもは養君たるべき方なれと申したる人もありしかども既に白河の松平家に養子とならせたる上ハ詮かた有べからむとて家齊公を選び参らせたる由なり是も一旦養家を離縁して田安に歸り其上にて改めて將軍家の養君とせらるゝと出來ざるにハあらねども田沼侯あどハ密に此方を憚りたる故にころと其頃の噂ありき去る程に家治公の治世にハ田沼主殿頭老中とあり其息山城守若年寄とありて専ら威權を振ひ幕府の政ハ都て田沼父子の思ふ儘に行ふひたりしが山城守ハ天明四年營中に於て新番佐野善左衛門の爲に切害せられたり主殿頭ハ猶も引續きて相勤たりしに天明六年家治公薨御の時に至りて年來在職中不正の廉ども逐一に露顯に及びたれば表向ハ病氣と稱して退役と爲り整居を命ぜられたり扱て新將軍家齊公の治世となりては雖して從來の弊政を除きて改革を行ハしむべきと表にても奥にても評議を盡されたるが今日に當りて幼年の將軍を補佐し此の大任に當らんずるものハ越中守ならでハ外に有るべしとも覺ゆ中と異口同音に申立たり去らばとて天明七年六月十九日を以て松平越中守定信を加判の列に命せられ(御老中)同列の上座たるべしと御沙汰ありて即日侍從に任ぜられ翌天明八年三月四日更に將軍より伊補佐の義を仰せ裝り手づから指料の脇指を賜りたり是れ四代將軍の時に會津正之卿が補佐の列に由らせたる義と云へり斯りける程に越中守ハ老中上席にて日々伊用部屋に出で、内外の政治みな其の指圖を爲し節儉を行ふハ弊政を除きたれば越中守を譽めぬ者こそなかりけれ

○内裏は炎上の事

思へざる外の災ひとて内裏炎上の事ぞ勿体なき天明八年正月廿九日の事なりしが曉がた卯刻に洛東宮川町どんぐりの辻と云ふ所より出火に及びたり頃ハ春の初の事なれば、燄の風烈くて忽ち大火となり、燄ハ鴨川を飛びて四條通り三條通り松原通りに焼け廣がりて禁中も烟の下に覆われ玉ひたれば、關白鷹司殿下議奏にハ中山大納言正執町大納言廣橋中納言萬里小路中納言傳奏にハ勤修寺大納言千種中納言其外月郷雲客みち參内ありて主上仙洞を守護し奉りて立退の御用意に及ばれたり武家にハ所司代の交代中の折柄にてありければ京都町奉行池田筑後守これを承まへり炎火の中を出入して消防の差圖をなす丹州龜山の城主松平紀伊守ハ折ふしに在國なりしかハ此火を見るより手勢を引連れもにもみて馳付け伏見奉行久留島信濃守も次いで馳付け禁裏を守護し奉る去れども火の手ハ益々烈しくて遂に内裏に焼け移りさりければ公卿武家供奉し參らせて二月朔日の夜に聖護院へハ遷幸ある内裏ハ盡く一時の間に炎上し猶も二條の御城に及び丑寅の御檢乾は檢御金藏四足門等も焼失し二月二日申の上刻に至りて漸く鎮火したり公卿武家の屋敷六十五軒神社二百二十餘寺院百二十八ヶ所塔七ヶ所町敷三百餘町家敷十八万三千餘土藏八千百餘の焼失なりと注し誠に京都はしまつての大火これ唯事にあらざと思へたり所司代松平和泉守ハ上京の途中大津にて此變を聞き急ぎ上京したれども所司代屋敷ハ焼失に付き二條の御城に入り傳奏へ上京の趣きを通じ大火の後市中の難儀一方あらざれば取敢て救助の沙汰に及び其旨急使を以て江戸表に注進いたたり越中守ハ此變を聞き同列と評議し先づ高家今川左京大夫を上使に命じて天機を窺はしめ次では勘定奉行根本肥前守を見分として上京せしめ類焼の公卿

にハ見舞の金子を贈り市中の人民にハ米三千俵銀六十貫目を與へたり斯くて越中守ハ思ふ仔細の有りければ禁裏ハ造營御掛りを承まはり近國巡見を兼て江戸を發足し五月廿三日に入浴し同二十五日に參内して天顏を拜し鷹司關白に謁して造營の事とも相談に及び其後内裏炎上跡を見分ある名にしおふは老中の見分されハ傳奏所司代禁裏附其外公武の役役も同道有しに越中守ハ薄綴子の羽織麻の帷子木綿の股引にて出立ち宮中の往來にハ鎗を伏せ倍臣同様の振舞にて深く尊敬の意を表せられたれば公卿方も流石ハ越中守の振舞かなど感ぜられたりしかや

○内裏造營之事

茲に議奏を勤められたる中山大納言愛親卿とヤその和漢の典故に通じて才學尤も其間に高く加るに剛毅の氣質ある方なれば常に王朝の衰微に及びて幕府の實權に支配せらるる事を慨み何ぞぞして王政復古の折もあれかしと望み今日にてハ假ひ其事の叶はざる迄も朝廷の威稜の日々に有る甲斐も無き様になり行く事の悲しきよあはれ力の及ばん程ハ朝廷の光を保たんものぞと思へられたるに今度越中守が上京せるこそ幸ひされ越中守ハ尋常の老中にあらざれば理を盡して説かハ聽入れざる事ハよもあらじとて或る夜ひるかに越中守が旅宿ある建仁寺に參りて對面に及び扱も今たび内裏造營の御事ハ己に貴殿より關白殿下にヤ上られて繪圖も定りたる趣きなるが是までの内裏ハ保元以來兵乱の後にて僅に跡ばかりを存せられたる里内裏なれば實ハ見る影も無き御所にてはひきき今や徳川家大政の委任を蒙りて世を治むると才一代守を廻ると百七十餘年及びて太平打續きたる時されバ今日を以

て大内裏に造營ありて然るべし朝廷にてハ國土の煩を慮はからせ給ひて其沙汰なきも將軍家にて大内裏造り進らざるの思召し立ちありてこそ朝廷に尊崇の道も實地に顯はれずすべし貴殿の存意如何にと尋ねたり越中守の敬みて此説を聞きやゝあつて貴卿の御説その理なきに候ハ大内裏御造營の御事莫大の工本なりと申せども苟くも天下の力を集めて經營いたさば出來ざる義に候まじ去あから今日に大内裏御造營あつて抑も何の爲にせしめ玉ふべきか王朝の古の如く京都にて内外文武の政を親らし給ふ時にあらば大内裏なくては相叫ふまじきなれども今日の如く天下の政治を幕府に御委任せらるゝ上ハ其儀必要なるべき歟武家ハ大祿を領して世に威勢を輝かし公卿ハ僅の祿にて差支がらに坐すと太だ其の輕重を得ざる様に候へども武家ハ文武の政治に與りて其祿ハ即ち政治の爲め武備の爲に候あるに公卿ハ唯々禁裏へ御奉公あるのその義なれば自から其差別も候ふべき歟然るを今日に於て大内裏御造營ハ仰出されあらば扱こそ禁裏に於せられてハ天下の政治を執らし給ふ思召なれど武士の驚き庶民の迷を起し終にハ世の乱をも招き申べし是れ拙者が大内裏の御説に同意仕らざる理に候將軍家に於ても定めて其義に候べし併し乍ら是までの内裏にてハ御手狭にも有之且つ御造營も疎末にて何さま一天萬乘の君の渡らせ給ふ御所とも覺ゆさや將軍家にも深く恐入り思召されて候へば今度の御造營ハ其規模をも改め規格例式に則りて造進し奉る心得に候間貴卿にも御心付の廉ハ御心置なく仰せ合され然るべしと答へられたり去れば寛政年間御造營の内裏の其前の内裏よりも遙に勝れて出來させ給はたるハ實に中山卿と越中守の力なりとぞ聞けし斯て越中守ハ御造營の事ども夫々沙汰して歸

りけれハ内裏ハ寛政三年に至りて御落成あり斯くて同き十一月廿二日を以て聖護院の假皇居より新内裏へ還幸あらせ給ふ主上仙洞にハ内裏御造營の速かざるを御喜びありて御製の詩歌を關東に賜はりたり

御製

遙慕周文園。不羨漢武臺。舊章一是從。新築本非僞。百工忽告竣。整駕自東回。拭目向城雉。城雉亦美哉。兩殿應規矩。四門總崔嵬。燕雀繞檐集。櫻橘接塔栽。豈其爲逸豫。講禮共徘徊。委佩群僚會。將幣九州來。素心既已足。起臥感鹽梅。欣然詩思動。乙夜薄言裁。

仙洞御製

どのつくりとがき立たる嬉しさの心を見ざる大和ことの業

○尊號宣下御内意の事

是も越中守が上京中の事なりしと聞けたる中山大納言ハ或る夜また越中守が宿所に行きて扱も大内裏御造營の事ハ貴殿の御説も候へハ拙者よりも復た再び其議を申出さるべし勿論 聖上に於かせられても其義仰出されあるべくも候ハむ然るに閑院宮の御事ハ御實父にてましまさを宮家にて置かせらるゝと竊慮太はだ安から申思召し候なり是れ全く御孝心の深き所なれば承久文安の先蹤に依りて本上天皇の尊號を宣下あらせ玉ハ御内慮と推察いたし候此儀關東にて如何評議あるべき歟御孝道の事ハよも仔細あるまじく尊號宣下別に政治の障と相成るべき様も無之と存じ候と物靜かに御相談に及ばれたり越中守ハはつと思ハ

れたれども左らぬ体にて其儀ハ至重至大の議に候へば越中守即答に是非を申すべきに無
 之候尊號の事ハ容易ならざる儀と存じ候間篤と御評議を盡させらるべき歟と申答へ更に其
 可否を云々なして餘談に移したれば中山大納言も深く其の議に涉らぬして歸られたり其
 後越中守ハ所司代松平和泉守に語て申さる、機ハ先に中山大納言が大内裏の事を説きたる
 ハ頗る迂遠の論を提出して徒らに關東を惱ましむるが爲なるべく有名なる中山にハ不似合
 千萬ありと思ひたるに今や尊號宣下の事を持出して内談に及べられたり扱こそ大内裏ハ偽に
 して尊號が眞にてありけれ尊號宣下を承知せしめんとてわざと大内裏説を撥け出して故さ
 らに我説に服し其代りに尊號宣下の事を我に承知せんと謀りたるハ明なり勿論拙者は可
 否の答へを致し申さず依つて拙者出發の後に必や傳奏を以て御内意を仰せ下さるべく又中
 山より貴殿にも論辨あるべし其時にハ委細關東へ申通すべしとのみ答へて一言も議論に及
 ぶ可からず中山の才覺にて種々に貴殿を釣出し或ハ怒らしめ或ハ辱しめて議論に及ばせ其
 言葉の後日の證に取るべけれハゆめ／＼其策畧に乗りて大事を引起し玉ひそと丁寧に申合
 めたり和泉守承まはりて尊號宣下の説ハ此程より其噂を漏れ聞さ候が當今御孝道の思召し
 何の仔細も候まじきにと不審の色を爲しければ越中守いな／＼是にハ深き仔細のある事に
 て一步を過てハ貴殿も拙者も與に天下の罪人たるべき程の場合に陥るべし人臣の苦節ハ必
 らざ他日この一條にて候べしと吳々注意して歸府せられたり然るに案の如く其の翌寛政元
 年巳酉の八月に至りて傳奏勸修寺千種の兩卿ハ所司代和泉守の許に閑院一品宮御事當今御
 間柄の儀を以て尊號宣下の御内慮關東へ仰進せらる、旨の書附を持參ありて其談判に及ば

れたり和泉守ハ兼て越中守の内勅ありける事なれば御持參の書附早速江戸表へ差送り可
 申と相答へ直様この趣きを御老中に進達せらる越中守ハ扱こうと思われしが御老中一列と
 評議に及び尊號の事ハ容易儀に付今一應厚く御評議ありて猶又御内意ある様に傳奏承べ
 相違ふべしと所司代へ下知したり所司代ハ直様その旨を傳奏は述べたるに數日の後傳奏よ
 り右の趣言上に及び候處先以て御滿悦之御沙汰に候と云ふ定例の返辭にて尊號宣下御内意
 之事ハ當分の儘と成りける

○一橋民部卿閑院三司の望ある事

當今の御實父閑院宮一品親王へ太上天皇の尊號を宣下ありせ度き御内慮と申す事ハ實に先
 格天皇の御慮に出させたる御事にや又ハ御慮の程を察し奉りて一條中山廣橋の諸卿が勤
 め奉りたるにや其程ハ知らぬとも御孝道の御事なれば論なく承知し奉らせと然るべしと御
 老中若年若大目付の評議ありに越中守ハ常に朝廷を重んずる人なるが此議に限りてハ今
 一應御評議ありて猶又御内意あるべしと云ふ説を言ひ張りて遂に其通りを所司代に下
 知したれば京都の方ハ先づ其儘にて沙汰止みの姿と相成たり然るに江戸は於てハ却て此
 の尊號一條に付さ殊の外に議論を引き起し翌寛政二年に至りて事の体只ならずと見えたり
 りける其事の起りハ偏に一橋殿よりとて聞えたり一橋民部卿の事ハ前にも述べたる如く
 將軍家ハ家齊ハこの實父にて寛政二年にハ將軍家ハ年十八歳一橋民部卿四十歳にてあり
 民部卿ハ其子前將軍家の妻となりて今ハ公方様と仰がれ玉ふに由り此年(寛政二年)三
 月に飯田町の邸館を拜領ありて同三月に權中納言に進み同九月飯田町の邸館に付き更

に神田橋の館を拜領して之に移り將軍家の尊崇尤も厚かりければ一門其外の尊敬の三家の上に出て榮華を極められたるに猶足らざるや思へれけん我苟くも八代將軍の孫と生れ當將軍の實父たるに四十歳に至るまで一橋に在りて三位中納言の官位に止まり三及田安と共に臣下に列するを心安からぬ然るも將軍家の例として本末の分尤も嚴るれば詮かたあしと明らめたるに去年京都より禁裏は實父閑院一品宮尊號のは内意ありしこそ屈竟あれ京都にては實父に太上天皇の宣下ありて新院と尊ばせ玉へん上江戶にて將軍家の實父たる我を儀同三司に進め大少所と尊ばれん仔細あるべからず京都にて新院を仙洞所に入れ奉らば江戶にて我を西丸に入れ申さんと何の妨げがあるべきあられ京都の御内意の如くに行へれよかしと望まれたるに越中守の計ひとして老中の評議の猶一應とありて京都のは内意を承さるりやさしければ民部卿の大に其望を失はれたり

京都にては關東の沙汰かく不承諾の上は是非なしと思ひ返させ給ひたれども江戶にて一橋殿なかく思ひ止まりやされず夫に將軍家のは若年ながらも深く京都のは内意に感じ余とても同様の義なれば尊號宣下事行へれ次第に一橋殿を大少所と崇むべきものを内々に思立ち玉ひたり且つ民部卿のは實父の間柄とて常に平河口より御登城ありて屢々奥に入らせらるるを以て御父子の間には是等の御咄も有りしと思はれたり左なきに將軍家の御意に入りて其の寵遇に預り度きものを諸人みな心掛たる事あれば此の御内情を察し知りて是予我等が立身の手段とさんなれとて寄りに其事を勧め參らせ夫に付きては先づ京都の方に手入いたし再應尊號宣下の御内意を仰下さる機に致すべし再應の慮を否と奉るは其恐お

れは越中守も承知仕るべし斯くて尊號宣下相濟ひの將軍家にて是の思召ありと仰出さるべし京都にては因より打合せの上されば故障無るべく越中守とても其期に至らば異存これ有る可からざ内々思召し立たせて然るべしと密に將軍家にも民部卿にも勧めます聖ありければ流石の家齊公も御若年と云ひ御孝心と云ひ内々其心を動かさ玉ひたり

○關東尊號黨之事

斯くて寛政三年と成りつれば關東の尊號論の益々盛にありて御側御用人御留主居御側衆を初として大小御目付三奉行に至るまで凡そ君側に在りて將軍家の内意を知るもの并びに一橋殿にもかりあるもの頻に尊號宣下の事を云ひ離したれば御老中若年寄其外諸語の大名にも亦この議に與する人々少なからざりき其趣意は京都にて文武のは政治に關係べしとあらば飽までも否とやすと當然ありと雖ども太上天皇の尊號を實父一品親王に宣下あらせ給ふ事ハ更に政治の障との相成り申さざる殊に天子は孝心の御事にいへば直様可然旨のは答あるべきに老中の方の評議を以て之を否と奉りたるは道に背きたる取計ひなり再應の御内意を下し玉はらば承諾あるべき事ありとやすと孝道説なれば聞くもの皆尤もなりしとて同じたり但し是の表向の辭柄にて其實を云へば當時この人々に於て左はと京都を尊崇するの真意の無れども之を奇貨として一橋殿を儀同三司に上せ大少所と崇めて西丸に入れやすんが爲にてかく頻に其説を唱へたるあり左れば商家がは禮文たは使にて上京する毎に内々其意味を含ませて傳奏議奏に移つしたれば所司代禁裏附も表向ころ老中の命を重し知らぬ顔にて在しかとも禁裏より再應の御内意仰下さるる時に之を取持ちやすと將來に

於て我身の爲なりと内心に思ひたるならん却説く所司代松平和泉守の内裏造營に付き
數年間營務の勤に勞し其功少からざればとて此年江戶表に召返されて加判の列(老中)に
仰せ付られ跡役に太田備中守所司代を命ぜられて上京したり和泉守の數年在京して京都
の評議をも詳かに承知したり備中守のまた江戶に在りて親しく一橋の事情をも心得たれば
尊號黨に取りて此の交代の更に都合よく又禁裏に於かれても尊號黨再發の俾都合に宜
しかりしを以て愈々其事との相成たり

○尊號群議之事

關東の尊號黨よりして内々に事情を申通じたれば京都にて幕府の内情をな手に取る如く
に知れ渡りたり事情正しく然る上の尊號宣下の御内意仰出さるゝに於て差支ある可からざ
去ながら獨り恐るべきの彼の松平越中守なり徳川家の親族にて老中上席となり將軍の補佐
たるを以て大小の政治皆其計らひに出で將軍と雖も越中守の意に背き玉ふと能はざる程
なれば一旦思ひ定めたる事を容易に替へざるべし殊に越中守の和漢の學に博きを以て
先例をも十分に取調べずしての議論を以てやかましく可否を申立つべし依て再應御内
意の前に諸卿の群議を聞し召し越中守の學才にての仲曳相成らざる様に理を盡すと肝要な
るべしと公卿會議あつて其旨を内奏せられたり當今(光格天皇)に於かれて其議尤も然る
べしと思召し給ひて即ち寛政三年を以て
大宰帥親王可有尊號 宣下一設否之事
と云ふ勅問を下されて諸卿の群議を召されたり諸卿に銘々に奏議を上つらる先づ其時の

關白一條殿下ハ

後高倉院 後崇光院各 御在世被レ奉ニ 尊號ニ於ニ本朝ニ 御實父 御在世不レ被レ奉ニ尊
號ニ之例無レ之歟被ニ因ニ准先例ニ無ニ子細ニ存候宜ニ在ニ 寮慮ニ矣
應司左大臣ハ

謹按自ニ藩生ニ入繼ニ大統ニ之君於ニ本生之父ニ極ニ尊崇ニ有下奉ニ 上皇之號ニ者古今和漢其
例不レ能ニ枚舉ニ也然己不レ踐ニ其位ニ何處有ニ其號ニ乎淺慮之才愚衷之誠不レ知ニ其當否ニ宜レ

在ニ 天裁ニ也

應司 前關白の申條ハ左大臣に同意なりければ其餘諸卿の議ハ可否の兩つに分れたり是を
可とする人々ハ

- | | | | |
|---------|---------|---------|----------|
| 一條 關白 | 二條 右大臣 | 西園寺内大臣 | 大炊御門前内大臣 |
| 葉室 一位 | 油小路前大納言 | 中山前大納言 | 萬里小路前大納言 |
| 三條 大納言 | 正親町前大納言 | 今出川大納言 | 廣橋大納言 |
| 醍醐大納言 | 廣幡大納言 | 勸修寺大納言 | 中山大納言 |
| 甘露寺 大納言 | 一條大納言 | 冷泉中納言 | 油小路中納言 |
| 三條中納言 | 葉室中納言 | 二條中納言宰相 | 水無瀬宰相 |
| 六條宰相 中將 | 四條宰相 | 飛鳥井宰相 | 高倉宰相 |
| 四辻宰相 中將 | 園宰相 中將 | 坊城左大辨宰相 | |

これを否とするハ僅に應司左大臣。應司前關白。花山院大納言。庭田中納言の四卿にて近
衛前右大臣。久我前内大臣。徳大寺大納言。日野中納言。姉小路中納言。の六卿ハ瞬味の奏議

にてありき凡そ斯る場合に臨みて愼慮に適はざる議を上つる事ハ尤とも難き所なるが上に
尊號宣下の公卿みも望まざる所なりしかハ所謂群議一決とな之を賛翼し奉まつる事との
相成りたり其中にも其時の議奏中山前大納言。傳奏正親町前大納言。傳奏萬里小路前大納言
議奏廣橋前大納言の四卿ハ此の尊號宣下御内意一件に付き後に至りて幕府より各の沙汰
を受けられたれば其奏議だけを左に掲げて其餘ハ之を略す

奏議

中山前大納言

御實父太宰帥親王可有尊號宣下一哉之事右議按檢國史於日本武尊一者川上鼻帥奉
尊號一是別儀也。磐坂市邊神磐皇子彦主人主皇子忍坂皇子大兄皇子茅渟王等皆以無追崇
之事可謂得禮也其後日並知皇子追尊奉稱三岡宮御宇天皇一人親王追尊奉稱三崇
遺靈敬皇帝一施基皇子追尊奉稱春日宮大皇一此三箇度未得知得禮否也但御實父御在
世無不被奉尊號一之例歟 後高倉院 後崇光院皆以非追尊之例一漢高祖五日一朝
太公曰帝人主奈何以我乱天下法一而高祖尊太公曰太上皇一御實父御在世其禮宜
倣之歟且 陽光院被贈尊號一族以尊崇一為定例今因承久文安之例一被奉尊號一
之條雖謂無據平宜在聖斷一矣

奏議

正親町前大納言

主上御實父太宰帥親王可有尊號宣下一哉事潛案史籍一日本武尊以降乃至茅渟王無
崇號一之間雖可疑殆涉焉上世之經強難為嘉措一歟若論之 田原天皇以降一有別故
之時論一况以實父之儀一被奉尊號一 後高倉院 後崇光院 陽光院 概是例也就中文

安之佳蹟最足進的一者乎審謂之 後花園院雖有先帝獨子之儀一向以實父入道親
王一被尊崇一詔云當時之孝道云承前之規蹤一早被遵行一之外豈有他哉不然者敬情
之不妄孝憲之不厚衆臣誰不察之裕恰之間被決一 聖慮一乎

奏議

萬里小路前大納言

一品宮可有尊號 宣下一哉否之間事於所生尊親之儀一者 後高倉院 後崇光院等為
先蹤之間早尊號之事被宣下一可宜候乎宜在群議一矣

奏議

廣橋前大納言

一品宮可有尊號 宣下一否之儀 右議按尊崇之義異域其說紛々不一雖然舜為天
子一以聲稱為天子父一備致四海九州之奉一尊親之意至矣及漢高祖一以太公為太
上皇一詔曰人之至親莫親父子一故父有天下傳歸於子一子有天下尊歸於父一此人道
之極也苟悅曰孝經云雖天子一必有尊也言有父也王者父事三老一以示天下一所以
明有孝也無父猶設三老之禮一况其存者乎孝莫大於嚴父一故后稷配天尊之至也湯不
先契文王不先不笠一古之道乎尊不加於父母一然則為親上尊號一由來久矣聞古曰
太上極尊之稱也皇君也天子之父故曰皇不預治國一故不言帝是其名義也皇朝 小一
條院嘗辭一春宮一猶上院號一况御父豈可不尊一乎伏以陛下雖為後桃園院御養子一
所生之恩海岳深重詩云父兮生我母兮鞠我善我長我育我顧我出入懷我欲報之
德一昊天罔極豈可不思一所以回報一 後花園院實 御父後崇光院上尊號一詔書曰祖
祖無舊典之文準一今時加新制之崇儀一宜上尊號一此時名臣關白兼長公內大臣實照

公等何爲ニ曲從ニ乎今透ニ文安舊跡一則非ニ新義一若夫異域世々統系不レ十竝立相接皇朝即
正統綿々與ニ天壤ニ無レ窮今親王爲ニ 東山院孫王 櫻町院御養子 陛下實 御父一况
陛下 澄龍九年受ニ國極之恩一然則異域紛々之說不レ可ニ拘泥一也但臨レ時大事探擇可否宜
レ在ニ聖裁一

○尊號先例之事

右の如く諸卿の群議ハ皆孝道の一點に歸したリ孔孟の教にてハ孝とヤと尤も重ク不孝
と云事も尤も重ク孝ハ徳の本なりと云ひ三千の罪も不孝より大なるハ無しと云ふ格言あり
て政治法律の根本も孝より生じたるもの多かりけれハ孝道の一點に於ては固より異議ある
可からず況モ尊號の事ハ先例あるに於てをや諸卿の奏議にもサされたる如く岡宮天皇
春日宮天皇崇德盡敬皇帝の諸例あるが何れも追諡にて生前の事にハあらず小一條院ハ
長和五年正月に太子立玉ひしが寛仁元年八月に其位を辭し玉ひしに由て即日院號を奉
つられたり是ハ生前に院號を稱させ玉へる初めあるべし然るに承久の亂に北條の計を以
て高倉天皇の孫孫茂仁親王を撰び奉らせし御位に即せ奉る人皇八十六代後堀河天皇とサそ
ハ即ち此君あり因て天皇の御實父守貞親王のハ出家にて持明院とサさせ玉へるに太上法皇
の尊號を上つり後高倉院と稱し奉りたり之を承久の例とサすなり次に稱光天皇の崩御に當
り御繼体の皇子とサさせ玉ひしに依り崇光院の御曾孫彦仁親王を位に即せ奉らるハ皇百一
代後花園天皇の御事あり依て天王の御實父貞成親王に太上天皇の尊號を上つり後崇光院と
稱し奉りたり之を文安の例とサすなり其中にも文安の御例ハ最も今日の場合に適當な

るを以て専ら此例に依せらるべしとの僉議ありける但し天皇の大位に即かせ給ハざる御方
に天子の御實父あればと太上天皇の尊號を上らるゝと宗統に於て嫌疑の失なきに非ざ人
倫の情を以て名器の正きを察するの恐あるべき歟と云が尊號宣下反對の意見あるれども其説ハ
薄弱なるが上に少數なるを以て公卿の間にてハ當時に行ハるべくもあらざ群議皆尊號宣下
然るべしと奏議したるに付き御先例もあれば去らば仰出さるべしとの御内決あらせ給へり
○傳奏より所司代へ掛合之事

斯て尊號宣下に付き公卿の僉議も濟み關東尊號黨の打合も整ひたれば今ハ所司代に仰出
らんに何の仔細か候べき今度こそ御慮の通に事行ハれ申すべしと中山前大納言ハ類に一條
關白に勧め申したり關白よりハ御内慮を伺ひ奉つられて即ち寛政四年壬子正月廿日を以て
傳奏正親町前大納言萬里小路前大納言の兩卿ハ所司代の屋敷へ向ハれける所司代太田備
中守ハ傳奏の参り向ハれたるハ何事やらんと心安からざ對面に及べれたるに兩卿より恭し
く一通の書付を渡されたり備中守謹みて之を拜見するに

尊號 宣下御内慮の一件最早追々御掛合に及びたる頃よりハ餘ほ年月を経候義よて其
上 一品宮御事御高年に及ばれ候間此節に於てハ何とぞ御猶豫なく 仰出され度關東の
御返答早々 仰進せられ候ハハ 御々 涉滿悦たるべく候尤も御人程なく使として参
向發足に付若し代役中にて可相成候ハハ右御返答有之候様精々涉御事あるべく存候事
との文言あり備中守ハ扱こそ案の如く尊號のハ内意仰出されたるなれ必定の仔細あるべ
しと思ひ右の書付拜見いたしたるまハ傍らに差置さ有無の返辭に及ばざりしかハ傳奏兩卿

ハ狩衣の袖かき合せて座を進ませ如何に所司代にハ此儀何と存られ候にや仰も尊號の御事
 ハ去る寛政元年に其御内慮仰出有しかども當時關東の沙汰として尊號ハ容易の義に非れば
 今一應厚く御評議ありて猶又御内慮あるべしとの趣きに付き其の以來深く御慮を運らされ
 しに己に承久文安の先例あるに當今に至りて此例を廢させ給へんと尤も然る可からず是
 つ、次に御内々にていか程の御取扱を爲させ給ふとも御實父を北面の列に置く、と御孝道
 に背て御慮太だ安からず仙洞の思召も御同様の御事あり是二つ、次に今度勅問衆を初とし
 て前官大臣大納言中納言參議聽本座の輩までの所存を尋ねさせられたるに何れも此議を翼
 贊し奉りたり是三つ、此三つの理由あるを以て尊號宣下の御内慮を仰出さるゝ者なりとて
 彼の諸卿群議の寫を懷中より取出して備中守に渡し更に趣意を述べて曰く今度尊號宣下の義
 ハ禁裏 仙洞の兩御所より仰出さるゝ所なれば速かに關東に於て遵行之あるべし若し違
 背あるに於ては深き 思召も前らせらるべし關東に取りて不爲たるべし尤も時節柄なれ
 ハ新院の御殿は別に造營に及ばざり關院宮に少々の増建ありて事足るべし又御領とて取
 費を厭はせ給ふ有り難き御慮なりと辨舌爽かに演説ある備中守は謹みて御沙汰の趣き承
 へり候尊號の御儀固より容易あらざる事に候へば拙者が即答申上ぐべき限に非ず速かに
 關東に進達し將軍家の思召を相伺ひ其御返答に及ばるべく候と答へたり兩卿は先以て早速
 に傳達の承引ありて祝着なり然るに一品宮御事は今年六十歳の御高齡に候へば實に速かに
 行届かんと尤も御望なり就てハ我等兩人も近々關東へ勅使として參向いたしやべく御返答
 ハ代役に致さるべしと申述べ會得ありて靜々と退出せられたり

右に付き所司代備中守は即日緊急を以て此の次第を關東に申送るとて傳奏持參の書付并
 に公卿の群議に左の公文を添へたり其文に云く
 閑院一品宮御事 當今御問柄の儀を以て 尊號 宣下之事去酉年(寛政元年)御内慮仰進
 ぜられ度旨傳奏持參の書付寫差進じ申遣し候趣御承知被下右尊號の儀ハ容易ならざる儀
 に付今一應厚く御評議有之猶又御内慮有之候様傳奏衆へ相達べき旨 仰下され承知いた
 し相達候扱ハ其砌り申進候右の趣言上に及ばれ候處先以 御滿悦之御沙汰に候茲に因り
 て爾來深く 御思惟も在らせ候に兎角本朝にてハ承久文安の例に付き 尊號 宣下これ
 なくしてハ相叶ハざり御内々にて如何程の御取扱あらせられ候ても名實正しからずしては
 御實父御崇敬の孝道全く調はず人臣北面の禮儀ハ相止め難く候ゆへ何分 御慮御不安の
 儀 仙洞の思召も勿論御同様の御事ゆゑ猶又今度厚く御評議之あり候旨 勅問衆其餘前
 官大臣大納言中納言參議聽本座の輩に至るまで所意を尋られ候に付 勅答中伺の寫し別
 に相達せられ候此餘前々の評議等も之あるべく候へども既に 本邦の例に成り來り候
 儀を 當朝にて今度廢棄せられ候儀ハ甚だ容易ならざる事に 思召され 宸襟御不安
 院慮も御同様の御事に候仍て御先格の通り彌々 尊號 宣下あらせられ度 思召に候間
 目出度く遵行の様 兩御所より仰進られ候若し又今度相整ひがたく候様にてハ此上深き
 思召あらせられ候間滞なく御沙汰に及ばれ候様 遊ばされ度く右に付てハ御時節柄に候
 間 新院御殿ハ御新造に及ばざり閑院宮に少々御建添御取繕ひにて然るべく御領の儀ハ新

院御例格の七千石に候へども此度御省減にて四五千石ばかり附進せらるべく候右御内意の趣其の御地へ宜く申進せべき旨則ち兩卿持参いたされ候番付一通并別紙とも人御披露候以上

正月廿日

太田備中守

- 松平越中守様
- 鳥居丹波守様
- 松平伊豆守様
- 松平和泉守様
- 戸田采女正様

尊號 宣下 御内慮の一件最前追々被及三掛合一候頃より餘程年月を経候儀にて其上一品宮御事御高年に及ばれ候間此節に於て何卒御猶豫なく仰出され度其地の御返答早く被仰出候へい嘘々 御満悦たるべく候尤も兩卿の無程御使参向發足に付き代役中にて可相成候へい右御返答有之候様別紙書付被差出一候間則ち寫一通之を御披見に入れ相伺ひ申候以上

正月廿日

太田備中守

(宛名前と同じ)

○御老中より返答之事

所司代太田備中守の書狀の正月下旬を以て江戸表に到來したり刻附至急の封狀これ唯事にて非中とて御用部屋にて急ぎ封押切て披見あれば尊號宣下御内慮の一條なり殊に文面の体にてハ此上將軍家より御返答なきに於てハ京都にてハ深き思召ありせらるべく再應御内慮を否と奉ると其恐なきに非中如何のせんと御老中方みな戸を撃めて御評議あり越中守の中にも深く配慮して思ひければ御返答の評定に時日を送るときハ如何なる評定が思ひよる邊より起りて將軍家にも尊號御同意の思召と成らせ玉のんも知り難かるべし未だ諸説の紛々たらざるに先ちて早く其處置を爲すに若かぞ去とて無下に否と奉るハ朝廷を尊崇するの道に非ざれば幾重にも京都にて思召直させ給ふ様に致すこそ是れ人臣の道なれとて竊に其頃の學者柴彦輔(栗山)等を招きて和漢の典例をも取調べ條理の存する所を研究し尊號宣下ハ決して今日に行はる可からずと所見を定められたれども左も右も穩かに答へて御回志を希ふべしとありて自ら所司代への達案を下書し二月下旬を以て之を同列に示し各々様の御心慮如何と尋ねたれば丹波守伊豆守和泉守采女正に於ても別に異議とて無し且し少々ハ之あるにもせよ越中守に抗對すべきにあらね何れも至極結構との挨拶なり依て越中守は同月十九日に將軍家に竊はれたり將軍家も此返答ハ内實賢慮に應ぜざれども慰むる事云出して越中守直諫せられてハ面目なかるべしと懼らせて同じく尤もなりとの上意あれば越中守ハ早速御老中運名にて所司代備中守へ左の趣きを達せられたり其文言に曰く

開院一品宮 尊號 宣下之事最前 御内慮の趣き相達し候以後猶又申達し候趣きを以て段々 御思惟あらせられ候處東角 尊號 宣下無之ては御内々如何程の御取扱わらせられても御崇敬の御孝道は全く酬へざる慮御不安之趣き 仙洞思召も御同様の御事ゆゑ又御評議あらせられ勘問衆其餘へ存意の趣きを尋ねられ候趣きも別に相違せられ候先々

の議論も之あるべく候へども既に本邦の例に成候義を今度廢棄せらるゝ義の容易なら
 せ彌々々々尊號 宣下在らせられ度御沙汰之趣右に付てハ 新院御殿へ御新造二及ハ御
 領等の儀も省減せられて附進せらるべく等の御趣意まで 御内慮 仰進せらるゝ旨は
 に達しゆ所段と御孝心の御義に思召されゆ尤も文安の御例ハ之ある由にハハとも惣て
 御代々の内にハ御例格等も品々有之儀にて其の御例にも時勢の差引も之あり又ハ議論
 の是非も有之事ゆゑ先蹤一と遵行せらるべきにも有之まじく尤も異域の先例も専ら御取
 用にも相成ゆハ其道理論説等の義ハ廢せらるべき義にハ有之間じき哉に思召しハ折角
 御深厚の 御内慮之事ゆゑ猶又御勘辨遊ハさるべき旨仰出され候右の趣きに付急には沙
 汰ありせらるべき哉にも相伺ハせ候に付此段先づ申達し候間程よく兩卿へ達し置かれ候
 様に被存候

所司代ハハッど驚き越中守に於て斯く決心の上ハ迎も尊號宣下の事行はるべきに非ざる歟
 去るにても折角の御内慮を無にし奉るハ其恐ある上に今度の思召は群議を盡させたる上
 は事されハ禁裏に於かせて涉寛納めらせ給はざるは必定なり實に所司代が板城との難義と
 云ふは此事なりと屈膝致されたれども左てしも有るべき事ならねハ止を得ず右の書面の趣
 意を傳奏に通達し急に涉沙汰あるべしとも伺はせ候ハ關東にて早速の返答は先づ無之
 事と思し玉へハ申述べたれハ傳奏はじめ公卿みな案に相違し今度ふるハ涉慮にも思召し一
 同も左様に存じたるに越中守が執念く否み奉るぞ其意を得ね此上ハ横こそあらめと密に群
 議を盡されたり

○禁中御評議の事

主上ハ聰明敏智の君にて渡らせ給ひ未だ御若年にはおはせせも深謀遠慮ハ老成人も企て及
 ばざる程の御事にてあらせらるれば今この趣きを聞し召し怪しかる關東の中條かあどハ思
 し召し給へども猶も耐忍びてまじくける予恐入たる次第なる關東の尊號黨ハ越中守が再
 應の御内慮をも押返したる沙汰を見て此分にてハ一通りにてハ事行はれまじ京都より嚴し
 き御達あらハ越中守如何に剛情ありと雖どもやは從ハざるべき此機に乗じて京都に手入
 を爲し嚴重の御達を促そべしとて又もや内密に事情を報じ將軍には奉旨の意あれども越中
 守が中間に在りて肯せざる様に申做して諸事惡しさまに告たりければ其の事案の如く御聞
 に達して主上ハ御氣色太だ麗ハしからず朕万乘の位に在りて之程の事なごか御慮の如くな
 らざるべき其上ハ嚴しく相達すべしと宣はせたりとかや其頃世上に漏れ聞たり御聰明に
 ハ渡らせ給へども越中守が之を拒み奉るハ一橋の關係に天下の亂階を他日に醸さん事を恐
 るハ故に在ると公卿にハ誰ありて之を知るもの無りければ知し召さるゝに由なかりしぞ
 是非も無き

關白殿下ハ中山、正親町、萬里小路、廣橋、勸修寺、其外の諸卿を集めて御評議ある中山前大
 納言進み出でされけるハ關東にて此仰否と奉るべき理の争で候べき假ハ大樹これを否
 ひの心ありとも執政ども之を諫めて奉順すべき筈あるに今や大樹にハ奉順の意ありと云ふ
 執政等が壅蔽して其議を推移するころ奇怪あれ是れ全く越中守が所存に出たると某先
 年嘗つて彼に面會いたしたる時より疾に見抜きて候なり抑も保平以來王權地に堅ちて武門

の政治とあり慶元より天下を奪ひ徳川氏の有と成り帝室の衰微茲に極りぬ政治の沙汰は關東へ御委任の今日に於て俄に之を如何とも成し難きも尊號宣下の一條は是れ全く帝室の御事に於て武臣の喙を容るべき所に非や然るを再應の御内慮を憚らざして我も亦奉つるの言語道斷の次第ならずや其儀にて候ハハ朝廷に於ても議を決し給ひて關東に嚴しく仰達せられ一步も退かせ給ふ可からざ若し關東にて手荒の處置に及び候とも其時は御一同に覺悟を定めらるべし左あらざしてハ迎も朝廷の御威稜を此先に保んじ奉つると覺東なく候引合等の事の不肖ながら某これに任じ關東ハ愚か何國の果まで参り向ひ候とも少しも厭ひ申すまじ速かに御英斷あらん事ころ肝要あれと兩眼に涙を浮めて議せられたり諸卿と其儀に感動し然ハ其趣に決して手切れの掛合を關東に遂ぐべしと一定したるハ是れ同年七月下旬の事なり

○越中守苦心之事

切も尊號宣下の御事の越中守々計ひを以て再應否と申上る事に所司代へ申遣し其旨傳奏へ通達せしめたりと雖も當今の御英邁に渡らせ給ふと、一條關白中山前大納言其他の公卿その心を一致して翼賛し奉つると今は其隱もあらず其上に關東の大小名諸役人の内にて密に當御代(家齊公を云ふ)并に一橋殿の意中を窺へて尊號説を助くる輩の少なからざる事も今は頗る其の形迹顯はれたれ越中守ハ竊に心を惱し斯る勢ひと相成りて關東より内々にて京都へ線を引き以上は京都にてハよも思ひ止まらせ給ふまじ必らず嚴しき仰出されあらんと近に在るハ其仰出されそ即ち内應の合圖となりて尊號説ハ與向にも諸役人の間にも起り上下内外よりして御用部屋の評議を破るに至るべけれ左ありてハ遂に天下の安危に拘るべきの恐あれハ畢生の力を以て之に當らざる可からずと更に其の覺悟を定め雖にか此の心腹を打明けて相談すべきと同列を顧みれば伊豆守の外にハ語ふべき人物ありとも思はれを依て或る夜伊豆守を招きて云々の事情を語りたり伊豆守ハ涙をばらりと流しは手前様に於て斯く御決心の上は伊豆不敏なりと申せども何條難に當りて身を顧み申へき假ひ京都の怒に觸れ與向の恨を惹き不首尾と相成り候とも國の爲め御家の爲に候ハハ更に憾に存中べき所ありし是よりしてハ何事に寄りて御手前様の御指圖に任せて働か申へし御心置なく思ひ玉はるべしと言辭涼しく答へたり越中守も落涙に及びて天晴れの御決心かを流石に名相の譽を世に輝したる智慧伊豆殿の御名残はと有りて越中敬服に堪ぞと歎び相互に心腹を打明けて相談に及び我等兩人にて非尊號説を御用部屋にて主張せば丹波守采女正の常

に御多分に洩れ申さずと云ふ風あれハ必定同意すべし和泉守ハ内心或ハ不同意あるも表向に抗抵して論ぐる程の氣力ハ無かるべきが遠江守攝津守(加納遠江守堀田攝津守いづれも御御用人にて當時の權臣なり)其外御側御留守居等ハ如何あるべきか是等の諸人一味合体に及びてハ先づ我等を退けて後に事を行はんも決して爲し兼ねざるべし尤も上にハ(家齊公を云ふ)不肖ある拙者をハ大切に思召され越中の申す事とあらば善惡に依り承りて其通りに計ふべしと常に上意ありて身に餘る程の御信用を置かせ玉ふに由り去る事ハ承知あるべしと存せねども一橋殿より與向の御手入あるに於てハ御父子の御問柄ハ又格別なるべし豫じめ未然に其禍ひを防がんハ御一門諸大名の臍を固むると尤も肝要なる

るべしとすされければ伊豆守も之に同じたり依て越中守は先づ井伊掃部頭（譜代の隨一溜間の上席徳川家に取られて大功の元老たる家柄あればとて面會して相談に及ばれたるに掃部頭の篤と思案を廻らして左右の挨拶に及ばざりしが稍暫くありて成ほど去る意味合の御事にて候ひつるか兼々朝廷御尊崇に厚き御補佐が今度の一儀に限りて一應も再應も京都の御内意を否み將軍家の御失徳たるを顧みずされざるこそ其意を得ね溜間の役目として修尋ねやさんと屢々存じ候ひしが分別深き越中殿の修事なれば是には深き仔細を候はんと思ひ返して是まで差扣へ不審を懐きて候ひしを然るに只今段々の御賢慮を承はりて胸中の疑ひも頗る露れ天晴の如高論に感心仕りて候天下の爲なり御家の爲なり一時の不忠不義の汚名を蒙りても何の厭ふべき誠心の程は天照皇太神宮、東照大権現も照覽あれ必らず一度の顯はれやすべし御心置なく計ひ玉へ溜間の評議は松平讃岐守其外へもや合せて掃部御請合ひ申し決して動し候まじ御安心あるべしとす答へたる越中守は大に喜びて猶も掃部頭と相談を遂げ是にて溜間の方の安心あり是より御家門の方をとて水戸殿へ参り向ひれける

○越中守水戸殿へ伺候之事

其頃の水戸殿とすすの從三位參議治保卿（後に權中納言）とて實門光國五代の孫あり寛政四年に御年四十二歳にあらせられ智勇の譽ある御方にて候ひける越中守は小石川ある水戸殿の館に伺候したるに御當代の御補佐と云ひ御續柄の越中守の事あれば水戸殿の直に對面に及びて來意を尋ねられしに越中守は尊號宣下の儀に付き尊慮伺ひ奉り候爲に伺候の由を敬とてすされたり水戸殿、それの修補佐たる役柄を以て御三家たる余に伺はるゝ爲か又の

越中守一分を以て治保への對談なるが、越中守承はりてさる公私の差別は餘人にころ仰せ候へけれ越中が水戸殿へ對し奉るに於ては固より公私の差別の候はずと、答たり水戸殿首領さ給ひて、左もあるべき儀なり然らば御手前の相談承はらん前に先づ余より相尋ぬべき仔細あり抑も尊號宣下の御事は恐ながら當今の深き御孝心に出させ給ふ思召にて御盛徳の至なれば將軍家に於せられては早速に御領承ありて然るべき儀なり然るを御手前の計ひを以て一應ならむ再應までも否み奉りて宸襟を惱し奉り將軍家にまで不徳の名を天下後世に負はせ參らすると如何なる心得あるか御手前より尊號之事申出の無き間、治保御直評議に及ぶまで之を問はざるべしと雖も今日に申出ある上、此儀明白に承はりすべし、とて殿かに仰られたり流石御三家の内にて水戸殿は副將軍なりと世にす程ありて威儀自から備はり御尋の趣きも分明なりければ越中守は平伏してすされける、今日越中伺候して事情詳かに申上げ尊慮を伺ひ奉らんとすしたるに即ち其儀にて抑も尊號の御事、御孝道の至に候へば争でか之を止め奉るべき新院の御賄料とて將軍家の御身代より見れば實に聊かの事あれば何の仔細やいべき然るを否と奉る譯とすすの君臣其の分を殊にし公武其地を別にすといやせども父子の情に於せては豈其差別有んや禁裏にて御實父一品宮を太上天皇と尊び給ひ、江戸にても御實父民部卿を大御所と崇め玉ふべきの必然の御事に候へし餘の事に候は、將軍家にて京都の例に倣はせしむと有る可からずと諫諍も致しすべきが孝道を盡させらるゝに於ては越中何として之を止め奉るを得べき、天子の御孝道を盡させ給へ將軍家の盡させ玉ふ可らずと同事兩義の取計ひの道の許さる所にて候京都にて一品宮に

太上天皇の尊號を奉り新院と敬へせ給ふとも固より御障の候へねども江戸にて一橋殿の儀
 同三司にあらせ西丸に移りて大御所と稱させ當御代は老年の折柄天下の政治に關係する
 事と相成りいひ神祖の傍遺訓歴代の御制度も是よりして破れ政令の一途に出せしめて
 事と相成りいひ神祖の傍遺訓歴代の御制度も是よりして破れ政令の一途に出せしめて
 と彦表との間に確執を生じ諸侯心に乖き人民政に倦みて天下の紛亂を招き復た收拾を可
 からざるに至るの虞あるべし去れハ京都に對し兼りてハ實に恐れ入たる事に候へども天下
 の爲にハ替へ難けれハ尊號宣下の思召を領承し奉ら申候なり河原れば定信幼年より聖賢の
 道を學び忠孝の教を重じ候身を以て今ハ天子將軍の忠孝を妨げ奉り明教の罪人と相成り
 候予我身ながら淺ましく存じ候京都にてハ此の事情を御存じおらせざるを以て關東にて尊
 號宣下の傍請なきを僻事に思し召せば更に嚴き仰出され近に候べし大奥并に表方の諸役人
 にも勤王の名を假りて陽ハに尊號宣下を翼賛し陰に一橋大御所の望を達せざるものあり今
 日にて若し一たび其の處置を誤る時は永き國家の禍とも成りやすべし輕重を權りて愚考を
 運らすに斷然京都の御沙汰を推辭し奉りて禍を未發に防ぐの一策あるのみと存じ候其儀に
 て候ハハ定めて不忠不臣の議ハ世に喧しかるべき歎越中一身を以て其責に當り何等の御咎
 をも甘じて之を受け天下の爲に生命を抛つ覺悟に候但し事の是非ハ如何これあるべきか尊
 慮の程を窺ひ度く候と雙の眠に涙を含みてやすされたり水戸殿は席を下りて越中守の側につ
 かしくと近き其手を取りて只今承はりたる決心ハ越中守の決心にあらざり即ち廟宗神靈の
 未だ世におひしまして越中守に乗り遷らせ玉ふにころあるらめ斯て予兵の尊王なり兵の靈
 忠あり此上は思ふ存分に言はれハ將軍家の御事ハ治保必らず守護し參らせて其心を移さし

め奉らざるべしとありけれハ越中守ハ謹と承はりて罷り歸り最は此にて内に願ふ所なし
 輿向にて何様の手段と運らざるも慮るに足らぬ只と道理の正きに據て何處までも前議を主
 張せしと益々其の決心を固めて伊豆守と内々の相談に及びて京都より如何なる仰出され
 の有るべき歎と心待していられたり

○尊號宣下掛合之事

却説所司代太田備中守ハ尊號一條に付き公武の間に板挾の身となりて難澁に堪へ難けれハ
 痔疾を申立て、江戸表に罷り下りしが頃しも松平和泉守病氣にては老中を辭し申したるに
 付き備中守ハ加判の列に命ぜられて御老中とあり其代りに堀田相摸守京都所司代を仰せ
 りて上京したり京都にてハ所司代の替りたるハ善か悪かハ知ねども既に嚴しく仰出さるべ
 こと禁中の御評議一定したる上は猶豫すべきに非ざりながら突然に表向の仰出あらんよ
 りは先づ傳奏より内談書を所司代に送りて關東の氣勢を試むると得策なるべしと中山前大
 納言初めの所存あれば其誹尤も然るべしとあつて即ち八月八日を以て傳奏兩卿より所司代
 堀田相摸守に文通あり其文言に曰く

閑院一品宮 尊號 宣下之事一日も早くハ沙汰有べき至切の 敬慮毎度御内談書を以て
 申入候通に候處當年新嘗祭の節までも御沙汰あく候てハ 御執祭の節甚だ以て 敬慮安
 からず黙止させ難き御仔細あらせられ候由仍て當十一月月上旬にハ御決定 宣下せらるべ
 く候勿論立后ハ御存の御時宜に候是にて關東に於ても御沙汰之段々御孝心の御義に
 思召し候へハ深くハ勘考の上仰進せらるべき御趣意と精々沙汰れよハ置き候所此節にて

是否の御返答も所詮相待たせられ難き御時宜にて何分右申入候通十一月月上旬は是非御沙汰ありせらるべき御決定の御様子に伺ひ奉り候へば兩人當惑至極にて是非なく右体伏藏に及ばず申入候事に候條偏に勘辨に及ばるべく極密にて早々申入候事
 相摸守ハ此内談書を落手して大に驚き急於萬里小路殿に面會し扱も御内談書の趣きは甚だ以て穩かならざる儀に候十一月月上旬になれば關東よりの返答をも待せられずして直に宣下あらんと如何に存じ候と陳述したれば万里小路殿ハ且ざと眉を擽めてされば其の事あり關東にて急に沙汰せざるべしと申たると以ての外のは氣色にて斯くは思召させ給ふにこそあれ只今と成りてハ最はや我等が力に及ばざる所なれば責てハと思ひて内密に御心得まで申入たるなり扱ふ大事と相成りて候、相摸守、さるにても此御掛合の趣きにては事体甚だ長しからぬ様に存じられ候へば貴卿の御骨折にて關東の御沙汰御待なさせらるゝ様にハ相成り申まじきか、萬里小路、いや、逆も愚老などの力の及ぶ所に非ず併し達て其所存ならハ貴殿直ハ中山に面會して申談せらるべし中山ハ此尊號一條に付てハ初より議論尤もやかまじき人なれば或ハ中山が得心せば行届くことも有るべき歟併し是ハ愚老が勸むるにハあらやと申されたれば相摸守、さらばとて中山殿に使を立て、面會を申入たり中山殿は、左ればこそ兼て思ひたる如く所司代が困り切つたるなれいざ罷り向て論駁し吳んとして所司代の邸に参られたり相摸守ハ中山殿を客座に招じて一通りの挨拶を述べ、以て貴卿をわざと招き参らせたと餘の儀に候ハず尊號一條に付き傳奏衆より思の外なる掛合を落手仕りて候が關東の沙汰をも待せられざして宣下ありては關東にて如何存じ取り可申歟或ハ是より



して公武の御確執たらんも計り難う候承はり候へば此の宣下の御事は貴卿はじめより御熱心にて御主張の趣きされば必らず御了見あつての事あるべし貴卿已に議奏の御役にて公武御合体の事其の御職掌たる上ハ貴卿の御取扱ひを以て成否とも關東の沙汰を待せらるゝ様に相成り度候と懇懇に祈すたる中山殿ハ衣紋を正し扇を笏につきて相摸守に打向ひ、只今の御陳述を承はりて貴殿の苦心左ころと推察いたし候去りながら事体よさに斯の如く相成りたるハ京都の意に非ず全く關東の仕向に出たる事に不候なる御政治向の事にてあらば關東の沙汰に任せられんハ止むを得ざる次第なりと雖も尊號御宣下の一條ハ申さば帝室の御事にて何れも政治ハ關する儀にあらざれば但し家康公以來の例として將軍家繼承の事をも一ノ内奏を遂げ帝室御繼嗣等の御事も前以て御内意を仰出されて相互に打合の様に成り來りたるが是れで京都に於てハ將軍の家事に付き會て之を拒み給ふと無く時に寄てハ左なくもがなど内々思召する事なきに非ざれとも關東を重し給ひて其申除よ任せて許させらるゝと雖もからざるを今度の一儀に限り再應の御内意を關東にて再應すや否み申さるゝハ當に前例に背く而已あらざ將軍失徳の至には有之まじきか依て此の仰出されに及びたるハ万々止を得ざるに出たる事にて愚老も木だ殘念に存じ候なり此上ハ逆も彌縫いたすべき様もあければ只々速かに關東にて頭承ある事に御骨折こそ望まじけれ公武の御確執を未然に防ぎ候ハ只この一策あるのみ貴殿の力を以て關東の評定を改めさせ事故なく相濟みハハ實に貴殿の御忠節ハ永き武門の鑑に候べし大樹をして失徳の譏を後世に得せしめ公武確執の禍ひを今日に起さるゝか若くハ大樹をして忠孝の大道に明かなるの美名を天下に耀

かさしめ公武御合体の楔を固くするか貴殿の御了見次第に候なれば能く御勘辨ありて然るべしと辨舌を揮て説かれたれハ相摸守も返す辭も無くて委細承はりて候早速關東へ申遣すべしと申したり中山殿ハ左こそとて引取られけり

○關東評定并に所司代へ達之事

右の如く傳奏より所司代へ送りたる内談書を相添へ委細の事情をも所司代堀田相摸守より急狀を以て關東へ注進に及びたり御用部屋に於てハ御老中若年寄衆これを披見あつて是ぞ容易ならざる一大事にて候此方よりの御沙汰をも待れぞして尊號宣下これ有るに於てハ關東の御威光これが爲に地に墜ち可申如何ハせんと大に騒がれたるに越中守伊豆守の兩人ハ向氣なき体にて常の如く御用取扱ひ居られたり同列の方々の之を見て、越中殿伊豆殿の落着顔こそ其意を得ね此の内談書に向て何と所司代へ下知いたすべきや賢慮如何と問掛けたり伊豆守此を聞て、今日に至りて別記周章候にも及び申まじきか今年二月を以て將軍家に於て急に御沙汰あらせらるべしとも相伺ハぞと所司代して兩卿に達せしめたる時よりして斯く有るべしとの兼て存じ候所なれば斷然御無用と申上る迄の事なり但し此の内談書に向て其旨を答ふるハ体段に拘り申さべき問此の返事ハ別に遣はされぬ改めて此方より相達せらるべき歟と申されたり越中守これを聞て伊豆殿の御説至極御同意に候とありければ是にて評定も相決したり斯くて京都へ上申の趣意に付き越中守伊豆守は猶も篤と相談を遂げらるゝ間に例の尊號黨の諸役人は輿向と互に氣脈を通じて諸方より御用部屋の相談に口を容んと試みられたれども越中守は更に之を受付けず只伊豆守と相談して八月廿五日の評定に其

説を待出して曰く第一にハ尊號宣下之儀ハ決して御無用と申上へし其理由を論ぜられ元長に渉るが上に慮慮を議し奉るの恐おれば御名器ハ輕からざると云ふに理由を止むべし第二にハ尊號の外に閑院一品宮に御仕向の思召あらば誣んで奉明とべし御領を増し進らすとも又ハ御殿を造り進ぜらるゝとも都て慮慮のまにハ候べき旨を具申さへしとありけれハ御老若の衆議みる之に定まりたり依て御老中連署にて八月廿八日を以て左の趣きを所司代に達したり其文に曰く

先達て 御内意有之候 閑院宮 尊號 宣下之儀ハ 御深厚の 慮慮にて仰進せられ候儀に付き何とぞ御孝心の筋相立ち 慮慮を安せられ候様にと厚く御勘辨の上品々御思惟あらせられ候所何分御名器は輕からざる義に付 尊號 宣下の儀は決して御無用に遊ばざるべき旨申上へしとの御義に候 御孝心相立ち候儀ハ御領等相應に御増し進ぜらるべき歟何ぞ外にも 御内意 仰進せられ候ハハ禮重にも御考慮を盡され評議をも仰付らるべき旨仰出され候間此段急度傳奏衆へ相達せらるべく候

八月廿八日

箇様に關東にて斷然たる御答に及びたるハ全く越中守の計ひなりとの雖も將軍家の伊承諾を經たる上の事なれば奥向の輩ハ内々大に不承知の趣意を鳴らし家齊公へも薄々申上げたるが公にハ越中が申さ處に浮とハ背き難く加ふるに此儀に付きて越中の深き所存ある様子なれば懇ろに趣意を述ぶ可からずとありて別段の仰出されも無きにより先づ今度ハ其儘にいたし置き更に京都の仰出されを俟て謀略を運らすべしとは密議したりけるとかや却説所

司代は右の達しを落手さて之を傳奏へ申達しなば禁中の御評議ハ定めて又々六かしく成りて一層嚴しき仰出されも有るべし左ありてハ果ハ如何なる變事をも起すらんと頗る心配したれども扱しも有るべき事あらねば傳奏を招きて右の達しを相渡したり

○關東へ返答御催促之事

將軍家よりして御名器ハ輕からざる尊號宣下決して御無用に遊ばざるべしと簡易の返答を以て慮慮を拒み奉る條奇怪千萬なり斯る不臣の振舞を爲す以上の最ハや是まであれハ是非に及ばず十一月月上旬にハ尊號宣下あらせられて然るべし殊に禁裏御勝手向の御不知意なるを見透し御領などを餌に遣ひ此を以て彼に代んと欲せると尤も其禮を缺きたる次第あらや此上の所司代との往復を絶ち評議の通りに取計られんに何の仔細の候べきと諸卿皆憤りを含みて會議せられたり中山殿ハ此議を聞き諸卿の傍説いかにも尤もに候が彼の越中守ハ武家ながら才學世に秀で、遠謀ある人物あれハ是程の事を思ひ切つて申上らにハ必定その心に決定したる所あるべし早まりて事を仕損ざるは朝廷の御爲に取りて宜しからず且つ關東にハ内々一橋を大御所に立てんと望む輩ありて尊號説に左袒するもの少からねハ是等を使用せざるハ智まきに似たり旁々以て今一應無駄ながら關東へ達し第一にハ御名器ハ輕からず御無用たるべしと云ふ譯を分明に申さへし第二にハ御寶文に限りて御領を増すハ即ち名器の違乱なるに之を勤むるハ如何第三にハ十一月月上旬にハ是非とも宣下あるべしと云ふ御決心を示されて十分に禁裏の思召を明かにせさせ然る後に御英斷ありて然るべき歟と憚らず議せられたれば列坐の諸卿とな此議に同じ即ち其趣きを奏聞し更に九月十四

日を以て傳奏より所司代に達せられたり其文に曰く

開院宮 尊號 宣下の事追々 侈内慮 仰進せられ候處は名器の輕からざる義ゆへ決しては無用に遊ばざるべき旨申上へしとの侈議に候由即ち言上に及び候先以て今般侈返答有之候段の 侈氣色の侈事に添但し本邦適當のは例蹤を遵行せられを臣等を守らせられ申候てハ實に御差碍に付き先達て群臣の意見も尋ね下させられ其上 御内慮 仰せ進ぜられ候儀に候を 侈名器不輕儀とのみ簡易の侈返答に相任せられ臣下へ 仰出され候てハ其譯分明なら申候間決して侈無用然るべしと云ふ義理の分別逐一に仰進せられ候上 敬慮を安せられ臣庶に於ても悦服ふれある様ならでは是非 宣下せらる可き儀に候決して道理に協ハざる縱令は社稷の興廢蒼生の安危にも相拘り 御宇の御差礙にも相成るべき程の義理これ有り候ハ其趣きに應ぜらるべく候且つ又御孝心相立候儀ハ御領頭御相應に進せさせられ候類 仰進せられ候は、幾重にも御厚志を盡され評議これある可き段先以て 御滿悅の御事に候併し 太上天皇の御相應に御領を相増され御所も造營せられ候とも親王の御品位に於て北面の御禮節ハ聊か相違ある可から申候へハ 敬慮を安せられ難く候加之多らば侈願の等差を以て勝劣を定めらる、儀ハ官家に於て近代其沙汰多く 祿に依て品等を定められるば大臣以下諸臣の違乱ハ目前に候大祿を賜へる事ハ人々願望の事に候へども 此宮に限り 太上天皇の御領御相應に進せられ候てハ畢竟御名器の違乱に候併しは適例これ有るに於てハ遵行せらる可く候今度の御進止ハ後代の御模範たるべき御大切の御義に候へば聊かハ遠慮なく義理分明の御返答仰進せられ候様にとの

ハ沙汰に候就中近々新嘗 御親祭の節 敬慮穩かならざる御仔細も之あり候へハ黙止させられ難く候間是非十一月月上旬には 宣下せらる可く候將又外に何事 思召し附の儀との儀仰進せられ候へども先蹤適當の御規矩これ無き事ハ決して仰出され難く候此段早々御返答これ有り候様相達すべき旨 仰出され候間關東へ宜く申入らるべく候事

○侈返答并に三卿呼下之事

右の御達ハ急使を以て江戸に達したりけれハ兼て期をたたる事ながら老中の心配ハ一方をらむ將軍家にハ越中守が申上たる趣意を御承知ありて動き玉はざる様にハ見ゆれども若年と云ひハ父子の間柄なれば奥向にて一橋殿より向なるハ手入ありて思召を昏へさせられんも知れず其上に尊號説の聲ハ此の手詰の場合に迫りたるを良き機會なりと思ひて奥にても表にても種々様々の風聞を爲せハ侈老中一列の地位も危ふく此上京都より侈沙汰次第にてハ將軍家にハ内と從ひ奉つらるべき氣色にも見ゆたりける越中守今ハ斯うと思ひ定めて同列に向ひ事茲に迫り候上ハ猶豫すべきに非ず名器輕からざるの説明ハ後日の事として先づ今日にてハ尊號宣下御無用と申上ぐべま次に此の尊號宣下の事を主張するハ中山殿の第一なりと聞へ傳奏兩卿も之に同意して専ら其説を唱ふると思れども假令異議を申さる迄もハ不爲なりと存じながら之を主張する事のあるべき事までは隠かならん事を望みて議論にも涉らざりしが 聖天子のハ年若きを幸ひとして其寵遇を食らんが爲に將來の大計を忽せにする條以ての外ハ事なり今日に之を打棄て置けば他日如何なる禍ひを惹起して公武の間を差妨げ天下の亂踏たらん事も知る可からざ此上ハ中山、正親町、萬里小路の三卿

を江戸表に召下し將軍家より不審の藤々は亂しあるべしと述べられたり同列の涉老中の越中守の決心に驚きたれども去りて別段の分別も無ければ此先如何成り行く事か知れぬども越中殿に於てさるは決心の上の可然との挨拶され越中守は直に將軍家の傍前に出でて其趣意を申上げらる將軍家に御覽宣下は無用と申上るさへは本意ならざるに矧て三卿を呼下し不審御亂の事ハ餘程御猶豫の氣色にてありしが越中守より委細に言上し之を否まハ自殺をも仕つり兼まじき決心の体すの面に顯はれたれば心ならずも言上の旨を承諾あらせたり依て越中守ハ御老中連署の書面を以て所司代に下知文を遣はしたり

中山前大納言
正親町前大納言
萬里小路前大納言

右三卿御用有之候間早々下向之儀御沙汰に候此旨三卿へ達せらるべき事
又外に通を添へたり其文に曰く

尊號 宣下之儀猶又 仰出され候趣き 上聞に達し餘儀なき御孝心の儀に思召され猶御勘考の上御答ハ 仰出さるべく候尤も御答これ無き内ハ假令十一月上旬頃に相及び候とも 尊號 宣下 仰出されの儀は決して御無用の儀勿論の事に候右に付てハ本紙に申入られ候三卿猶以て早々下向これ有り候様取計へるべく候尤も此旨兩卿へ達せらる可く候

十月朔日
○所司代より傳奏へ御返答申達之事

關東に於て越中守が言ひとして斯る果決の沙汰に及びたるを未だ京都にて知らへきにもあらざれば京都にてハ九月下旬を以て早々返答あるべしと所司代に達せられてより既に十日の日數を経たりいざ此上ハ仰出されありて然るべき場合に候と中山殿を初として諸卿一同の評議にて其趣きを奏聞し即ち寛政四年十月二日を以て議奏中山前大納言傳奏正親町前大納言同く萬里小路前大納言の三卿ハ一際つくろひて所司代の邸へ參向せられたり所司代堀田相摸守も衣紋を正して出會ひ敬んで禁中より御沙汰の趣きを承はられたるに中山殿ハ上座に居直りて靜に演説に及ばるは關院宮尊號宣下の御事に付き是まで度々御内慮を仰出されたるに關東に於て其御返答遲々に及びたる末に十一月上旬にハ是非とも宣下あるべしと承はり乍ら御請を忘るのみかは利さへ御名器ハ輕からざるを以て決して御無用に遊さるべしと申上たると甚だ其意を得ず朝廷に對し奉つりて御尊崇の禮を失はれたる此に至りて極りぬ但し禁裏に於せられてハ事体の穩かならん事を望ませられて猶も事理を盡したる御達を下され大樹にハ遠慮なく早々義理分明の返答あるべしと仰出されたるに其御達ありて正に十日餘りも過つる今日まで何の返答も無きと抑も大樹の御辭事と思召され候依て此上は關東の返答を待せらるゝに及ばず當月上旬にハ關院宮へ御内慮を仰出され來月上旬にハ公けに宣下おらせらるべき御沙汰なり此段其許より關東へ通達あるべし御沙汰の趣きハ斯の通に候とて御書付取出して相摸守に渡したり相摸守これを披見したるに誠に演説の如く

關院宮 尊號 宣下之事追々 御内慮 仰せ進せられ候趣きに付き當月上旬關院宮へ

御内慮 仰出され来る十一月上旬 宣下せらる可しとの 御沙汰に候關東へ申入らるべき事

十月二日

どの説されたり相摸守は御沙汰の趣き畏まり承はり奉り候去ながら關東へ往復の日數に加ふるに柳營評定の日數を以てそれ今日まで返答の到來せざると未だ遲延なりとの申す可からざり明日にも關東より明細の返答到來仕るべき歎已に關東に於て御返答申上候まで御宣下御無用に遊ばさるべき旨を申立たる所に此の御沙汰を承まはり相摸適従する所に惑ひ候依て御本紙の今日より三日の間相摸敬んで御預り申上げ其寫をハ急使を以て關東へ差立て申すべし右様に御承知下さるべしと答へたり三卿ハ此由を聞て其儀は兎も角も其許の存意次第たるべし禁裏に於せられては我等よりして今日只今の御沙汰を其許へ通達せしめらるゝ御事あれハ左様心得らるべしとありて威儀を正して歸られたり相摸守ハ事方に迫りて此の仕合と成りたれハ此上の事いかい成り行くべき歎と大に苦心したれども力の及ぶ所に非ざれば急ぎ御沙汰書の寫を認め委細に應接の模様禁中の情況をも書面に具して刻付もて江戸に差立たり然るに翌三日の夜半ばかりに江戸表の刻付急御用狀三日切にて到來したり相摸守早速に披見あれハ即ち十月朔日付御老中連署にて三卿呼下の下知狀及び宣下一件の達なりけれハ相摸守ハ夜中あがらも禁裏付を呼寄せ傳奏の許へ使者を立て來臨を請しめたり傳奏兩卿ハ四日の早天に所司代の許に參向ある相摸守面會の上かの關東の下知狀并に達の書面を示し右の如く關東に於ては太樹より御答あき内は十一月上旬に相成り候

とも尊號宣下の仰出されハ決して御無用之儀勿論の御事たるべし此旨宜しく奏聞に達せらる可く次に三卿にハ早々御支度ありて關東へ罷り下らるべく候依て一昨二日を以て御渡し相成候御沙汰書は其儘兩卿へ返上いたし候間然るべく御取計ひあるべしと遠慮も無く演説に及びたれば流石の兩卿も意外の事に打驚き關東へ下向したらんハ如何なる憂目にや逢ふべきと早くも心を傷まじめたれども左あらぬ体にて承はり候趣きは委細 奏聞をべしとありて狩衣の袖も朝露に濡れて罷られしが心とり直して禁中へこそ急がれたれ

○越中守の祈願殿陣に達する事

正親町、萬里小路の兩卿ハ急ぎ參内して諸卿列座の陣に出で扱も只今所司代に面會いたし候處關東の評定は以ての外の事にて將軍より返答なき間ハ十一月上旬に相成るとも尊號宣下決して無用勿論の事あり就ては三卿へ早々關東へ下向すべしとの嚴しき差圖斯くの通り候とて懷中より書付取り出して披露せられたり中にも萬里小路殿ハ老衰にてあれハ關東へ参りて武士どもの手に渡りまば露の命の存らふべくもあらぬと打嘆かれたり中山殿はわざと後の方に座をすさりて諸卿の僉議如何ならんと聽れたるに或ハ關東無禮あり宜しく承久元弘の例に由りて征伐を加へらるべしと生白き瘦腕を振りて力と返りたる若堂上もあれハ或は中山、廣橋の諸卿が要でも無き理窟だてして關東の申條に逆らひたる故にこそ箇様なる大事にハ及びたんあれ掛り合の無き磨たちも流罪関官にもや成るべきとおろく涙に袖を濕したる老公卿も候ひて評議ハ定まるべうも見ぬざりけり中山殿は徐に趣と出で諸卿此期に至りて何の業も主ふとの候へき斷く相成らんと意て覺悟の上にてこそ候へ

關東無事なりと申せども今日に於て如何なる手段を以て俄に征伐を解へらるべし歟
 激論の無用たるべし又關東へ下向いたすとも何の恐ろしき事の候べき速かに此事を關白殿
 下へ申上て直に 天聽に入れ奉るべし愛親に於ては關東よりの名指されこそ幸ひなれ 聖
 天子の御成程を頭に戴き勤王を鑑とし報國を期として關東に下り越中守を初として凡そ尊
 賢下の御事に付き異議を存する輩を相手として十分に論破し將軍をして其過ちを改め
 討みて朝旨を遵奉せしむべし其義叫々や死を以て柳營に争ひ生て再び歸らざる心成に候
 諸卿の内にて誰にもあれ同伴あるべし諸卿のみを愛親これを引受け善惡とも決して迷
 惑の相掛け申すトと四下を拂て述べられたるの實に天晴の振舞なり諸卿も此の一言に激ま
 され群議一決して奏聞に及べられければ 主上ハ此由聞し召して何の仰出さるる旨も無く姑
 く涉思案の体にておのしけるが稍あつて、事茲に及ぶは是ハ朕ハ不徳の致す所なりと雖も
 關東の專横なるハ棄置く可きに非ぞ篤と教慮を運されて尙ほ仰出さるる旨もあらんと宣
 せて入はましくける恐入たる次第ありき斯て秋の日脚の短くて早や黄昏に成りたるに
 主上ハ盤の傍敷におのしめして案じ煩ハせ給ひ供侍もはかくしとは聞し食されざりけれ
 ば御側に侍せられたる諸卿も唯恐入りて予候はれける 主上ハ候ふ人々を近く召させて、
 當時關東にて補佐の任に候ふる越中守定信と申すハ武士ながら和漢の學に達し義理分
 明の者なりと申つるが汝等その定信を知たるかとの御尋ある、さんハ先年内裏上上の折に
 上京致したる時面會は致し候へども深く存じ申さずと御應へ致すもあれハ關東へ勅使
 として下向の節に其の容貌は見ゆへとも人柄は心得ず、と申すもありて何れも其の人物に

就ては能く知りたるものも無し只ハ馬角の胸ばかりなせられける時に葉室中納言其の座に
 候はれしが進み出て、定信の胸に就きて思ひ出と事の今年七月の事にて候ひしが宿願の仔
 細あつて石清水八幡宮へ七日參籠いたし候朝に寶殿の御前に白貝弓一張白羽の征矢一手を
 臺に掛け無紋の太刀一振を同じく臺に掛て供へたるを見受け扱も忌はしき献納物かな納た
 る主の名さへ無きが去るにても誰か斯る品を神前へ捧げたるやらんと不審しく存じて社僧
 を呼び相尋たるに是は奥州白河の城主松平越中守定信と申す大名深き心願ありとて態と代
 參の使を當御社に差上せ千部の法華を法施し奉り固く封じたる願書を社の寶殿に納め此
 品々捧げ越中守死去いたさか但しハ是より沙汰いたし候ハ此の捧物願書もろどもに焼き
 捨て玉へるべし夫までは此の儘に差置せ度しと頼と數多の幣帛を奉つて候とハ答へて候が
 何さ事替りたる武士と覺候と申されたり 主上は之を聞し召して白羽の征矢と云ひ無
 紋の太刀と云ひ吉禮にハ用ちひぬものを武士の身として八幡の寶前に捧さげたるハ必らや
 仔細あらん其願書いそぎ召せと宣はせり候ふ公卿長まり 承ハりて其旨を内々藏人に沙
 汰せられたれハ藏人の察の馬に鞭を揚げ急ぎ石清水に馳せ参り右の願書を寶殿より申
 し下して其夜の夜半ハかりに内裏に馳せ歸りて宿直の公卿もて之を御前へ奉つたり

○越中守願書之事

主上ハ返る霜夜の烈しさに國土の民どもがいかに寒からんとて延喜の帝の御衣を脱がせ給
 ひたる御事など思し召し出て更關るまで未だは寝もならざりし所に宿直の公卿より定信が
 願書持参の事を申上たりければ進へと召させられ恐れ多くも御手紙抄讀あそびされて候い

八幡宮の御名代とありて定信が願書覽るのすまを、轉らせ給ひて封おし切ては覽るに其文に曰く

陸奥の國白川の城主從四位從源朝臣定信謹み敬て丹誠の實を抽で神殿の大床を兼か
し不肖の身命を以て 八幡大菩薩の神裁に任せ奉りる事、甚しく惟れハ大菩薩の日域
帝王の靈祖にして萬民加護の靈神にてましましと和光同塵の仁徳を垂れて邪惡折伏の神威
を耀し玉ふと茲に千有餘載より尊きかな神徳の高きハ鳩之嶺の高きに同じく願しきかな
靈跡の新なるハ石清水の新なるに比し朝家の實跡ハ偏に三寶擁護の積に由て長多へに蒼
生の安泰ハ専ら三光臨照の恵に從つて平かなり是を以て上一人より下萬民に至るまで或
ひハ天下太平の爲に或ハ後世安穩の爲に祈願を爲し祈念を凝しむるに一として應せざと
云ふ事なし況んや先祖義家朝臣より以來世々の源家に於てハ氏神と崇め奉つりて尊敬の
志を致し仕つると會て問斷あらせ争か唯今定信が申條を今日に垂聽し給はざるべき定
信苟くも清和の末葉を以て徳川の庶流に座し懋むに諸侯藩屏の列に備はりて大樹補佐の
任を汚すにより不肖の身を顧とせして大政の重きに任じ公武の合体を固うして國土の安
全を圖らんと冀ふに他事なし然るに今や 朝廷に於てハ尊生崇父の孝道に厚く尊號宣
下の義例を望ませ給ふ是れ至孝の聖德に出で承文の先蹤に則ると雖も重大の名器を輕く
して虚設の空號を上つらんと帝室の環瑾たり皇統の素緒たるの恐あきに非ぞ院政の弊は
中世已に實證ありて保平の乱は當時正しく殷鑑たるに幼主潜邸より入て大統を繼承し給
ふ毎に實父宮家より出て仙洞と尊崇せしめらるゝ事たらハ養賢の上皇並び立て朝省の孝

養自から偏する所あらん歟加之幼主の政を執らし給はざるを利として頼に父子の情
を以て勵し奉つるに至らハ政令二途に出で臣民一從に感ひ遂に末代の禍ハ後世の慮り
たるんし況や柳營の武家に於て此の典例に倣ひ親禮の家門を奉て彼の父位に備ふる時ハ
宗属の禮本末の制ハ全く是が爲に破れて覇府の政令將軍の格式は盡く其要を失ふハ天下
の乱國家の争たるハ必然たり定信深く茲に慮りあるが故に忍び難死を忍び争ひ難き
を争ひ情に背き理に反るをも願みず 主上ハ孝道を全くし玉はざるの深恨あり大樹に
は忠節を致されざるのハ憤あるをも憚らずして一身の安危を擲ち尊號の宣下を阻み素
るの心を決すると實に八臣の苦節生涯の難事たり然れども愚蒙の心ハ素より堅否の當を
明むるに足ざるを以て神明の示現に任して其利益に倚るに切あり故て神慮の靈裁を仰が
ん爲に茲に起請の願書を捧け奉つる定信が決心若し天下の爲め朝家の爲めに忠節ならん
と思し召さハ速かに獻する所の征矢を以て定信の胸を射させ給ひ奉つる所の太刀を以て
定信が首を刎させ給ひて朝家天下の愚政を退治あらせ給へ定信更に憾に存ざる所なし定
信先此事を日光東照宮に所願し今又 大菩薩のうづの廣前に祈念し奉つる靈應過たまは
速かに神裁を下し給へ誠と敬て白き 寛政四年六月十五日 從四位從源朝臣定信

○宣下御見合の御沙汰之事

主上ハ越中守が願書を繰返し御覽なはせて勿体なくも龍顔に御涙を浮めさせ給ひてあ
はれ美じき定信が心かな朝廷の御爲め天下の爲を存じ一身を抛ちて諫諍の忠を盡すと志
の何ぞ神妙なり此の願書廻らざる只今御覽に入たるは是れ全く八幡宮の神慮に出で偶然の



事にあらずに皇宗の靈廟新たにまじしして朕に告させ給ふにやある等て之をば聽せられざる
 へき朕今入幡宮の神慮を畏と奉つりて汝定信が申條を容させ給ふべしと宣ひせ御手から願
 書を悉く結めて傍らの御手函の中に藏りさせ給ひけり斯て其の明る朝即ち十月十五日はる
 りぬれハ關白殿下中山殿其外の公卿御前に伺候して扱も尊號宣下一條に付き關東へ仰下さ
 るゝ趣きの教慮いかに渡らせ給ふにや速かに宸斷あらせらるゝ様に存じ奉つるを奏上せら
 れたり主上ハ之を聞し召て朕深く存ざる旨の有るなれハ關東より答ある迄ハ宣下の事を見
 合そべし公武の差碍を起さハ世の爲に良しからざと勅諭あらせ給ふ關白公卿これを承ハ
 りて何とては對を申上ぐへき様もなく皆默然として候へれしが中山殿ハ進み出で勅諭に言を
 返し奉つるハ甚だ其恐ある事には候へどもハ口惜しき旨に候皇朝の先陣に遵ハせ至孝
 の御徳を表させ給へんとて屢々關東へハ内慮を下されたるに關東の政慮ハ止まる所を知ら
 ざして不臣無禮の義ども申上りて以て敵慮を阻み奉つる條縦ひ逆鱗あらせ給はせども臣下の
 憤り實に止み難く皇家の威稜も將に是が爲に地に墜んとす然るが故に臣等深く群議を
 盡きて天裁を請ひ候ひつるに此上の關東より答の有無に拘ら申下あらせらる可しと伊英
 斷あらせられハ内慮にせよ其旨一旦御出されたるに關東より威迫の申條を以て三卿呼す
 の儀を達したるに由り俄に御見合の御沙汰ありては正しく關東の威勢に壓されたるの實あり
 りて歎はしき次第に候へども公武の差碍を思召させらるゝと御聖徳の至りに候が禁中より
 其の差碍の福ひを啓かばこそ悪しからめ關東より之を啓くに當りて豈に恐れさせ給ふ様や
 候へき天意人心の懸心所の關東いかなる其責を免れ候はん將た三卿呼下の儀に付き臣等が

憂目に遇はん事を哀れに思召しての御沙汰ならんには恐るが御慮と存じ奉つり候君恩の蒼海よりも深く富岳よりも高きに比されば一身の安危の物の數にも候はず況し御威稜を戴いて東に赴き候はん何の懸念やあらん良し又關東にて無体の取扱ひに及ぶとも人臣の節に於て少しも悲しむべき所に非や臣等が心底を斯の如くに候されば何ぞ御慮を回させ給ひて前議の如くに仰出さる様願ひ奉つると憤りの涙はらへしと落して奏上せられしかば並居たる公卿みな袖を濡されたる主上も感涙を拭はせ給ひて今に始らざる事ながら忠節の程の頼もしさよ去らば前夜御覽はしたる願書の事をも仰せらるべきかいはく整ひに願書を示しなば又もや議論の起りて事宜しかるまじ何事も御心一つに納めさせて早く事の落去を計らせ給はんこそよかんめれと思召し其許が申上たる次第の一事々其理ありと雖も深く侈心に思ひ定めさせたるは事あれは柱に御慮に従ひ奉つれば返答ある迄は必らずは見合あるべし然る上の三卿東下の仰付られぬと關東へ沙汰せしむべしと勅諭ありせ給へり諸卿は此上の強て申上ぐべき儀にもあらねば心ある人々は遺憾を忍びて黙從し心なき人への先づ是にて關東の怒にも觸れぬ安心なりと竊に歡びて萬全を計らせ玉ふ御慮の程を有り難きなご御賜し奉つりては評議は其趣きに一決したり依て傳奏兩卿に其日の申の刻ばかりに所司代の邸に向はせて沙汰を達せらる其文に曰く

(幕府の文例として御老中所司代より武家傳奏に通達する書面は常に禁裏と將軍とを幾と同格に立て思召し御沙汰被仰出の御意の御答を兩殿の文法を用ひ傳奏よりの書面と同格にその例あり唯其の字に行草の別あり願字に長短の差あるにて僅に之を分ちたるのみ本書の往復公文を見て之を知るべし但し讀者の解し易からんが爲に使を計り孤弦を以て(將軍の)の字を挿入すべし此の以下の公文も同じ其心して讀み玉ふべし)

尊號 宣下之人に付猶又 仰出され候趣き(將軍の)御聽に達し御餘儀なき義 御孝心の義に(將軍)思召され猶御勘考の上御答へ仰せらるべくは尤も御答無之内は縦ひ十一月上旬に相及び候とも 尊號 宣下 仰出され候儀は決して御無用の義勿論の事に候旨 言上に及び候處 聞召され候旨再應同旨將軍より仰進せられ候義ゆゑ専ら時勢に相拘り公武御差碍の筋に候と察し 思召し候間右 宣下の御沙汰(將軍より)御返答あらせらるる意は必らず 御見合せ遊ばさる可く候右に付て三人早々下向候様尤も五六日の支度にて諸事自分参向の振に相心得下向あるべしと兩人へ相達すべき段老中方より申來り候旨も沙汰いたし候處右の通り御見合之 御沙汰も有之箇様の義にて堂上参向の近例なく若し公武の御差碍の筋に相成るべき哉と先づ参向の 仰付られぬ 尙御慮を廻らせらる可く候此段宜しく申達すべき御沙汰に候事

十月五日

所司代相摸守の恐人たる御慮に感佩仕り候直様此段關東へ申通ぎべく公方様に於せられてもは滿悦に候べき旨挨拶に及び先づ安心の思を爲し重荷を卸したる心地したり

○營中評定之事

右の書付の十月八日を以て江戸表に到來したり越中守は披見ありて讀んで之を押感き思はせ感涙に及ばれたるが同列の御老中方に相示して申されけるは主上の御慮に渡らせ玉ふ

此事は兼て承はり及びひつれども伊英邁の伊氣質を再し中山諸卿の群議と申し一旦あれ
 程まで仰出されたる尊號宣下の一條なれば斯く迷かに思ひ返させ玉ふべしとの期せざり
 しに獻替の諫を容させて御見合せ遊ばさるゝと實に聖主明王の御盛徳なり實跡萬歳天下泰
 平の御事定信慎んで賀し奉つると京都の方に向つて三拜し急ぎ將軍家(家齊公)の御前に出
 せし此趣きを委細に言上せられたり將軍家は内々面白からず思召たれども夫は一段之事に
 て安心ありと仰られ扱て三卿呼下の義は如何と御尋あり、越中守、其義は此御書面に候如く
 既に宣下御見合の上へ呼下そに及ばざる義に候と申上ぐ將軍家へ之を問し召て若氣の大將
 ますく機嫌おしく強て余に申勸めて一旦呼下そ事に達したるものを忽ちに相止るゝ威光
 にも開はるに似たり越中篤と考へて申上ぐべしとの上意に越中守は委細畏まり奉つる旨を
 申て御前を下られたり去る程に一橋中納言を儀同三司になして大御所に崇め参らせんと望
 めて尊號宣下一條に力を入れたる面々へ宣下御無用三卿下向と申上たる次第に付き京都は
 定めて面倒の事と相成り遂に宣下に定まるべしと期したりしに御見合の御沙汰ありと聞
 て大に望を失ひ扱々残念至極なり此上へ義理の説明と三卿呼下の事を主張し兎も角も中山
 を江戸表へ呼び寄せ營中に於て越中守と議論に及べし越中守に議論に負を取らせ尊號宣
 下の目的を達するの一策あるの云々と密に相談を廻らしたる宗徒の面々誰々も、
 御側御用人には堀田攝津守、御側衆には加納遠江守、林肥後守、酒井隠岐守、御留守居に
 曾我伊賀守を始として奥向に威權ある役に申せに及ばず大小御目付三奉行に同意の人あ
 るの事ならぬ御老若の中にも内々両端を持する人もあり御家門御運枝より溜問の諸侯にも

同しく之を助くる方々ありければ其勢ひの中々盛ありき夫れに一橋殿時々御登城あつて御
 父子の間柄を以て申上られたる次第ありけん將軍家の同き十日を以て越中守始め加判の
 列三奉行大目付を座之間に召して臨時の評定を仰出されたり將軍家の同候の面々に打向
 へせて今度京都に於せられて此方より返答いたそ迄必ら尊號宣下は見合あるべしと
 の事先づ以て満悦の至なり去り乍ら先に京都より書面を以て義理分明の返答いたすべしと
 仰られたるが此の返答の如何いたそ可き歟次に三卿呼下の一條へ近例あるに申達たる義
 なるには見合に付き参向仰付られぬとあるを承知いたそべき歟兩條之取扱に付き年寄ども
 が存意只今申上ぐべしとの玉ひければ越中守畏つて此義に付てハ沙汰の趣きも候へハ
 同列も一昨日以來篤と相談仕り候へども衆議未だ一決に至り候は依て越中が所存の程を
 言上仕つり申すべし抑も勅旨再三に及びしを否と奉つると尤も其懼りなきに非ずと雖も天
 下の爲に代へ難く候間其義に及べられたるは是非あき次第なり然るを禁裏に於せて伊承知
 ありハされ見合と仰出されたと尤も恐入たる義に候斯る上の御名器不輕せへハ尊號宣
 下決して御無用と申上げたる義理を今又た更に説明仕つり候は天子に對し奉つりて辨論を
 違くするの恐おれハ之を爲さずして如流の聖徳を頌し奉つると臣禮を全くすゝ儀と存じ
 奉つる次に三卿参向の事は御返答を待せられぬとして宣下あるべしとの仰出され之ありじに
 由り其事情を尋ねんが爲に呼下さるゝと止を得ざるの御處置なり然るに御見合と相成り候
 上は最はや三卿に相尋ねて議を決せらるべき必要も之なく候加ふるに参向は仰付られぬと
 の沙汰候へハ是以て強て参向せしむるゝ朝意に背くの嫌あり其義に従はせらるゝこそ



此至當と存じ奉つる右に付き速かに其旨の申請を申上げ高家を以て臨時の御會合あるべし
越中が存する所ハ斯の如くに候と例の如く物靜に言上せられたり將軍家ハ善惡何とも仰出
されど暫く黙しておひしけるが稍あつて越中の所存は右の如くなるが一座の輩の所存は如
何に越中に同意なるか但しは別に存ざる旨あるか遠慮なく申述べしと沙汰ある遠江守承
はりて申しけるハ沙補佐たる越中がア上たる存意に反對仕つり候ハ其障り無きに似たれど
も已に沙補の上意を蒙る上は心底残る所なく申上ると人臣の分に候べし遠江薩んで京都の
沙汰書を拜見するに返答これある迄は沙見合とありて未だ沙停止と申すに非ざれば義
理分明の沙返答ハ尤も必要に候べし越中は禁裏に對して論辯の恐れありと申せども既に
名器は輕からむと云ふ語を以て辯論の端を啓さるが今に至りて躊躇するハ前後矛盾に候
べし若し義理分明の沙説明も無くて沙見合を幸ひに宣下を停止せしめられ候ハ夫こそ恐
乍ら徳川十一代の將軍家にハ理非をも仰られずして京都に逆み威力を以て御慮を押し玉
ひたりと天下後世の批判あるべし依て速かに義理分明の御返答を仰進せらるべく存じ奉つ
る次に三卿呼下の事ハ越中若し果して京都に憚り奉つる所存に候ハ初よりして近例も無
之に何とて三卿参向の義を相達候しか中山前大納言等が徒らに尊號の議を主張して御慮を
疑惑し奉つると明察したる義に候ハ議奏傳奏たりとも御前に於て御取亂あらんと即ち將
軍家の御威光を輝かし天下の泰平を討らせ玉ふ所に非ざるや大に参向仰付られど、承知仕つ
るとあつては何の爲に最前参向すべしと嚴達したるか仔細尤も不分明なるべし依て三卿速
かに沙呼下しあつて越中に取亂を仰付られ然るべしと存じ奉つり候と辨舌爽かに演説した

りける底意の程は知れぬとも流石に御用御側の権臣との見えたりけり之を聞て或は越中守に同意するもあり或は遠江守に左袒するもありしが兼て打合せたる事なれば尊號黨の皆遠江守が申上る旨至當なりと同じたり將軍家は遠江が所存尤もに思召さるゝ間越中その通に取計ふべしと上意ありて御前評定を決せられしかば越中守の扱こる彼等が謀計なれと察したらども今更ら詮術をけれは其議に従つて處置に及ばれけり

○文書往復の事

將軍家(家齊公)の上意既に斯る上へ越中守へ回護し參らすべき手段なく爾のみあらや御補佐の申條をも聞入させざると意外なれども是れ全く奥向の連中が爲せる事なりと悟りたれば是非に及ばや衆議に従つて所司代へ達文を遣はされたり其文に曰く

尊號 宣下の儀は(將軍の)御答これ無き内は十一月上旬に及びひども 仰出され御無用

に成させらるべきとの儀相達し候所専ら時勢に相拘り公武御差碍の筋に哉と思召し候間

右 宣下之 御沙汰(將軍の)返答これ有り候迄は御見合せ遊ばざるべき旨 仰出され

候由即ち急度(將軍へ)言上に及び候處尊祖重宗の御道理も相立ち宗統に於て嫌疑の失も

在らせられぬ只々萬乗の御位天神地祇の御眷を蒙らせらるゝ御事にて聖祖神皇の 御寶

位に候へば其位を踐ませられぬ其統を繼がせられぬして 御大切至極の儀と(將軍には)

思召し候處先づ以て(將軍より)返答ふれ有る迄は必ず御見合せ遊ばざるべき旨 仰

出され御安心の儀に思召し候處右は返答の儀の退て委しく仰せ進らる可く候且又三卿下

向の義の 尊號 宣下御見合の御沙汰も之あり且つ箇楯の儀にて堂上方參向の近例なく

公武の御差碍の筋に相成る可き哉と先づ參向の仰付られぬ候 叔慮を廻らざるべき旨是

又(將軍へ)言上に及び候處御近例これ無く候とて格別の御用の節へ 召下ざる可き儀に

之あり候總して禁裏御崇敬に付ては文書のみにて御用向の辨せざる儀も之より念を入

れさせられ候に付ては下向の儀も 仰出され候事ゆゑ 公武御差碍等も相成るべき御道

理には之なく候併ながら此度 御用向の儀へ専ら 尊號 宣下 仰出され候故の儀に以

處十一月上旬 宣下の儀ハ差止められ重て(將軍より)返答仰出され候迄は必ず御見

合せ遊ばざる可く殊に 叔慮を廻らせらる可き旨 仰出され候に付ては右下向の儀も急

ぎの支度等には及ば候間來月中にも下向これ有り候儀にと仰出され候若し三卿と下

向候ては 御常用に御差支等も候へば正親町前大納言并に議奏衆の儀は先達て仰出され

候兩人の内一人下向これ有り候ても然るべき旨仰出され候間右之段傳奏衆へ相達せらる

べく候

十月十一日

右の如き書面なりければ京都にても之に應じたる仰出されあるべし去ながら先公卿下向の事を差向き相止めらるべしとて傳奏して所司代まで達せしめられたり其文に曰く

尊號 宣下之儀御返答これ有り候迄は決して御無用に遊ばざるべく再御進せられ候

に付き必らず御見合せ遊ばざるべき旨之を仰せ進せられ尊祖重宗の御道理も相立ち宗統

に於て嫌疑の失も在らせられぬ只々萬乗の御位天神地祇の御眷を蒙らせられ候御事にて

聖祖神皇の 御寶位に候へば其位を踐ませられぬ其統を繼がせられぬ候ては御大切至極

の儀と思召候處、此より御見合せ遊ばざる可き旨 仰出され御安心の儀に思召され候段
 言上に及び候處今度ハ誠に御旨趣も御進せられ厚き御考慮の上の儀と 御満悦の御事に
 聞し召され彌々以て必らず御見合せ遊ばされ 敬慮 仙洞之思召これより 仰進せらる
 可く候且又最初御沙汰の面々参向の儀に付てハ委しく仰進せられ是又 言上に及び候處
 聞召され候安心の御事に候右の趣き追々 仰出され候上は最早差下され候にハ及びざる
 方に遊ばされ度 御沙汰に候間此段も其許まで宜しく申達せべき旨 仰出され候事

十月十七日

此の書面ハ十月二十一日を以て江戸に到來したり越中守ハ是にて最早や十分の結局を得た
 るあり此上ハ京都へ申上らるべき必要も無かるべし只々傍禮の高家を差上せられて然るべ
 しと言上せられたるに將軍家これを聞し召して御使を立るハ追ての事たるべし兎も角も御
 無用と申上たる義理を十分に明白ならしめ議奏傳奏を呼下すと前議の通りに取計ふべしと
 御沙汰ある依て越中守ハ止を得ず籍に柴彦輔を顧問として所司代へ達せらる其文に云く
 尊號 宣下之義今度ハ(將軍より)御旨趣をも仰進せられ 御満悦に 思召され彌々以て
 御見合せ遊ばされ候由傳奏衆持參の書面(將軍へ)言上に及び置き候段は此程申進じ候然
 る處決して御無用の旨仰進せられ候御旨趣委しく仰進せられ候様にとの御事等件々の一
 紙先達て相達し其頃(將軍の)御覽に入れ候處一々御沙汰これ有り三卿下向の義も右に付
 仰出され候一々最初群議等御添へ仰進せられ候後に(將軍)より御返答早速に仰出されぞ
 候は 御名實重大此上も無き御事 御孝心の所是又御尤もの至に付き品々御勘辨あらせ

られ候故にて候其後必らず御無用の御旨趣委く仰進せられ候様にとの所右御返答の義も
 未だ仰出されず候ハ物じて三代の禮にも大宗小宗の際嚴重に定め置かれ候儀にて尊祖重
 宗不レ貳斬不レ分レ統の旨にて先王の禮を制する無三三三とも之あり況んや萬乘の御位は
 聖祖神皇の御寶位にて候へば其位を踐ませられぬ其統を繼がせられぬして其名を上ら
 せられ候儀ハ然る可からざる候事にて御罔極の御恩を思召され候所ハ甚だ以て御尤もの
 御事に候へば如何にも厚き 御孝義は盡させらる可き御儀に候へども 御位號に於てハ
 名分の輕からざる御事に候且又御舊典御先蹤とても物じて 御歴代の故事を皆先蹤とて
 遵行せられ舊典とて守らせらるべき御事に之なきは勿論の儀にて只その御蹤を尋ねられ
 論説時勢道理の當否等一々御取捨の上に御差碍なくハ遵行せらる可きにて候寔に禮に於
 てハ容易ならざる事上一人より下萬民に至るまで私しなきハ禮の一事にて候へば名器一
 たび動き候てハ社稷蒼生の興廢安危にも拘り候筋に成行くべき歟と甚だ以て御大切の儀
 に思召され候己に今般の御進止は後代の御規範御大切の義とまで其頃仰進せられ候ハ甚
 だ以て御尤もの御旨趣にて己に本邦の事のものにも之なく異域にも相聞ゆべき義無量の御
 大事に候間古今の論説猶も御糺これ有り先頃寫し來り候群議等御不審の所も少からず候
 へば御尋の爲め品により追々群議衆下向の義も仰出され御糺これ有り誠に道理を盡され
 論説に餘蘊なく精々盡し極めらると思召にて候右様にならせられ候てハ御規範たるべ
 き重き御旨にも御相當あらせらる間敷との御事に候何れ委しき御旨趣は三卿下向御尋
 糺しども之ありて仰進せらるべしとの御旨にて候將又御領等増され候類の義ハ 太上天

皇の御相應に御領を増され候類の義にハ之なく候尤も御所等御造營の事これ又仰進せられ候には無之只 御孝養を盡させらるゝ御心樂しみに在らせられ候儀にこの御主意を以て御領にても御糞米にても御相應に増加せらるべき哉との御事にて既に天明四年は開院宮御在世中は千石づゝ年々進せられ候も 御内慮の通に成し進せられは満足の旨も仰進せられ候右の通りの譯合にて 御内慮の思召次第に仰進せられ候儀にこの儀を以て仰出され候事にて候外に向ふ 思召の儀 仰進せられ候儀にこの儀も右同様の儀意にて仰出され候事にて候新嘗祭以前〇〇〇の事おらせらる可き旨其後仰進せられ甚尤以ては安心之段其頃申進し候通にては 尊號に於てハ必らず涉無用との趣意ハ三卿下向の上仰出さるべく候へともは領等の一件の御一体の儀にも無之候間右の返答ばかり仰出され候段々と御念を入れさせられ候ゆる速かに御返答これ無き旨趣先づ仰出され候間此段は能く兩卿へ達せらる可く候事

十一月四日

○尊號宣下御停止之事

右の書面ハ案より越中守が本意に出たるに非ざ其の實ハ加納遠江守等が密に存する旨ありて將軍家を勤め参らせて斯る議論が問しき事を言上に及びたる事なれば此の書面京都へ達したる上ハ中山殿はじめ有志の公卿に議論ありて事の体かならざ六か敷ハ成るべき歟と内心に苦慮せられしが案の如く十一月八日を以て所司代より傳奏へ相通じ禁中に於て公卿僉議に及べられたるに中山前大納言ハ憤然として諸卿に向ひ此の書面ハ何事や其に御見合

せの趣き仰出されたる時に思存殘す所あく申上て切に御英斷を冀ひたりと雖も 寂慮深遠にして測り難けれハ謹んで之を遵奉し其旨開東へ達せられたるに開東に於てハ又も議論を巧にして朝廷の思召を至らせられざるが如くに議し奉つり剩ハ再應の仰出されも憚らざして頻に三卿下向の義を申立て尋問ハたす可しとは無禮至極の申條にて候へ其儀あらハ愛難罷り下つて飽まで尊號の當否を柳密に論じ開東の執政をも口を塞ませ申すべしと齒がみをさして述べられたり開白殿下其外の公卿いづれも開東の申條 穩かならざと思へれ其旨備さに上奏に及び必定逆鱗あらせ給ふあらんと恐察し奉つられたるに主上には上奏の趣きを聞き召して打ち笑ませ給ひて家齊いまだ若年なれども流石に定信あんど云へる補佐のものありて 宗統の趣意をも申上たると忠節ハ次第なり朕先に宣下見合はすべしと仰たる時に已に停止するの心を決したり然る上ハ只速かに停止の旨を仙洞へも申上げ開東に達せし但し群臣の心中ハ深く察して満足に思召すと勅証あらせ玉にたり案の外の御事なれば今は公卿みま争ひ奉つるべき旨もなくて 寂慮を遵奉し却ち傳奏を以て所司代に停止の御沙汰を達されたり其文よ云く

閑院一品宮 尊號 宣下一件此度御宗統の儀に付き委細(將軍より)仰進せられ聖祖神皇の御寶位おれハ其位を踐ませられず其統を繼がせられざるに 御位號を上つる事は然る可からざる由御深厚の旨逐一 言上に及び候處 聞食され此上ハ餘蘊ある間敷と 寂感の御事に候茲に因て 仙洞へも 仰出され候に 宸襟を易させられ候に付此度 尊號 宣下の事停止せらる旨 寂慮 仙洞之 思召を以て 仰出され候間此段開東へも

宜しく申入らるべく候事

十一月十日

所司代ハ謹んで此の御沙汰を領し急ぎ江戸へ申送りたれハ同き十四日を以て到達したりける越中守ハ此の御沙汰を見て且は感動し且は驚嘆し然るにても京都にてハ如何なれば斯ばかりに公正の御處置おらせ給ふや先度の書面さへあるに再度の書面かならば逆鱗にもやと案じ奉つりたるに更に更だ咎めさせ給はざるの事かハハ停止の御英斷ハ實に凡慮の計り得べきに非ず是れ偏に聰明敏智の御計ひに外あらざとて直に將軍家に言上に及びたれば將軍家も亦實ハ案外にてたれハしたり矧て尊號黨の輩ハ一度ならず二度三度まで斯の仕合にて的の外るハ返すハも殘念の至なり思ふに越中守が内々京都へ手を廻して關白議奏傳奏を取ら接らへたるに相違なし相殘る處ハ三卿下向の一際のみなれば是を方便にして謀計を廻らし公卿下向殿中間答にて一度にがりりと局面を變へ越中守が是迄の取計ひを水の泡に爲し呉れんと又もや内密の相談を頻に廻らしぬ却說越中守は將軍家に言上し臨時御禮の爲に高家前田信濃守を御使に立るとに取定め十一月十八日を以て信濃守御使の命を蒙りたれば御老中連署よて左の如く所司代へ達したり

尊號 宣下の儀(將軍)思召の趣(荒増)仰進せられ候所 尊號 宣下停止せしめらるゝ旨
 仰出され候段傳奏申聞らるゝ書付これを越され即ち(將軍)言上に及び候處早速の御
 停止先以て(將軍)御感動の御儀に思召され候之に依て御會釋として近々高家御使差登せ
 らるべき御沙汰に候即ち今日前田信濃守御使の用意仕るべき旨仰付られ候右の儀心得と

して申達候間兩卿へ達し置かるべく候以上
 十一月十八日

石の達ハ同き二十二日に京都に着したれば所司代ハ例に依りて傳奏へ通じたるに同き廿五日を以て傳奏ハ左の書付を持參ありき

尊號 宣下之儀(將軍)思召の荒増仰進せられ候所 尊號 宣下停止せらるゝ旨仰出され候段兩人持參の書付關東へ相達せられ即ち(將軍)言上に及び候所早速の御停止先以て(將軍)御感動の御儀に思召され之に依て右の御會釋として近々高家御使に差登せらるべきとの(將軍)御沙汰にて即ち去る十八日前田信濃守御使の用意仕るべき旨仰付られ候趣き心得として相達せらるべきと老中方より申越され候由沙汰いたし候所甚だ御丁寧の思召にて候へども彼是歳晩の時節にも及ぶべきに態々御使差登され候儀は大方あらざる儀に 思召され候併し厚き御取計ひの儀ゆゑ決して 御指留ハ 仰出され候間兩人相心得得を能く申達すべき 御沙汰に候此段關東へ宜しく申入らるべく候事

十一月廿五日

○高家上京之事

高家前田信濃守を御會釋の御使として上京せしめらるゝに付ては 禁裏 仙洞の兩御所へ御進獻その品を取調べ申上ぐべきと越中守より其筋ハ沙汰せらる御納戸にてハ例の越中殿の儉約されハ高價の御品ハ必らず中氣に入るまじとて通例の品々相調べて差出したれば越中守大に不機嫌にて申されけるハ御儉約仰出されたるハ箇様の折に御使用あるべきが爲なら

すや禁裏御所へ至幸の御聖徳を以て尊號宣下の思召ありしを將軍家へ至忠の御神精を以て之を止め奉つり玉ひしに禁裏これを御嘉納あらせ給ひたり依て御禮を申上げ進獻に及ばせらるゝと是に越したる美事やあるべき將軍家の御寶藏を押し開き重代の御名品の中にて禁裏仙洞の御慰みに適ひ奉つるべき品を擇び出して將軍家の御覽に入れ思召を伺ひ相定むべしと是に依て左の品々を進獻の事に定まりたり

禁裏御所へ

一行成卿朝詠集

定家卿書入

近衛時興公跋

一眞御太刀

三條宗近作

一狸々緋

貳拾間

仙洞御所へ

一爲家卿古今集

一狸々緋

拾間

信濃守ハ十一月廿三日を以て江戸を發足し十二月六日を以て京都に着し右の進獻の品々差出し將軍家臨時の御禮を申上げ諸事滞りなく相濟たり然るに信濃守ハ江戸發足の時に兼て加納遠江守其外の輩より申合められたる事もあれハ或る夜ひるかに中山殿へ伺候して申しけるハ扱々此度の御事いかにして俄に御慮を替へさせ給ひたるにや關東に於ても内々不密いたし候ものも多ク候一休尊號宣下の御事ハ將軍家に於て賈ハ御同意に候なるを越中

守が一人にて兎や角く不承知を申張り候次第なれば今一際厳しく御沙汰ありなハ必定將軍家御直沙汰にて御請あるべかりしものを其事なかりしハ殘念に存じ候或は越中守より内密關白殿下又ハ侍従がたへ手を廻しあられも無き事を内奏に及びたる事ハ之なきかど關東にてハ取沙汰いたし候又た來春貴卿がた御下向の折にハ越中守より種々難問に及び申すべきが其節ハ十分に御議論に及びざしては相叶ひ申問難若し貴卿がた御負なされてハ御身の上にも拘り申すべきか御勝なざるれば當に御身の患のとならむ再び尊號宣下の思召も行届き申さへし畢竟これまでハ傳奏衆と所司代の往復ばかりにて將軍家の思召し通に参らざれども貴卿がた御下向にて將軍家ハ直の御尋ねを願はせられ御前にて越中守と論じて見事に彼を御破り成され候ハ將軍家も理の當然に服して必らぎ御承知に候べし同意の面々を之を助け申すべきは勿論の事に候暮も御番番こそ望ましけれと頻に越中守我意の取計ひなりと言ひ拵へて中山殿を煽りたれば中山殿ハ左なきだに尊號停止の事に不平を懐かれたる折ふしなれば怒の氣色面に顯はれて貴様の申さるゝ所至極の理あり宣下の御内慮を俄に廻らさせ給ひたる御慮の程ハ何分にも察し奉つると能ハず但し越中守が御書を石清水に納めたる事を葉室が申上げ其願書を竊に御覽ありてよりハ御思召と仄かに承まり及びつるが何とも御沙汰あけれハ今日まで伺ひ奉つるを得ざれども必らず仔細ある事あるべしよし一橋殿其外同意の方々もありと聞けハ柳營にて愚老力の及ばん限り越中守を論破して再び尊號宣下の議を復とべし夫れ迄ハ極て事を密にし貴様ハ歸府して中山正親町の公卿等ハ關東下向の沙汰にて氣を落し泣顔して塞ぎ居ると噂を成し越中守等が油斷する様に仕向られ

よと申合められたり信濃守は委細承知して引取りしが涉禮も滞りなく相濟みたれば程なく
京都より暇を賜はりて江戸へ歸りたり

○中山正親町兩卿關東下向の事

去る程に其年も暮れて明くれバ寛政五年とは成りぬ去年十月關東の沙汰として議奏傳奏兩
人へ下向あるべき旨頻りに所司代より申立たりけれバ去らばとて議奏には中山前大納言愛猷
卿傳奏に正親町前大納言公明卿下向あるべしと定まりたり抑も兩卿を關東へ下向せしむ
ると尊號宣下は停止の後に勅慮實に安く在らせられ候や其の儀様子を伺はん爲め且つ
宣下御内意等の取計ひに不審もあれば尋ねられ候なりとの趣にて事の体太だ唯ならざり
ければ中山殿は越中守が管中に於て如何なる儀をも言ひ出さば彼れ假ひ蘇張の辨を揮つ
て論ずるとも我また正理公議を以て之に當り是非正邪を將軍の面前に論ぜんに何の恐るゝ
所かあるべき若し萬一にも議論に屈しあば愛猷の一身に禍を引受けて朝廷の御難儀に及
ばざる様も慮すべしと雖ども豫じめ勅慮の程を窺ひ奉つるべしとて正親町殿と共に參内し
御前に出て今度關東へ罷り下候に付て尊號宣下之御内慮仰出され見合せ繼いで御停止
の次第大樹より尋ねこれ有るべし然ある時は何と辨明仕つるべき哉勅慮の程を伺ひ奉つる
とありけれハ朕生父に孝道を盡さんと欲して先例に依て尊號を宣下せんと内意したるに大
樹宗統を論じて宣下然るべからずと諫めたり朕その忠諫を納れて廻慮し宣下の事を停止し
て敵心太だ安老と家齊へ申聞すべし敢て辭を飾りて實を蔽ふに及ばざらば宣下せ給ひける其
後兩卿より關白殿を以て重ねて申上けるハ關東へ罷り下り候ハ定めて執政定信等よりし

て是迄の顛末を尋ね群議の次第にも及び候ハんが愛猷公明その尋に從て之を辨解仕まり申
そべし但し當初よりして宣下の儀此度相調ひ難き様にてハ此上深き思召しあらせられ候間
滞りなく沙汰せらるべしと申達したる事も候ハハ其深き思召と如何なる思召かと相尋ね
申すべき歟其答は安危の關ハる所に候ハバ勅慮を伺ひ奉つり度候と再三に及びしかば主
上ハ兩卿を召して今度關東に於て其許たちより強て議論に涉らば關東にてはあながち議
論に及ぶまじ併し深き思召ハ如何と聞きたらば宸筆の書付をバ執政の定信とやらんに
渡して拜見せさせよ其の宸筆ハ關白より封のまを渡さるべし但し其間なくば決して拜見せ
しむるに及ばず唯その儀に持ち歸るべし其許たちに内見ハ許らざればその勅諭ありけれ
ハ兩卿ハ畏とて御前を罷られたり其後主上にハ關白殿を召して候ふ人々を遠ざけさせ給ひ
竊かに越中守の願書を示させ給ひて定信が天下の爲を存すると斯の如くあれハ朕一人が孝
道を全うせんとして天下に禍の種子を残さば非ずと思ひ悟り定信が忠諫を納れて宣下
の事を停止せしめたるなり然りながら此事を愛猷等に語り聞せなば遂にハ世に公けになり
て越前直奏の例を引起さん恐おんされハゆめく告な知らせ依て愛猷等に持參せしむ
べき宸筆ハ是るるすとて辱けなくも薄紅梅の厚紙にさらさらと遊ばして關白殿に示させ給
ふ關白殿ハ驚と拜見あつて誠に有り難き勅慮の程にて候へと申上げられ直に宸筆を封じ
押し敷きて感涙を流し御前を退き玉ハ兩卿を招きて宸筆を予渡されける兩卿ハ之を拜受あ
つて恐れ多くハ候へども宸筆の御趣意心得の爲に内々承知仕つり度候と伺われけれハ關
白殿うち暗かせて御趣意申聞せたらハ有れども御許され無けれハ相叫ハせ尤も御無難の御

交言にてあれハ差碍にハ相成らずと仰らる兩卿も今は押て伺ふべき儀あらねハ其儘に宸筆頂戴あつて罷り退き支度うこくに調へ正月廿六日の晩がたに九重の都を出立ち東海道を下り二月十日に江戸には着せられたりける

○兩卿江戸着之事

此度中山正親町兩卿の下向ハ自分参向の振合とあれハ勅使の例ハ非されども高貴の堂上たるに付き越中守の計ひを以て道中宿々の取扱ひ等は凡勅使の下向にも劣らざる程に丁寧を取扱ひたり江戸着ハ二月九日の筈ありしが道中にて川止の爲に一日延引したれば二月十日と相成り旅館は傳奏屋敷と定められ勅使院使に非ざればハ馳走人と云ふにハあらねども南部遠江守、北條左京大夫の兩侯へは賄ひの事を命せられ内意には縦ひ多不審の儀あつて召下に相成り候とも官位高貴の方々多れば随分念入れ丁寧に相賄ひるべしとの事あり斯くて兩卿に傳奏屋敷に若ありければ高家肝煎戸田土佐守、宮原長門守を初として高家の面々の待受て兩卿をハ傳奏屋敷一の部屋に入れ参らせ交々安否を伺はれたり初め中山殿は京都を發せらるゝに當り此度の不時参向ハ關東より多用これ有り下向すべしと達しる程されハ江戸着の上の品により囚人同前の取扱ひをも爲すべき歎然る時は飽までも論じて官位相當の待遇を爲さしむべきにと内々思はれたるに察外の取扱ひにて事の体煩る鄭重を極め勅使下向の振合にもおのゝ劣るまじき程あれハ中山殿ハ概々越中守が差圖行届たるものかると陰に感せられたりとかや着座も少しく落付たれば中山殿ハ正親町殿と列座にて座帯へ出で雜掌を以て高家肝煎六角越前守、宮原長門守の兩人を招きて申されけるハ扱も愚

老等將軍家より多用有之とて下向を命ぜられ即ち東下して候なるが多尋ねの手續ハ如何なるか、高家、その儀ハ更に心得ずさぞ多分明日ハ上使参り向はれて其邊の事ヲ達せらるべしと存じ奉ると答へたり、中山殿、此度参向に付きてハ存する仔細もあれば先づ越中守に面會いたし申度く老中方が傳奏屋敷へ参らるゝ事は格式の論などありて六かしかるべきに付き老等明日是よりして越中守に役宅へ参り直談判いたし申すべき間その旨其許たちよりハ世話あから早速越中守へ参り遣し兎も角も明日面談相成る様取扱はれ玉へるべしと達せずされたりければ越前守長門守ハ如何とも思はれたるも餘儀多く願承して直に越中守殿へ申上けたり越中守ハ暫く思案あつて委細承知致し候兩卿にハ明十一日巳の刻に拙者役宅へ参入來申らせらるべし越中同列と共には待受いたとべしと返答ありて高家を返され夫より越中守ハ急に老若三奉行大小目付の向を招きて相談の上明日の面會ハ越中守、和泉守、采女正の三人并に若年寄其外たるべし尤も公けの多尋ねの登城の上直の事と定め明日ハ先づ平常面談の振合にて兩卿の申分をも承はり申すべき次第に依てハ自から多尋ね下調の儀とも相成るべき間三奉行大小目付にハ其心得たるべく尤も襖の陰にハ應接向の筆記を致させ置くべしと凡の次第を定めて其の手續に及ばれたり夜に入りて松平伊豆守ハ再び越中守の許に來りて面會に及び扱も兩卿明日の入來ハ拙者甚だ其意を得ぞ是にハ何か中山殿が謀る所あつての儀と思はれハハ多賢慮如何と心許なき体にて問はれしかハ越中守ハ微笑して明日兩卿の入來は以ての外の好き都合なり此方より呼寄せんも流石に不慮慮なりと思はたる所に兩卿よりの申入れなれば更に其彈り無くハ應接の模様によつてハ兩卿の心腹をも承

はり又この方の丁簡も示し成るべく穩かに局を結ぶ兩卿に傷をも付けず京都の御憤りを増さる様に致さるべき望なり但し中山殿は才智に勝れたれども先入師となりて猜忌を關東に狭むの念あり加ふるに禁裏の御事をのみ一筋に思はれ却て大勢を見られざるに由り或は内説の爲に益々疑ひを我等に懷き打解けたる談合に至り兼ねずすべき歎語事は應變に任さるべき間明日の處は多心配に及ばざる唯と與向の方が少く懸念に候へば御手前様は明日例刻より早めに御登城ありて冥々の中に之を制し越中をして内顧の患なからしむる様に御盡力あるべしと内意を含ませられたり却説傳奏屋敷にては高家より兩卿へ明日越中守宅にては待受申さるべき旨を言上られたれば中山殿は領承ありて其後正親町殿に向ひ扱も越中守は中々の人物と覺候明日此方より罷向ふべしと申入たらば尋常の老中ならは將軍家御逢の前はと斷はるか但しは辭を設けて面會を延ばさるべきに早速に面談さるべしと返答したるは是れ其胸中既に定まりたるが故あるべし何等の事を問ひ出さんも知れざれば貴卿にも應答の間に一語たりとも油斷あらせ玉ふまど注意して明日をぞ待たれける

○越中守宅問答

明れば二月十一日己の刻(午前十時)を以て中山正親町の兩卿は松平越中守の御役宅へ参り向はれける門内にて下乗あつて玄關に上られければ越中守其外は支間まで出迎ひて會釋し高家の案内にて書院へ招じ客席に着かせ参らせたり越中守、和泉守、采女正を初めとして夫々高家より姓名を通じ相互の挨拶に及ばれたる後に中山殿は膝を進め、越中守殿今日愚老等罷り出で候は餘の儀にあらざる實は貴殿の御存意をも承はり且我等の所存をも御話し

さんか爲に御候なる抑も此度の事たる問ふも問るゝも俱に是れ公事なれば相互に其の打合せを爲すと決して仔細ある可からず扱も大樹公より御用ありとて表立て我等を召下されたるは第一に穩當ならざる其近例多しと云ひ殊に其儀に及ばざるべしと迄に 仰出されたるを御下向せよと達せられたるは如何尋常の關東俗吏の取計ひあらば兎も角も貴殿の差圖にしては少し不似合に思はれ候併し大樹公よりの召下なれば何れは直に御尋ねあるべきと存すれは其節この儀は改めて申立る心得なり夫迄に篤と御返答の思案あるべしと申されければ、越中守、兩卿は召下の事近例の有無を問はざる將軍家に於ては兩卿を召下させ玉ふべきは職權あると勿論さればこそ禁裏御所に於せられても下向御差止なく兩卿に於ても之を言ませられざるなれ但し御直に申出あらば必らず至當の御意あるべしと存じ候なり、中山殿重ねて、其の御直の御尋ねは何日頃候や、越中守、御日限御治定次第に御使を以て仰出さるべし、(中山殿)扱て我等を召下されたるは何を御尋ねあるべきか、(越中守)書面にて御上たる如く第一には關院宮へ尊號宣下の御事御孝道の至り再意御内意 仰出されたるを名器不輕の故を以て御無用の旨を將軍家より仰進せられたる所速に御停止と仰出され將軍家に於て如流の御寛納に感動あらせられ候乍ら御停止の上にて御心を安せられざるは事はあらせられざる歎如何を御尋ねあるべき爲あり(中山殿)其御尋ねはらば大樹公に於ては御無用に遊ばざるゝ方然るべし大樹公に對し御答へ申上るには我等に取て煩る御事ある事をも申さずは御成すまじく甚以て迷惑に存じ候へ共強て御尋ねあらば伏藏なく申上る迄の事に有るべき歎(越中守)次に尊號の御一條は至切の御孝心止を得ざる御儀なりとは申し乍ら再

應の仰出されと云ひ御英斷の御沙汰と云ひ恐入たる儀に候が右は御内實の御事情あらせられての御事に候哉(中山殿)否々更に御内實の御事情なき有つての故には非ず全く公けの御儀にて候のみ既に承久文安の御例あつて 當今の御實父に尊號宣下の御先蹤あるに今上に至らせて其傍先例を行はれざるは如何と思召し先例の可否に御感あつて之を詳議に附せしめられたるは事なりは孝道の爲ならは御一身の事に止まれども御先例あつて詳議は概ね皆これに従はせ給ふべしと奏したるに付き去らばとて内意を再應せども仰出されたるなり(越中守)然らば御停止に相成たるは如何(中山殿)然るを大樹公より義理分明の上奏あらせたるに由り 御感あつて早速に停止せしめ給ひたるなり(越中守)扱て閑院宮へ御心附の儀は如何(中山殿)夫れも御先例を主とせられ御一身の孝道を主とせられて仰出されたるに非ざれば此後とて其仰出されは有るまじと思はれ候去り乍ら關東よりして是々の御仕向あるべしと上奏あらば 御慮斜ならざるべしと存するなり(越中守)尊號停止の御事は愈々一統へ仰出され候哉(中山殿)未だ一統へは仰出されぞ我等歸京いたし關東の御挨拶も奏問の上にて仰出さるべしと答へられたり(越中守)將た公卿の奏議を見るに承文の御先例を引き尊號宣下然るべしと議せられ殊に貴卿に於かせては異域の例までも引きて勤め奉られたるは如何(中山殿)其儀は愛親に於て尊號宣下然るべしと存し奉つるが故に御勤め申上たるより(越中守)只今にても其説を持せられ候哉(中山殿)御尋にや及ぶべき餘人は知らず愛親に於ては今日只今とて尊號の説を變せぬ恐ある申條にはあれども之を御無用なりと申上げられたる大樹公の御賢慮は其當を得ざる歎と存し候程なれば御直に御尋あらば義理分

明に申上べき所存なりと少しも淀まず辨せられたれば越中守は迎も中山殿の心を動かす可からざるを覺りては何れ此儀に就きては將軍家御直に御尋ねあらせらるべし其節には十分に御辨明あらんと望む處なりと雖も公武の御差碍に相成らざる様に御注意肝要に候と申されたり中山殿も亦越中守が胸中己に成算あるを洞察し是れ辨舌を以て籠絡し得らるべき人物に非らざる悟られ、御心附の段は添け多く候と程よく挨拶ありて其日は傳奏屋敷へ歸られたり

○營中御尋ね之事

斯くて高家の面々は兩卿登城の手續なき夫々打合せに及びたれば議奏中山前大納言愛親卿傳奏正親町前大納言公明卿には寛政五年二月十六日己の刻(午前十時)を以て供列一きは引繕ひて傳奏屋敷を出て御徒目付の先案内に從ひて登城せらる大手御門を打過ぎ大手三の御門を過り中の御門にて乗物を下りて徐々と歩み雜掌、太刀持、長柄、履持ども召具し御玄關前御門より御玄關へと向ひ御式臺にて自ら太刀を携へて上られたれば高家の面々御奏番番出迎へて丁寧に會釋し殿上之間に引き參らせたり中山殿其日の裝束には卯の葉重の狩衣經篋の指貫に翁掛したる立烏帽子を着銀造りの野太刀を持ち正親町殿は松葉重の狩衣淺黄の指貫に内掛したる立烏帽子を着て黒漆の太刀を予持たれたり大小名諸役八御番の衆が雲霞の如くに居並びたる中を事もなげに通られたる様ども流石に優に氣高くも見ゆたりける松平越中守、松平和泉守、松平伊豆守、石田采女正、太田備中守、安藤對馬守、立花出雲守を初として加判之列の年寄衆は皆服紗麻上下にて列を正して此所に向はれ互の會釋に及び

あるべし即ち越中余に代つて仔細相尋ぬべしと上意ある中山殿侍の事柄一々の答へ上へ候と伊請ありければ高家は膝行して進み兩卿を設の席に導きたり其席は上段際右の方にて恰も中山殿は水戸殿と越中守の間に向ひ正親町殿は伊豆守と采女正の間に向ひ左右に對坐の地位を爲せり此時越中守は少し席を進て兩卿に向ひ扱も此度兩卿に尋の次第數箇條なるが先づ關院一品宮へ太上天皇の尊號を宣下あらせ給ふべき御内意仰出されたる時に當り公卿群議を盡されたる心得かたより順序を逐て御尋あるべし兩卿には事實の儘または存寄たる儘を取繕はざり答へられて然るべしと有りければ、中山殿、承はり候然り乍ら其後尋に先だちて先づ召下の趣意からを篤と承はり度く存じ候京都關東の間文通のみにては其情を互に盡すと能はざるを以て我等兩人召下されて大樹公より伊直に尋あり上意あるとの儀に候は、尤もの次第ありと雖も御不審の仔細ありとて苟くも二位の大納言の官位を辱あくぞる堂上を呼下さるゝと大樹公が朝廷に對せらるゝ御崇敬の眞意に叶ひ可申敷其の儀より最初承はらん、越中守、これは事新しき伊尋か將軍家に於せられては、亦あくも文武の政治を舉て朝廷より仰せ蒙らせられたる以上は、天子に代り奉つりて糾問し玉ふべき事有んに一の人より無位無官の輩に至るまで誰か召下さる可からざる者の日本國內に候べき況や高位高官の人と雖も將軍家には思召を以て處置を下さるゝと其例敢てめづらしからざ品に寄て、重き伊仕置を仰付られたる事も候へば兩卿を召下さるゝに於て更に朝廷御崇敬に拘る所なし、中山殿、それは武家の官位ある輩にこそあれ争で朝廷の官人に其例を用ひらるべき抑も武家の官位は格別の事なりとて大樹公の請せらるゝ所に依て叙任せしめ

らるゝ間加階越官を問ふして之を員外に置るゝの例あり其の員外の官位を有する武家は、大樹公の思召に任せて吟味をもし仕置をもせしめらるべきが正しく朝廷の正官ある面々を如何はせらるべき既に御不審あつて糾問さふとある以上は其申條に由ては之を賞罰するの落去あらんは勿論なるに大樹公の專斷を以て朝廷の官人を處分する其例いづくに在る乎但し北條陪臣を以て國命を擅まゝにし足利世の乱に乗じて王權を竊み或は帝威を犯し奉り或は關白公卿を重科遠流に處したる暴逆の振舞を以て例とせらるゝ儀にてあれバ天下に正道なし大樹公には政治を委任あるも覺束なしとや思召さるべき是れ愛親等敢て一身の安危を懼れて言ふに非や理の在る所は決して曲べからざるが故に申そ次第なりと扇を笏に取て言語よそみ無くいと爽かに述べられたれば列坐の大小名みな片唾を飲て越中守の返答如何と待たりける越中守は此事如何に申し述べ駿河大納言、越前中納言其外の例を引きて論せんも將軍家の面前にて流石その憚りありと暫時思案の体なり是を見て中山殿は得たりと思ひ、補佐職いざ大樹公の代名代として義理分明の論し承はらん承服いたさば愛親等も大樹公の尋に返答を否み奉つる所なかるべしと雖も其儀これ無きに於ては候はや伊用濟と心得て退去いたし申そべしと迫り人も無げに辨じれば將軍家は餘程の不機嫌にてあはや坐を立たせ玉はん氣色にぞ見たりける此時水戸殿坐を進て將軍家に一禮なし此儀は越中補佐たりとも伊前を憚りて陳ざるに差扣へたりと覺候候治候時を蒙つて二卿に相論し申さんと言上ありければ將軍家は諾かせ玉へり水戸殿二卿に打ち向ひて、二卿の惑は一應の理りあるに似たれども未だ大義に通ぜざるに由て惑ふ可からざるに惑はれた

あるべし即ち越中余に代つて仔細相尋ぬべしと上意ある中山殿侍の專柄一々の答ア上べく候と侍請ありければ高家は膝行して進み兩卿を設の席に導きたり其席は上段際右の方にて恰も中山殿は水戸殿と越中守の間に向ひ正親町殿は伊豆守と采女正の間に向ひ左右に對坐の地位を爲せり此時越中守は少し席を進て兩卿に向ひ扱も此度兩卿には尋の次第數箇條なるが先づ關院一品宮へ太上天皇の尊號を宣下せ給ふべき御内意仰出されたる時に當り公卿群議を盡されたる心得かたより順序を逐て御尋あるべし兩卿には事實の儘または存寄たる儘を取繕はぞア答へられて然るべしと有りければ、中山殿、承はり候然り乍ら其侍尋に先だちて先づ召下の趣意からを篤と承はり度く存じ候京都關東の間文通のみにては其情を互に盡すと能はざるを以て我等兩人召下されて大樹公より侍直に侍尋あり上意あるとの儀に候はい尤もの次第ありと雖も御不審の仔細ありとて苟くも二位の大納言の官位を辱ちくぞる堂上を呼下さるゝと大樹公が朝廷に對せらるゝと御崇敬の眞意に叶ひ可申敷其の儀より最初承はらん、越中守、こは事新しき侍尋か將軍家に於せられては、忝ちくも文武の政治を擧て朝廷より仰せ蒙らせられたる以上は、天子に代り奉つりて亂問し玉ふべき事有んに一の人より無位無官の輩に至るまで誰か召下さる可からざる者の日本國內に候べき況や高位高官の人と雖も將軍家には思召を以て處置を下さるゝと其例敢てめづらしからせ品に寄て重き侍置を仰付られたる事も候へば兩卿を召下さるゝに於て更に朝廷御崇敬に拘る所なし、中山殿、それは武家の官位ある輩にこそあれ争で朝廷の官人に其例を用ひらるべき抑も武家の官位は格別の事なりとて大樹公の請せらるゝ所に依て叙任せしめ

らるゝ間加階越官を問せして之を員外に置くゝの例あり其の員外の官位を有する武家は大樹公の思召に任せて吟味をもし仕置をもせしめらるべきが正しく朝廷の正官ある面々を如何はせらるべき既に御不審あつて亂問さふとある以上は其申條に由ては之を賞罰するの落去あらんは勿論なるに大樹公の專斷を以て朝廷の官人を處分せる其例いづくに在る乎但し北條陪臣を以て國命を擅せしに足利世の乱に乗じて王權を竊み或は帝威を犯し奉り或は關白公卿を重科遠流に處したる暴虐の振舞を以て例とせらるゝ儀にてあれバ天下に正道なし大樹公に政治を委任あるも恐束多しとや思召さるべき是れ愛親等敢て一身の安危を懼れて言ふに非ず理の在る所は決して曲へからざるが故に申せ次第なりと扇を笏に取て言語よどみ無くいど爽かに述べられたれば列坐の大小名みな片唾を飲て越中守の返答如何と待たりける越中守は此事如何に申し述べべき駿河大納言、越前中納言其外の例を引きて論せんも將軍家の面前にて流石その憚りありと暫時思案の体なり是を見て中山殿は得たりと思ひ、補佐職いざ大樹公の代名として義理分明の論し承はらん承服いたさば愛親毫かも大樹公の御尋に返答を否み奉つる所なかるべしと雖も其儀これ無きに於ては最はや侍用濟と心得て退去いたし申せべしと迫り人も無げに辨じられれば將軍家は餘程の不機嫌にておはやは坐を立たせ玉はん氣色にぞ見たりける此時水戸殿坐を進て將軍家に一禮なし此儀は越中補佐たりともは前を憚りて陳ざるに差扣へたりと覺候候治保侍を蒙つて二卿に相論し申さんと言上ありければ將軍家は諾かせ玉へり水戸殿二卿に打ち向ひて、二卿の惑は一應の理りあるに似たれども未だ大義に通ぜざるに由て惑ふ可からざるに惑はれた

りて見え候、いかに中山、貴卿は普天之下王土に非ざるは無く華土の諸王臣に非ざるは無し
 と云ふ語を知られたるか王公將相に何ぞ種あらんやと申す異域にさへ猶この本文あり知て
 萬世一統、我國に於て誰か一人に王臣にあらざる者の有るべき時勢の轉變に由て公家武家
 と其の地位を異にされども皆是れ王臣なり五位以上位記口宣を下賜はると公卿も武家も其
 隔なき事は貴卿承知の事ならん參議以上の武家を賞罰するに曾て叡聞を経ざるの先例己に
 瞭然たる證據あるに豈公卿たるを以て之を制外に置く事のあるべきや但し貴卿は王臣は長
 袖の公卿に限り其他は王臣に非ざると云ふて朝廷の御威儀を傷け奉つる乎文武の官人と云王
 臣ありと云は、亦文武の別によつて將軍家の御尋紉を併事の儀には議せらる、乎兩條篤
 と考へて申上らるべしと理を正して演させたりければ中山殿は狩衣の袖かき合せて天晴な
 る御陳述に候實に臨に文武の別はあれども比しくは是れ王臣なり己に王臣を尋紉さるゝの適
 例あれば愛親等争でか大樹公の御尋紉を否み奉つるべきいざ尋あるべし謹んで御答申上
 ぐべしと潔く申述べられける

○其二

越中守は兩卿に向ひ先づ御尋の事は仰も閑院一品宮へ尊號宣下の御内慮は實に至切の御孝
 心の止むを得ざるに出させられたる御儀にて再應までも仰出されしかども御器は輕から
 ざる故を以て將軍家よりは無用の旨を仰進せられて候此儀或は御慮に適はせざる事もやあ
 らん歟と深く氣遣はせたるに所謂諫を納るゝ流るゝが如しと申すは聖徳にて速かに尊號宣
 下停止を仰出され候段感佩の至に候乍去 御慮の深厚なるは恐察し得べきに非ざれば御停
 止の上にて萬一 御心に安からざると思召し給ふ御事どもは在らせられ候哉是等は書狀に
 て其意を盡すべき事にあらざ幸ひに貴卿(中山殿)は久々勤馴れて公武の御問柄の所をも宜
 く相辨へられ候に付き御内實の事情ども委しく申上げらるべしとの事に候、中山殿、こは思
 ひ設けざる御尋にて愛親その答ふる所を知らず大樹公より御無用の旨を仰上られ其後名
 器は輕からず宗統の禮を失ふとありては然るべからざる義理分明なる上奏ありしを以て
 聖天子に於せられては其諫言を納れさせ給ひて速かに御停止の御沙汰を關東に下し給ひき
 敬慮太だ安く更に大御心に狭せ給ふ所なし然るを何の故を以て斯くは御尋あらせらるゝ
 歟御尋の趣意を察すれば禁裏には關東に對して尊號宣下停止を仰出されたれども關東より
 御止め申たるを御内心には不満足に思召し給ふならんと御心配あつての御尋の様に思はれ
 候恐れ多くも 聖天子には天の日嗣の御位に坐して君臨し給ふに何の關東に對して御心に
 も適はざる事を枉て行はせ給ふ御事の候べき面從腹誹と申す事は小人の事にして君子の爲
 ざらざる所なり如何ぞ 聖天子にさる御事のあらん小人の心を以て聖賢を計ると猶其恐あり
 況や人臣の分を以て君上の心を計るに於てをや敬慮太だ安しと仰出されあらば敬慮太だ安
 しと思はるべし夫に猶も如何と問はせらるゝは論言を以て足れりとせむ更に進て宸襟の底
 の底までをも知らんと望まるとに似たり是れ御崇敬の道と申し難かるべき歎次に大樹公
 には忠諫の名節を盡させらるゝ思召にて義理分明に奏上あるからには敬慮の安きと安から
 ざるを問はざる御寛納を望ませせての御儀たると勿論なれば御停止の御沙汰を得て其忠を全
 くせしめられたりと云ふべし然るを若し御停止に付き敬慮安からずと申さば恐るがら大樹

公には如何遊ばざる、御賢慮に非成慮慮安からずしては恐入る次第なれば前議を蹴へして
 尊號宣下然るべし行はせ給へどや上げさせらる、思召あるか然る時は大樹公には義理の當
 否を按じて議せらるるに非ずして、御慮の安否を窺ひて是非せしめ玉ふに似たり又次に御
 慮御不安とあらば其の御不安は甚だ宜しからざるを以て止めさせられ強て安じさせ給へど
 申す程の思召にて候は、實に情なき儀にて關東の專横此上なしと申す外は候まじ其故は御
 慮を枉て關東の中條に從はせ給へど申すだに其恐ありけるに之を從へせ給ひたるを懸たら
 ぞとして猶其上にも御慮を枉るを以て自ら慍しとし給ふべしと御心の底まで立ち入らん
 と譬へ暴威を以て他人が行はんと欲する事を差止め其人が我れ汝の言を聞て行はざるべし
 と云ふを足れりせせず更に之に迫つて汝が我の差止に遇ひ行はんと欲せし事を行はざるを
 中心より満足せりと云ふべしと強て誓言せしむるに異ならざるべし君父の分を以て之を臣
 子に命ずるも尙これ不可なりと争でか臣子の分を以て之を君父に望むべけんや愛翻を
 の答ふる所を知らずと申上げたるは此の故にて候越中は當代の名相と聞て大樹公を補佐
 し參らせ能く大樹公をして忠諫を、聖天子に奉つらしむるの大節を致しかがら却て大樹公
 に對し奉つりて其の忠諫の大節を致せと能はせと見えて唯今かゝるは尋を愛翻等に下さし
 めらるるは氣の毒の至りに覺候只は停後叙心甚だ安しと思召せ但し叙心甚だ安か
 らざば尊號宣下の御請を更めて奏上あるべき御賢慮にあらせられ候哉と建板に水を流すが
 如く辨ぜられたり

○其三

中山殿が答を聞き召て將軍家は御氣頗る良しからざる越中なほ仔細をも篤と相尋ぬべしと
 上意ありければ越中守は更に詞を正し然らば兩卿に尋申さんか抑も此度開院一品宮へ太
 上天皇の尊號を宣下あらせ給はんとお思召は至切の孝心の止を得ざるに出させられ候
 儀なりと恐察仕つりたるに孝道にて仰出されしには非ぞ御先例の可否に感ひ遊されて
 群議を問はせ玉へるは事なりと過日中山より越中に申聞られたるが全く其儀に相違これ無
 く候哉(中山殿)全く其儀に相違あらせられず、主上は一身に係らせらるる、孝道に止まる
 事にて有らば最初關東より尊號之義の容易ならざる今一應篤く評議ありて云々と申上られ
 たる時に思召し止まらせ玉はんなれども本朝適當の例をば當今に至らせられて遵行し
 玉はざる時は舊典に背き義例を失ふの恐あるを以て宣下仰出さるべき歎否を群議に問はせ
 玉ひたるなり然るに公卿の群議概ね皆宣下然るべしと奏したるに付き御慮を定めさせられ
 て再應の御内意に及ばせたる處大樹公より崇統の道理を分明に辨じて無用の儀を奏上せ
 られたるに付き其議を御寛納あつて思召し止らせ給ひたり以て御一身の御孝道の爲に非ず
 して先例を重せらる、爲たる事を大樹公にも御賢察あらせ度候(越中守)然るを公卿群議
 に當りて一條關白を初とし中山、正廣町、廣橋、其外類に之を翼賛し奉られたるは如何(中山
 殿)何れも御賢父御崇敬の典禮先例と云ひ道理と云ひ然るべき御事なりと信じたるが故に
 其所存を奏問したると何の不都合あるべき(越中守)さあらば諸卿には尊號宣下を正理な
 りとし其の停止を無理なりと考へらる、平(中山殿)餘人の事は愛翻これ知らず愛翻に於
 ては徹頭徹尾尊號宣下を足とし今日に至るも其説を變せざると過日越中の間に答へたるが

如くに以(越中守)其是とぞる趣意は御先例あるが故か尊號を奉つるべき正當の道理あるが故に候か(中山殿)兩ながら之あるが故に候先づ御先例の事は大樹公にも御承知あらせらるるが如く(後高倉院)後崇光院の御例は即ち御實父御存生中に尊號宣下の先蹤あり其中にも文安の事は尤も其適例たり當時關白兼良公、内大臣實熙公等は名臣の譽ありし人々あるが之を襲襲し奉りて既に其時の尊號を奉つりたる詔書には

詔ス。朕以三寡德承嘉符。負鳳宸。正鳥紀。將兵也。就日。未照蒼生之心。皇家之聖風。盡育華夷之俗。抑貴親者禮。昵族者仁。因址。爲關。朝章於奕代。忽獻。較號於射山。洞戸迎春。根芙蓉韻。汾陽學浪。金石列。是則治世之大猷。達道之厚化。粗。無舊典準的。今特加新制之崇儀。宜上尊號。爲中太上天皇。普告遐邇。俾知朕意。主者施行

文安四年十一月廿七日

と勅らせ給ひたり今この適例を遵行せらるゝは豈に聖代の美事に非ざや次に御實父を親王の御品位に置き北面の禮を執らしめ參らすると子たるの道に於て其心を安すべき儀にあらざ孝は徳の本なりとて孝道は天下を治むるの大本にあらざるや然るを萬乘の君まづ孝道に缺くる所ありては何を以てか天下の蒼生に教を垂させ給ふを得べき當今の御心を安じ給はざるは即ち此故にして憚り多くは候へども大樹公に於かせられても御實父に對しては執らしめ玉ふと御心に安からざる事あるべしと愛親恐察仕り候是れ愛親が尊號宣下を襲襲せる所以にて毫末も正理に背く所は無之と存じ候然るを名器の輕からざるを主張し宗統の儀を辭柄として涉無用と申あげられたるは愛親の不肖なる其儀を解し申さざ尤も去年十一月

司代へ達せられたる書面には尊號に於て必らず無用との旨趣は三卿下向の上仰出さるべしと見ゆ候へバ愛親等謹んで其の旨趣を窺ひ奉り度く候(越中守)先づは先例の事より涉旨趣を申述べん涉歴代の涉先例は其時勢によりて種々に異なれば涉先例なればとて理否を問はせして一に遵行せらるべきに非ず承久の事は太上天皇の尊號なれば適當とは云ふ可からざ文安の事は其適例なりと云へども其涉事果して我國の典例に叶ひたりと申すべし乎古例を案ざるに顯宗天皇の涉實父市邊押磐皇子は市邊宮涉宇天萬國萬押磐尊の涉尊號はあれども固より涉追尊たるを明かあり繼體天皇の涉實父彦宇斯王、舒明天皇の涉實父押坂彦人大兄皇子、皇極天皇の涉實父茅渟王の涉三方にはは生前は勿論涉追尊の尊號も無し是れ當時の禮にして實に我國の風ありと知るべし其後文武天皇の御實父草壁皇子に岡宮天皇、淳仁天皇の涉實父舍人朝王に崇道盡敬皇帝、光仁天皇の涉實父施基皇子に春日宮天皇の尊號を奉つられたるはは追尊の儀にして涉生前の事にあらず是れ異朝には天子の祖先を追崇する七世に及ぶと云へる例に遵はせられたる涉事なる歟其後降りて後堀河院その涉實父守貞親王の涉出家あつて持明院と稱し玉ひしに太上天皇の尊號を奉つらせたるが即ち承久の例なりと雖も既に我國の曲例に適ひたりとも覺ゆ後花園院の涉實父貞成親王に太上天皇の尊號を奉つらせたる文安の例に至りては猶更の涉事なり去ればこそ只今中山が引證したる當時の詔書にも祖舊典之準的多しと雖も今特に新制之崇儀を加ふとは宣はせたるるれ承久の事は恰も此條が取計ひにて朝廷は多難の後なれば公卿の僉議も十分ならざりしと推て知るべし文安に至りては嘉吉の亂に引續き都も都も穩かあらざる世の中ありければ

朝廷の格式と雖も實は則るに足らざる事の多かりしは若く其の實證なしとせざ如何ぞ
 獨り尊號の一事のみを文安の儀例なりと左も金玉の如くに尙ひて王朝の典例に代へらる
 事候べき乎是れは實父の生前に尊號を奉つると我國の典例に違ふを以て文安の事は
 儀例を爲させらる可からざる所以なり次に道理の可否を察するに追尊の事は格別
 なりと雖も未だ天皇の寶位に即かせられたる事も無きに之を太上天皇と申上げ奉ると其
 理に協はざ太上天皇とは即ち位を讓らせて仙洞に渡らせ玉ふを尊びて申上る儀にして
 俗に申さば天皇の御隱居様と云ふ意味あり然るに時の當今に繼体の皇子あきを以て宮家よ
 りの養子とまつて踐祚あらせ玉ふ毎に實父を太上天皇と尊崇あらせらるゝ時は養父た
 る太上天皇を何れの地に置き奉つるべきは養實兩ながら太上天皇と稱え奉らば孰れをか眞
 とし孰れをか假とすべき夫れ天子は萬乘の尊にして地に二王なきは天に二日なきが如くな
 るに二人の太上天皇ありては是れ二人の天子あるの疑ひなしとせば何となれば同代二人の
 隱居あるを得ば即ち同代二人の當主もあり得べきの理あり凡そ潜邸より出で、大統
 を嗣がせ玉ふに當りては實父にせよ大禮に臨みて臣下の列に班せらるゝと本支の宗統に
 於て然らざるを得ざるを以て禮に於ても義に於ても敢て之を不孝ありとせざ其禮を蔽り其
 統を紊りて不當の尊崇を爲せば是れ孝の道に非ざと承まはる我朝の典例は殊に此儀を嚴重
 にせらるゝに由り封建の制みな是に則りて本末の別を明かにし以て今日に至る争でか文安
 の先蹤あるを準的として素統建禮の舉に及びせらるべき是れ道理より論じても尊號宣下の
 侈事は然る可からざる所以なり將軍家に於ては無用と仰進せられたるは旨趣は概ね斯

の如くに候とは演説に及べたり

○其四

其時越中守は更に其詞を續て曰く將軍家に於て尊號宣下は無用と仰進せられたるは旨趣は
 拙者が陳述の通なるが京都に於かせられて速かに停止せられたるは別に仔細あらせられた
 る儀に候哉(中山殿)別に仔細あらせられたるが故に非ず既に前にも申述たる如く原來尊號
 の侈事たる 主上は一身の孝道に依て仰出されたるには無之の先例の可否を問はせ玉へ
 るが故されば其事然る可からざるを知し召されたる以上は此後とも固より京都より重ねて
 の仰出されは有之まじくは閑院宮へ御心附の義をも同様たるべしと雖も關東より仰出さ
 れれば無々御慮に之あるべく候越中守尊號の停止の儀は未だ一統へ仰出されは無之と過
 日中山より陳述ありしが確と其通に候哉(中山殿)其通なり其故は名器は輕からざれば尊
 號宣下は決して無用なり旨趣は兩卿下向の上仰出さるべしとの御意に付き愛親等只今
 承まはりたる御旨趣を歸京して言上に及び候は、御満足に思召されて早々一統へ停止の儀
 を仰出さるべき事と存じ候(越中守)確と夫れに相違なく候哉(中山殿)更に相違なく候(越
 中守)尊號の御内意は至切の御孝道止を得ざるに出させられたる御儀と存じ奉りたるに中
 山は御孝道に依て仰出されたるには無之先例の可否を問ひて仰出されたるなりと屢々申
 立られ候が其仰出されなき内こそは感も在せられたるべけれ既に仰出されありし上にて御
 感と存じ奉らず此儀は如何(中山殿)尊號宣下の御事たる其本づく所は尊崇の御孝道に在
 りと雖も尊號宣下如何と云ふ場合に望みては専ら御孝道に依るに非ず若し御孝道の爲な

入寸

りとせば宣下あれば即ち孝を盡し宣下なければ即ち孝を盡さざるの嫌あるべし而して孝の厚薄は宣下の有無に由て定まる次第には非ざると存じられ候然るに禮の一儀に至りては宣下の有無に由て之を全くするも否とは明かに定まるを以て其禮を全くせんとの意あらせ玉へり然れども其先例の可否は随分は議論あるを以て其如何に御感あつて之を諸卿の群議に下し玉ひしに諸卿の奏議は概ね先例を遵行あらせらるゝを可なりとしたりは附き御内意を仰出されたる事にて候(越中守)然らば其當初に在つて可否に御感ひ遊ばされたりしにせよ諸卿の群議を聞召して御内意を仰出されたる時には最早御感ひ察せられて尊號宣下は行はせらるべしと御意を御確定の御事なりと思はれ候此儀如何(中山殿)否々未だ御確定には非ず諸卿の群議を聞召したるに御慮に同じきを以て去らば宣下とは思召したれども猶その可否に御感あるを以ては内意を仰出され關東の議は可否如何と問しめ玉ひたるなり然るに大樹公よりしては名器は輕からざれば宣下は御無用なりと仰進せられ次第で其義理を分明に辨奏ありしにより御感ひ茲に到りて全く釋け御感斜ならざる尊號宣下は停止せしめらるゝ禮に於て違ふ所なしと御安心ありされたる儀に候(越中守)中山の答へられたる申條は右の通ざるが正親町に於ても同様の申條あるか別に存する趣あらば一々申立られて然るべし(候)正親町)公明が存する所も概ね中山が申條の通なれば別に御尋なく申立つべき儀も無之候と答へられたり時に刻限も漸く午に近かりければ越中守は今日の御尋は先づ是に止めさせ玉ふべき旨を將軍家に言上したるに將軍家より其旨を兩卿へ御意ありて兩卿謹んで其旨を畏まり承まはり一同と俱に平伏ある將軍家は兩卿へ御會釋あつて御感の内に

入らせ玉ひ兩卿は高家に引かれて殿上の間に退かれたり程なく越中守は此の長老中方と共に此席に來りて懇懇に兩卿に挨拶せられ猶退て御直の御尋ありし其日限は高家を以て違せらるべき旨を述べられたれば兩卿も承知の趣を答へて儀式を察せず御支障より辭々と退出せられたり此次の御席はいざ知らざ今日後前にて中山殿が將軍家の御威勢に聽せり色なく間に隨つ答へたる辨舌と云ひ振舞と云ひ是まで關東へ參向ありける多人數の公卿中に斯る人あるを見ず天晴の精神かな又越中守が平日は沈黙の人なるに今日の間答振の爽かざよ近代未聞の御席と各々申し合れたり

○再度營中尋亂御之事

其後越中守は水戸殿の御扣所へ參り扱も今日中山殿が御前にて答へたる語氣を察するに始終 主上の御聖徳を保護し奉り尊號宣下の葛藤は都て自分が不行届に其過ちを引受け一身を以て其責に當るの覺悟あるべしと御察仕り候誠以て精神家には罕なるべき忠勇の公卿にて候斯る人をバ罰せんと甚だ不本意に候へども奈何せん中山殿は飽までも尊號説を主持し時機を見ては御尋亂の席に於て其辭を再燃せしめんと欲するの心底は顯然に候へば此後の御席にて何等の議を申出さんも計り難く況や與向の手入にて其場に臨み如何なる御沙汰あらんも豫じめ知り難く候兩卿に於て此後何の申條も致さず書面の趣意は意味の行違おれば恐入りて候と謝したらば以來急度心得べしと云ふ程の事にて穩かに相濟ませ申度く候へども頗る前説を主張して止まざる時は據るなく論詰めて其陳辨の辭なき迄に至らざる可からざる其時に臨みて意外の上意と有之候ては甚だ以て迷惑仕るべく候へば兼て御承知

を願ひ奉るとありければ、水戸殿、何さま今日の体にては兩卿より如何ある申出あらんも知れども然る時は十分に論じ詰て差支ある可からざる上意の事は某請合ふたれば決して氣遣はるゝに及ばず只々事を謀るに縝密にして之を行ふに果敢あると肝要ありとありければ越中守は御賢論の趣き委細承知仕る旨を答へて其思案を定められたり斯くて翌十七日に高家を以て兩卿には来る十九日己之刻に登城あるべきと達したれば兩卿には二月十九日に登城を以て再應の御尋札を受けらる其式都て十六日の通なりしが上段之間には御簾を盡く下して將軍家には簾内にて尋札を聞せ玉ひたり尤も水戸殿以下御老若三奉行大小目付溜詰の出席等は初度の例に異ならざりき越中守は少しく座を進めて兩卿に向ひ、前度の御尋札に引續き相尋ねしことの御意に依り更に御尋ねあるべし扱も尋就宣下の儀は御孝道によつて仰出されたるには無之先例の可否に御惑にて仰出さる事多りと屢々申立られたるが彌々夫に相違なく候哉中山殿如何にも左様には相違なく候(越中守)尋就の御内慮を仰出されたる初よりして御孝道止むを得させられざり又御至切の御孝心なを申せ趣きを以て仰出されたる書面に歴然たり爾のみならず傳奏よりは將軍家より御返答もなき内に十一月月上旬には尋就宣下ある事に決したる趣きを申越され剩さへ御無用との御答ありし後にも十一月月上旬に至らば尋就宣下あるべき旨を閑院宮へ御内慮あらせられたる段仰出されたり是れ可否御惑の儀とのみは存じ奉つられざる其儀は如何(中山殿)前席に於ても某は敢て御孝道に無之とは申さず候御孝道に比すれば御典例のと更に其重に居ると云ふ趣意を申述べ候ひつるなり抑も此事たる初には可否御惑に在せられ然れども御孝心の切なる所よりして後々には是非

に宣下せしめらるべき趣きの御沙汰ども毎々相伺ひて候(越中守)御孝心の切なる所よりと申す儀は其意を得たれども尋就の可下御惑ひと申す儀は更に其意を得ず己に詳議を盡させられて再び仰出されたる節に尋就宣下之事此度相調ひ難き様にては此上深き思召あらせられ候とまで仰出されたる程なれば御惑のみとは存じ奉つらずと云ひも畢らざるに中山殿は席を進め威儀を正し、其の深き思召とは何なる御趣意とも愛親等伺ひ奉つらざるを以て再應相伺ひたりと雖も勅説を得ざれば之を知り奉つるに由なし此度下向の砌にも大樹公より自然其邊の御尋あるに當りて御趣意を伺はずして陳辨に差支ありと存じ即ち關白殿を以て再三願ひ奉つりたるに其趣意は悉くも宸筆にて遊ばされ關白殿まで下し賜はりしに付き關白殿封印を加へて愛親等に相渡されたり大樹公より尋ねらる老中まで差下すべしとの御事なりと殿に申述べられたり越中守はハツと思ひたるが、其宸筆は持參に候哉と尋ねたれば中山殿は、深き思召の趣意を示させ玉へる宸筆は即ち是なりと狩衣の前うち寛げて懐中に納めたるは宸筆を恭々しく取出して之を越さ目八分に捧げ一際聲を張り上げて越中守定信其外の老中どもイザ宸筆拜見仕つれと呼はりつゝ右の方なる上段には簾を垂れたるを打睨み水戸殿に向つて、如何に中納言殿これなるは簾を上させざるは何事に候か荷くも二位の大納言に不審の儀あり將軍家直に尋ねらるべしとて遙く我を下向せしめ補佐職とは云ひながら老中を以て尋ねしめ簾中に坐して之を聽かるべき松橋の嫌なきに非ざるに今愛親等が恐多くも御宸筆を拜見あれとすたるに御簾をも上られず宸筆に對するの禮をも行はれざるは如何ある事に候哉王朝その綱を解きてより武臣の跋扈益々熾まりとは申

せむも鎌倉以來今日に至るまで朝廷に對し奉つりて崇敬の禮を失ふと未だ斯の如きの甚しき事を知らず家康公よりこのかた徳川氏十代の將軍家に是程の潜横なる御振舞は愛親會て之ありとも覺はざるに今日只今この有様は實に奇怪の至なり此御簾を上げせむならん愛親自から引切つて罷り上るべき歎如何にや如何やとましく掛けて論じたれば水戸將は膝に手を置き何の答にも及ばれず、越中答ふべしと申されたり御簾の内には一橋將やおはしけん御側御用人、御用御側の衆や候ひけむ中山殿に御簾上げられては叶はしとて俄に御帳臺の内に入る様ある足音も聞け又將軍家の出御し玉ひしにや引替て御帳臺より出でさせたる音も臍氣に聞けたる御老若二三奉行、大小目付、溜結の大小名何れも手に汗を流りて如何ある事にや及ぶべきと當坐の分別も出でばこそ、頼む所は越中守、と諸人の眼は皆盡く越中守に注ぎたり此時越中守は少しも騒がず靜に中山殿に向ひて、中山靜まられよと云ながら聽んで兩手を疊に付け、深き思召の儀を將軍家より尋あらば相示すべしとて悉くも宸筆を遊ばされて中山に御渡し在らせ玉ふ御事多りと承はりて定信深く恐慄に堪へず候然るに右の深おほ召とは何様なるは趣意に在らせらるゝにせよ畏し人臣の分を以て君主の心中を問ふべきに非ざれば將軍家に於ては聊かも其の深き思召に不審を懐きて之を問ひ奉らるゝに候は申定信將軍家の旨を承はつて中山正親町を尋ねるに當り一言の會て之を問ふに及ばたる事さし既に深き思召に付き初より將軍家に不審あきを以て其御趣意を示させ玉へる御宸筆固より拜見し奉るの要なく候へば中山これを差出さるゝに及ばずと申述べ畢りて御手を膝に復し自若として居られたる中山殿は此の宸筆こそ越中守を挫しぎ關東の反議を滅べき

第一の手段されどもはれたるに今越中守の答に案外に出でたるに由を頼る胸算に相違したれども去る人なれば色にも出さず、關東に於て深き思召の御趣意を尋ねざば敢て之を出さにも及ばずと關白殿も申されたり今大樹公より其御尋なしとあらば相納め申すべしとて再び宸筆を戴きて懷中せられしかば其坐に並居たる人々是にて漸く安堵のおもをひ予爲たりける越中守は左あらぬ体にて、其宸筆は關白殿にも拜見なされ候ひつる哉と何氣なく尋ねしに中山殿も、いや／＼關白殿にも拜見は無かりしと同じく何氣なく答へられたり

○其二

其時越中守は再び中山殿に向ひて、扱て只今も申たる如く尊號の可否に御惑のみとは存じ奉られざるが強て御惑にて候とあらば仰も如何なる邊に惑はせ玉ひたるにや事の序に承はりたしとありければ中山殿は扇を膝に突きて、左ればにて候一通り御惑とのみ申しては大樹公にも御不審に思召さるべきが尊號を御實父に上つらるゝと御退尊は格別なれども御生前に於ての儀るれば諸卿の内にても之を可とせざる輩もありき現に非議は概ね先例を引いて之を然るべしと奏したるに大樹公には義理を主張して然るべからざる御進せられたるを見ても天下の議論は可否未だ一に歸せざるを知るに足るべし、主上御聰明に渡らせ玉ふと申せども豈に此の可否に惑はせ玉はざらんや其惑はせ玉ふは即ち孝を重んじ禮を尊ばせ玉ふる御聖徳に候なる但し越中は前席に於ても統の說を以て頻に其位を踐まざるに其名ある可からざるの職を陳辨せられたりと雖も斯る職日は敢て一邊の道理に偏り可きに候はぞ畢竟大樹公のは無用と仰ありしは御實父は在世ゆゑの事にて御追尊までをも御無用

と仰あるには非せど心得候何とされハ追論追尊は古來の典例にして朝廷これを行はせ玉ふのみならず將軍家に於かせても御祖先の贈位贈官を奏請あればなり斯く追尊を可なりと議定する上は某は更に百尺竿頭に一歩を進めて夫れ尊は一なり追尊己に可ならば現尊も亦何の不可なる事か之あらん現尊は其位を躋まざるが故に不可なりと云は、追尊も亦其統を嗣がざるが故に不可なりと云はざる可からず嗣統踐位の有無は生死に因て之を異にするの謂ありしと論ぜべし然る時は追尊と現尊との間に可否の差別を下し難かるべき歟況や現尊の事たる和漢其例なきよ非ず承久文安の例は準的と爲すに足らずと越中は論せられたれば是れ大樹公の仰なりとして敢て之を難じ參らせざる雖も漢土にては英主明君の譽尤も高き漢の高祖には其御父太公を太上皇と尊びて永く君王の龜鑑とせ玉ひたるに非ずや既に此の御坐敷にも其龜鑑を繪きて候はれつるを見へ候斯く先蹤の候ひぬるを以て某は飽まで尊號宣下然るべしとは奏請して今以て其見を改めざるなり但し越中には漢の高祖も其臣下たる張良、蕭何、陳平の諸人も皆道理に背たりとあるはる、哉と又もや前議に立戻りて論じ掛られたれば越中守は扱こそ中山間に從て答へ答に由て問ひ以て種々に我を挑みて巧に尊號説を主張せらるゝことんあれ其手に乘せられて詞争ひを爲さば遂には益々將軍家の傍心をも動かし果は議論に窮して是迄の苦心も一朝の水泡に歸するの恐あるべしと屹度思案して、いやく將軍家には今更諸卿の群議に付きて一々其の所存を尋ねさせらるゝに非ざれば無用の陳述をよきに及ばせ候去り乍ら只今の一言は其儘開流しに致し難し中山は漢土太上皇の事を引證ありて尊號説を主持し草創の君を以て萬世一系の帝統を嗣がせ玉へる

今上に比し奉つり草創の君の父を以て閑院宮に比し參らざるも大に其當を失へり若し其當を得たりとせば恐れながら先代の帝を何れの地に置き奉らんと心得らるゝ哉失体の至り不忠の議たるべしと開き直りて論じたれば流石の中山殿も詮なしと思はれけん敢て再應の陳述にも及べざりき越中守は更に其尋を次て、中山には頻に可否御感なりと陳せらるゝと雖も去年八月に至りて御内意の御模範は頗に一變して是迄とは其勢ひを殊にし關東に向つては委しき御返答あるべしと促がさせられ乍ら其御返答をも待たせられず宣下御治定の事は如何此陳明白に申述らるべしと尋ねたれば中山殿は此儀大に面倒ありまづ言ひ晦まして見んものと思案せられたるにや故と知ぬ顔して、扱も意外の御尋ね候ものかな宣下御治定の事は某會て一向に伺ひたる事なし唯々新嘗御親祭に御心障あらせらるゝを以て十一月上旬には宣下在せられ度きものと思召して切に關東よりの御答を待たせ玉ひたる御事にて候ひしありと答へられける(越中守)然るに書狀の面を見るに關東よりの御返答も待たせられ難く十一月上旬には是非宣下の旨を書載せ有之答一ツ、次に十月二日所司代邸へ兩卿行向ひて當月上旬閑院宮へ御内意ありて十一月上旬尊號宣下せらる可き旨の書付を渡されたるを所司代より關東の返答有之候までまづ其の仰出され無之様にと申達し書付を返却したる義有之是れ二ツ、次に關東より仰せ出されたる時の返書に返答有之迄はひ見合せ遊ばざるべしと此時初て仰出されたり是れ三ツ、斯の如く顯然たる書面あるに始終關東の返答を待たせ玉ひたる事多りと承引いたし難し正親町には此議如何心得居られ候哉(正親町)其儀は如何にも文書記録の通に相違無之候(越中守)正親町の陳述と云ひ

文書記録と云ひ顯然たる證據ある上は中山のすさるゝ所は取用ひ難し尋問其答を失ひ前後矛盾之段如何に思召さる猶追々に尋ねあるべきが今日は是に止めらる退出あるべしと達したれば兩卿には心安からずも傳奏屋敷へ罷り歸られたり扱又た一橋殿には今日こそ密に頼み思はれたるに宸筆も其効なく中山殿も最後に至りて越中守に矛盾の答振りなりと咎められて辨明に及べられたるを見て大に其望を失ひ退出ありしかば奥向の輩も今は其力を落し此上は中山殿の尋ね落着の時に至りて將軍家の御決断のみを頼の頼とは思ひけるやうた

○中山殿事情明察之事

中山殿は正親町殿と、もに營中を退き傳奏屋敷に歸られて後に熟く事の体を考へたるに何分にも合點ゆかざる事のみ多く彼の越中守が朝廷を崇敬し幕府を補佐して公武の間柄に確執なき様一途に配慮する次第は精神自から言語舉動の上に顯はれ實に當代の名相たるに愧ぢざる人物なるに尊號宣下一條に付きては將軍に奉順の内心ありと云ふに拘らざ一人にて運つて之を阻み参らす事こそ其意を得ぬ殊に兩度の營中尋ねに當り越中守が勝を得て我等に閉口せしむるをぞ一坐の面々は震ふべき等なるに水口中納言、井伊掃部頭、松平伊豆守其外の二三名を除くの外は敢て然らざるに似たり越中守が色色になれハ竊に之を喜び難色になれハ暗に之を憂ふるが如き氣色の夫となく見ゆるは必定仔細なる耳からん殊に一橋中納言には尊號宣下の思召の行はるゝ様は骨折申さるゝを思の外の所より某が耳に達すると屢なるのみならず將軍家の御内心は云々なるを以て十分に越中守を破あらが

事行はるべしと暗に某と挑撥するの狀あるも甚だ以て不審なり是には必定某が未だ洞察せざる所の事情自から其間に存するに相違なかるべしと流石に思慮深き中山殿の事されば獨り手を又きて考へ居られたる處に高家前田信濃守は雜掌の取次を以て中山殿の前に出て四方山の咄に渡りたる末に、扱も今日營中の御振舞こそ由々しく拜見仕りて候惜いかな其筆の事に至りて今少しく踏込て仰たらば遂には將軍家も思召を變させられ御目的の如くに柳營の前議を改めて教旨奉順の場合とも相成り申たらんに内と殘念に思はれ候と申たりければ中山殿はきつと心附き左あらぬ体にて、尤もあるは説なり併し其の殘念と云はるるも畢竟貴殿は愚者と年來の懇意なれば自から友誼上より貴殿一人左は思はるゝならぬ大樹公を初とし一橋殿水戸殿及び幕府の重臣達に於ては愚者が閉口いたす事を快しとせらるゝと當然なりと笑ながら答へられたるに(信濃守)いや、敢て左様に候はず一橋殿には尤も殘念に思はれたる様子にて將軍家に於かせても内々は御同儀にて候ひつらんと察し奉つり候(中山殿)何故に一橋殿が左まで愚者が事を思はるゝやらんは厚情の程こそ深く身に餘りて覺候へどありければ信濃守は膝を進めて少しく小聲にあり、其事にて候今度の御議論にて越中守を御論破あつて十分に勝を營中に得玉は將軍家は必らず前議を改めて尊號宣下の教慮を奉順せらるべし然る時は一橋殿をも其例に倣ひて儀同三司に奉順し大御所と崇め玉ふと容易く行はれて將軍家年來の御望を達せらるべく候箇程の好機會は再び無之候間今一層の御教に貴卿の御雄辨を揮はせ縦横無碍に議論あらせ玉は、いなきか此事行はれざるべき況て宸筆御持参の上は御更にて御辭柄も思の儘に候へし(中山殿)

併し一橋殿を大御所と崇むる事は越中守に於て議論あくハ何ぞ尊號宣下を待つて後に行ふを要すべき(信濃守)否々越中守は尤も其事不承知なりと存せられ候尊號宣下を不可なりと議したるも或は其實は一橋殿を大御所とせらるが爲の工夫かと察せられて將軍家の御氣色も内々は良しからず候斯る事情なれば左程御遠慮に及ばば候とは説きたりける中山殿は扱はと覺られたれども猶その色を懸はさざ段々の深切忝なく存候貴意の如く今度は十分に論辨して遠慮會釋なく越中守を論破せんと胸算の中に在りて申されれば信濃守は左もこそと思ひたる氣色にて暇して退きたり其跡にて中山殿はハタと手を打ち扱こそ事情明白あれとて正親町殿に向ひ、貴卿には此事如何に思ひ玉ふか關東にて尊號宣下の議に左祖する輩は王室に純忠あるに非ずして實は大樹の意を逢迎し尊號一條を奇貨として一橋を大御所とするの利を收めんと欲するに外ならざるなり而して三卿の其の一人を大御所と崇めて西丸に入れんは幕府の爲に天下を制御して政令を行ふに於て差支無からん歟是に附けて思ひ回せば先年越中守が尊號宣下の爲に容易あらざる例を幕府に與へ治世の坊げたる程の後患とも相成りてはと云ひたる事もあり且つ禁闕を辭し奉つるに當りて關東にて兎角を論ざるに及ばずとの内意もあり越中守が願書を欲覽あつてより思召を廻させ給ひたりと聞たる事もあり彼と云ひ是と云ひ天下の爲に大に憂ふべき禍源たるを主上には疾く欲察あらせ玉ひての事あるか某等苟も今日の地位に在りて所謂鹿を逐ふ獵師は山を見ざと云へる喩の如く尊號宣下の成否をのみ見て天下の治乱を度外に置きては相辭せず此上は天下の爲に某は如何なる處置に遇ふとも敢て憾みを存せず所詮今日の場合にては某を罰せ

ぞしては落着を得難かるべし貴卿に於ても御同様の儀あれば天下の爲に快よく罰を受るの覺悟を定め玉へ某は是にて意太だ安しとて平日よりも快げに見えられける翌廿日には高家六角越前守傳奏屋敷に参りて兩卿に向ひ、越中守より申す事の事に候昨日營中に於ては尋糺の節に關東の御答無之中に尊號宣下御治定仰出されたる儀に付き有無の實答に相違の廉あり候間事實の處御書面に認めて御差出しあるべし越前これを請取り申すべしと申ければ中山殿は委細承知せり暫時相待たるべしとて正親町殿と相談ありて事實の通りに殘る所なく認め、越前守これ持参あるべしと相渡され猶ほ越中守に口狀にて申すべきは此度御尋糺の一條に付き天下の爲と思慮せらるる事は憚りなく尋糺あつて然るべく候敢て遠慮に及ばば思老等其過あらば其罰を被るに於て聊か憾に存ざる旨申すべしとて越中守の申す由を聞き扱は中山殿の眼力を以て兩日の御尋糺にて事情を察せられたる歟斯る方をハ罰するも本意に非ず去りて返答振に依ては之を問はざるも政道を失ふに似たり詮する處は中山正親町の兩卿どもに所勞の趣きを以て此後の御尋糺延引を頼み引續き尊號一條取扱不束の詫書をも差出さるるに若かず然る時は其にて御川相評歸京いたす可く向後の所は入念相勤らるべしと云ふ程の事にて穩かに濟まを可しと工夫を廻らし更に高家肝煎中條山城守を傳奏屋敷へ遣はし兩卿へ申達せらるる趣きには此程より兩度の御尋糺にて粗事情も分明了たし候へども猶相糺さるべき儀有之候間來る廿一日老中松平和泉守宅へ参向あるべしとの事に候但し強て將軍家の御前にて御直の尋糺を請くべしとの御願に候は、其趣き申立らるべし又兩卿ども自然所勞の体にて候は、御尋糺の延引を願はれ候べき歟御請の否に由

りては取計みの手續も候間御即答承はり申べく旨越中守の差圖に候、中山殿は正親町殿に相談ありて、来る廿二日和泉守亭へ参向の事承知いたし候越中守己に大樹公の命を奉じて引續き尋糺の上は別に御直を願ひ参らするに及ばず又兩人とも壯健にて更に所勞に非ざれば御尋糺の延期をも願ひ不申候と返答に及ばれたり

○中山殿より密使之事

其夜に入りて中山殿は篤と思案を廻らし高家の内にて誰か能く我が爲に意を越中守に通ずべきと考へられしがやがて雜掌を以て大澤下野守を召玉れたる下野守何等の敵やらんと中山殿の居間に伺ひたれば中山殿は人を退け、野州貴殿を見込て密に托したき公事あるが實殿は越中守に懇意に候か(下野守)懇意と申には無之候へども公事に候は、何時にても同人亭へ罷り向ひて面會いたし申べく候(中山殿)然らば是より越中守に面會して愚者が心底を通ぜらるべし抑も尊號一條を阻むものは越中守と初より知つたる間今度の下向を幸ひに營中に於て十分に論議して越中守を取て伏るの覺悟にて参向し己に兩度の尋糺を受けたるに越中守が尊號不可の議を主張せしは閑院宮を太上天皇と崇め奉つるを不可とするに非ずして一橋殿を大御所と尊ぶを不可なりとするが故にして柳營の大小名が尊號を可とするも亦一橋殿の爲たると愚者己に之を看破したり太上天皇の尊號は國家の安危に關係なきも三卿の大御所たるは遂に亂の本たるを慮かりて越中守が切に之を遮りたるは天下の爲に忠節を盡そ次第實に神妙の至なり主上に於かせられては早くも此情を御明察あらせ玉ひしに某等これを洞察するの智力なきが故に却て彼等に乘せられて一途に尊號の事を勸奏した

る段今更その淺慮なるを悟り候此上は越中守の思ふ存分に取計み愚者等に遠慮なく答をも申付らるべし今日の勢ひにては嚴しく愚者等を處分せずしては柳營の威權も立たざり又内々の陰謀を制して再發の患なき程の安心を得ざるべければ咎むるも天下の爲咎めらるゝも天下の爲にて相互に氣の毒もなければ残念もあし和泉守亭にて尋糺の節には理を正して詰問あれ理の歸する所に由て愚者は甘じて責を一身に負ふの覺悟なり乍去 天子の御聖徳を累はし奉つる様の申條あらば愚者は少しも之を肯せず飽まで論辨を盡すべしと思はるべし又關東の專横なる朝廷に對し奉つりて禮を失ふが如き取扱ひあらば是も決して承知せざるべければ呉々も其心得ありて然るべし將又過刻越中守より山城守を以て愚者等此上にも尊號宣下の議を主張して以て柳營の内々を紊その意あらば大樹公御直の御尋糺を願ひて越中守勝負を決すべし若又その不可なるを悟らば病に托して歸京し以て一身の禍ひを免るべしと勇もあり仁もある心附の口上を申越し其信切は心に銘じたれども愚者は敢て柳營の紊れを喜ぶにも非ざり又一身の安きを希ふにも非ざれば兩條とも之を辭し只々此身を以て潔く天下の爲にすべきなり右に付き越中守には廿二日の尋糺心置かく致されよ愚者を處分すべき證據は過刻六角越前守を以て既に越中守に相渡し置たれば十分あるべし此儀他人に洩ざる様に越中守に委細申通じ玉はるべしと懇ろに申合められたりければ下野守は謹んで承はり直に越中守の御役宅に参り、夜中に候へども大切の御用向にて参上の趣きを申しとかば越中守は面會ありて此事を聞かれ思はずも兩眼に感涙を浮べて、ア、斯る賢明の公卿こそは實に朝廷の補彌なるに假ひ暫時の間たりとも愛目に遇せまらざる事の口惜さよなぞ定

信が鞠に任せて病に托して歸京はし玉はざる定信甚だ無念に存し候なり中山殿の賢察の如く幕府の内職をして其跡を絶えむには兩卿を咎め申すの外に手段なく候へば残念ながら和泉守亭に於て十分に御推問いたし可申候天下の安泰を謀るが爲とは申ながら一天萬乘の君の思召を障へ奉つるの體だにあるに刺さへ賢明忠良の公卿を罪し申せと天道争でか之を容し玉ふべき見よ見よ早くは定信が身の上運く子孫の上に報ひ來りて天の冥罰に遇ひ申すべし夫れ極て變ざるは數なりと云へば盛者必衰會者常離の因縁は人世の死れざる所なり徳川家の御果報と云へども百年千年の後にはなほか終には盡るの期なからんや朝廷虚器を擁して武臣の爲に制せられ世を忍ぶ身が尾花にも驚く様に聊かの事にさへ武臣に心を置かせ玉ふと既に數百年の久きに及びたれば必らざる再び王朝の政に復らせ玉ふの時節あるべしと彼を思ひ是を思へば誠に空しく候定信豈に兩卿を罪して己れ獨り今日の榮華に誇るべき事件落着の後には速かに冠を掛て自ら其過ちを表し以て兩卿を謝し申せしと述懐せられたり下野守も兎角の詞なく其坐を罷り此由を中山殿に申したりければ中山殿は扇なれば開きて顔を掩ひ疊紙取出して落る涙を拭ひ嘆息して予ればしける

○和泉守宅兩卿尋紉之事

中山正親町兩卿之事は前後兩度の御尋紉にて事の体は相分り候間此上は再び御前へ召さるるに及ばず年寄ども御役宅に於て問糺し可申敷と越中守より伺はれけるに將軍家には兎も角も計ふべしとの上意に付き乃ち高家を以て廿二日巳の刻松平和泉守亭へ参り向はるべき旨を兩卿へ達したれば兩卿には法の如く参られたり其日は越中守、和泉守、伊豆守、采女



拜見いたし其爲に黙止し難き場合に臨まば誰が其責に當らせらるべき(中山殿)其責は愛親これに當らんと勿論あり但し關白殿は無難の由文言決して多差障に相成る筋は無之と申されたるに由り持参いたしたるあり(越中守)左あらば宸筆の御趣意を相辨へすと申されたるは前後予盾の申條なり殊に關東にて深き思召との儀を尋ねなば出さず尋ねずは出さず及ばざるも兩卿へ内勅ありしは慮慮深遠測り奉る可からざる多儀と恐察し奉られ候然るに中にて於て將軍家は右の深き思召に付きて聊かも多尋なきに内勅に違ひ關白殿の内訓に背きて何故に輕卒にも宸筆持参の事を披露し定信に拜見せよとは言されたるや(中山殿)其段は深く恐入り切て事の序に心得まで問ひ申さんが越中殿には何故に左まで某等が宸筆を拜見いたさずして持参せしを苛刻に論ぜらるるか(越中守)其は尋に付き所存を陳ざるに胸も塞る程の心地して候や凡そ此度の参向に付き將軍家より不審の廉は右の深き思召の事第一ならんと思はれて兩卿が宸筆を持参ありしはさる事ながら將軍家に於て争で其の深き思召の御趣意を尋ねさせらるべきや若し之を尋ねさせられたれば實に朝廷に對して崇敬の禮を失ふの時にして即ち徳川氏の幕府その破滅を招くの機あるべし幸ひに多無難の由文言にて候はし何事も無かるべきが聖意は畏し測るべきにあらざらん(越中守)其は尋に付き所存を陳ざるに以て争ひ申すべし況や將軍家の朝廷を崇敬するの厚き聊かも尋ねさせらるべきの賢慮これ無きに於てをや次に兩卿の地位たる定信の心得にては若し深き思召の御趣意を我等より問ひ奉らば其儀は問ふべきに非ざる次第を懇るには説諭あつて然るべきあり夫にても承知せ

ぞバ同じく死を以て大義を柳營に争ふの御覺悟あるべき筈と憚りながら存じ候然るを其儀に及ばずして宸筆を持参致されたるは中山殿には不似合と申すべき歎但し 主上に於かせられて聖慮の公明なるを宸筆にて示させ玉ひ將軍家にては初より之を尋ね奉つらざりて禮節を全くせしめらるゝと實に寛政の美事と公武の爲に賀し奉り候(中山殿)御所存明細に承はつて愛親感服いたして候が貴殿に於て宸筆拜見を辭せられたる仔細は如何に(越中守)拜見仕つらざりしは前段の次第に候が假令ひ將軍家より右につき兩卿へ尋ねさせられ候ても定信は猶拜見仕り申す間敷き所存なり斯る事柄の爲に宸筆を幕府の老臣どもへ下させらるる例を開き候はし是より後に如何なる惡例をも惹き出し申すべき歎測り難く候禁裏の御起請を申請ひ其を拜見して血を吐き即死に及びたりと申す古事は誠に武士に取りてはよき殷鑑にて候左ありてこそ我國は神國なり天津日嗣の高御坐は長あへて天壤と俱に能り無かるべし努々將軍家の外には如何なる大名小名なりとも執權職のものどもへ宸筆の拜見を許されて勿体なくも御趣意の御明辨な遊ばさる可きに非ざ此事定信朝廷の御爲幕府の御爲に竊に 賀ひ奉つるにて候と申されたりければ中山殿は兩手を支て首を臺へ付け、有り難き將軍家の思召し越中守より承はりて愛親心服仕つて候是に就ても宸筆持参の事は全く愛親が強て願ひ奉つりて頂戴仕つたるなれば其罪都て愛親が一身に在りと深く恐入り候速かに十分の御處置を下さるべし愛親謹んで其罰を受け申すべく候(正親町殿)公明とても同様の義に候

(〇〇守)次に三卿召下の事は輕事あるに夫さへも公武の御差障に相成候ては宜からずと思

召されたる程の御慮なるに何故に關東より御答も無き内に宣下の御決定せられたる乎又は無用の旨に付き委しく御答も無き内に宣下の御内意を仰出されたる乎(中山殿)事も心得ぬ

〇〇殿の尋ね難かな右等の儀は決して御慮の御本旨に出させ玉ふに非ず某が切に勤め奉りたる故なりと既に伊豆守の尋に對へ某自から其過ちを引きたるに猶これに承知せずして強て前後の矛盾を議し是非ともに禁裏の御過ちなりと裁断する所存なるか其儀さらば大納言直に此處にて其許を糾問いたし申せし(〇〇守)いや、禁裏の御過ちと申し奉るには非ず御慮の御本旨に非ずと申す事を確に承はり候へば夫にて宜く候然らば數度の書面に御決定、御治定、御内意仰出され等の文言あるは旨を矯て認められたる儀か(中山殿)旨を矯めるに非ぞ御慮を伺ひ奉りたるに行届かず文言を取調たるに行違ありし事と思はれよ(〇〇守)其不行届行違ひの爲め萬一御過ちと相成候事ども有之たらば如何言上せらるゝ所存なるや(△△△)次に可否御感に付き群議を召されたる時に當り漢土草創の例を援て御先代を顧みざりしは如何又御慮は己に尊號御停止と決せられたるに將軍家の御前に於て類に尊號宣下を至當なりと議したるは如何(〇〇守△△△)中山正親町の兩卿尋の條々返答は如何一言なきは恐入たる事の事あるか(中山殿)恐入たらば大納言恐入たりと申すべし何條貴殿等が催促を待つべきを大納言は過ちを悔るに吝かなる小人には非ず抑も今度の一條に付きては論ぜべく議すべき事甚だ多しと雖ども第一には御慮の廣大なるに感佩して之を傷け奉るゝと無きを希ひ次に越中守が國家を思ふの忠義に感服して其苦節を全くせしめんと期するが故に某一身に其咎を引受て事の穩かに落着して連累を他の輩に及ばざらば存じたる

なり然るを貴殿等この精神を知ると能はざして某が伊豆守越中守の間に恐入たるを見て此條にてはと思ひ頻に詰問に及ぶこそ片腹痛けれ此の愛親をば尋常の青公卿が武家の權柄に懼れ金錢の贈賄に牽かれて臆病卑劣の振舞を爲さるものと同様に思はれなば見常違ひあるべきぞ若し強て宣下内意の來由を問ひ營中にて尊號論の再發を知り度くば大納言に尋る迄も無し大樹公に尋ねられよ或は此一坐中にも其内情を詳かに承知して某より精き人々も候べし畢竟某が之を口外せざるは越中守が忠節に免しての信義なり大丈夫の事に臨むに當りては設ひ敵味方と分るゝとも信義を缺きて良るべき歎貴殿等は越中守が忠節を助けざる迄こそあらめ却て傍らより之を妨げんとは争でざるぞ夫とも遠て聞き度くば大納言これにて物語りいたすへきかと烈しく申されしかば是はや事こそ出來たれと一坐みな色を失ひたるに越中守は靜に兩卿に向ひ、將軍家より中山殿正親町殿に尋ねの事は是にて相濟み候猶追て仰出さるべき間今日は先づ旅館へ引取あつて然るべし扱も止事なきは意を察つて尋問に及び候儀なれば是までの應接に自己の禮を缺き候段は免させらるべしと鄭重に挨拶ありければ中山殿も、念の入たる御挨拶にこそと會釋あつて狩衣の袖かき合せ然として和泉守の亭を出で傳奏屋敷へ歸られたり

〇水戸殿規諫の事

同き廿四日の事ありしが井伊掃部頭は小石川なる水戸殿へ伺候し多人拂の上にて申されけるは、君には中山殿は尋ね一條に付き越中守が身に罹り候程の事なるを知ろし召され候哉(水戸殿)尊號宣下の事は兩度の營中に引續き和泉守宅の尋ねにて兩卿も恐入られたれば事

己に落着に至るべしとこそ聞及びたれ越中守が身に罹る事の有るべき様やある(掃部頭)左れば其事にて候御父子の御間柄と云ひ殊に上の御事を彼是と推量し奉つるは其恐ありと雖も今は申上では事の様も詳かあらむ候へば先づ掃部が推量の儘を申上べし尊號宣下之御事差障多く相行はれ候は、上に於かせられても京都の例に倣ひ一橋中納言殿を儀同三司に奏請し大御所も崇め西丸へ入れ奉つるへき思召あると推量のみに無之一橋殿にも其御望おらせられ御側に候ふ役々並に加判之列三奉行大小目付其外溜詰帝鑑閣の諸大名これを助けしと其形迹相見て候然るを越中守が此儀に付き無用と申上候事表面には何とも申さざれども蔭にては頗る之を憤はり種々の手段を運らして内外より其障を爲し候ひしが中山殿下向に付き今度こそは越中守も閉口いたし可申と存じたるに兩卿が理に詰められて恐入たる趣きを聞き最はや兩卿とても頼にあらむ此上は上の思召を動かし越中伊豆の兩人を伊役伊免となして之を退け其上にて更に事を謀るべしと寄りに其の相談を遂げ候由に相聞候此條にては或は上の伊免にも内と相達し其邊の内説これ有らんも許り難く候察する所彼の一味の輩が企つる所は中山正親町兩卿の落着を越中伊豆の兩人が評決いたしすべき前に早く此兩人を除くべしとの恐しき巧に有之べき敷表立ては評議に下され候儀に候は、及バを乍ら掃部飽までも之を伊前に争ひ申べけれども伊内議には差出でがましく詞を容るべき様も座を去りて此儘に彼等が爲所に任せ今日の際にて越中伊豆を退けられ是迄の處置を俄に變させらる、伊事の候は、實に由敷伊大事に候へし肥後(會津侯の事)にても左府仕り居候は、談合にも及び可申されども生憎此節在國中にて其儀に能はむ候へ

ば只と頼む所は尊慮のみに伊座候何分にも事情伊察あらせられ十分の計畫を運させられ候様願ひ奉つる其爲に態々參上仕つて候と事情詳かに述べられたれば水戸殿是を聞あつて、越中が心底は某よく承知いたし居るが今日に於て之を除かんを企つると憎みても猶餘りあるべし尤も手に於ても何様其儀は薄く聞たりと雖も荒だて、之を論じなば却て事を起その惶なれば穩かにして之を治むるに若かす此儀某篤と心得たれば手前にも安心あるべし今に始まらざる事なれども配慮の程満足に存せると請込み玉ひたり掃部頭は大に喜びて猶も相談に預りて罷り歸られたり明くれば廿五日水戸殿には臨時に登城あつて將軍家の前に出て、昨今思の外の風聞を承はり及び候越中は中山尋ね一條よりして何かは氣色に背きたる哉と思ひ急には役御免を願ひ奉つる越中内心の由類に傳へ候此節に至り俄に左様の儀も有之候ては實には用の差支に其上越中守會津正之の例に依て重き伊補佐の任に在りながら假ひ少との氣色好しからずとて所存をも申上ぞして輕くしく退職して一身の安を謀らんと存じいと心得違の至に候上にはは聽込遊ばされ候儀は伊坐あく候やと申上られければ(將軍家)曾て去る事は聽かざ越中よりも未だ何とも申上ず(水戸殿)左様に候かど申されて伊側に候ふは小姓に向ひ、攝津、遠江、肥後等は此事を聞及びたるにやわらん伊前へど申すべしとありければ堀田攝津上、加納遠江守、林肥後に等は伺候いたせり(水戸殿)其方たちは越中が退職の意ありと云ふと知つるか云々の風聞あるはと語り玉へは何も、一向に承知仕らず候と申したり(水戸殿)承知多く夫迄なれども治保の聞たる所にては全くの虚説なりとも思はれや其方たちは何と思ふか越中の心得違にあらずやと再び將軍

家に對ひ參らせ、頼くは此前へ越中を召され何となく傍叱り遊ばされ度治保も傍書を奉じて誠め申べく候と切に申上られたるに由り將軍家も諾かせ玉ひたり水戸殿は此の傍様子を見て直に此側に傳へられたれば越中守は何事やらんと傍前に參りて畏まる(將軍家)越中其方は予が氣色に背きたりと思ひ退職の内心ある趣き、心得違に思召る(越中守)こは存じも寄らざるは意を被り恐縮に存じ奉つり候越中決して左様の心底は此座なく候上へは誰より左様ある儀を申上げ候哉越中迷惑に候(水戸殿)誰にも非ぞ某より言上いたしたるより凡そ下馬評とて世には取止めも無き風聞すなれども其も當人が思はざる事は風聞せぬものなり越中もし傍氣色に逆ふ事ありとも顔を犯して理否を申上るが其方補佐の大任にあらずや只今伺ひ奉つれば何も傍氣色に障らせらる事も無きに所謂取越し苦勞をいたし果は退職を乞ふ存ざる事ありては唯今此叱り遊ばされたる如く實に其方の心得違たるべし傍補佐と申す御役は甚だ大切の御役なれば並々の年寄に同じからむ假ひ傍意に叶はざる儀あつて其方が申上る事を傍聽入なき時は箇様くの次第にて傍聽入無は坐候とは三家へ申あげ此家門溜詰へ相談いたすべし又上にも御補佐の勤振り何分にも御意に叶はせられざる時は同じく拙者共及び溜詰へも仰聞られ所存御尋の上にて御役をも召さらるべき儀なり夫ほど大切の御役を假初にも故なきに退かんとは以ての外の儀なり誠若し尊號一條の取討ひ方は意に叶はざると云ふ説を聞かば箇様の説を承はりて候傍意に叶はざる儀も候は、仰聞けらるべし所存申上べしと遠慮なく相伺ひ遠慮なく意見を陳述せべきが當然あり今度の所は全くの風説にて其方退職の内心に非ずハ夫にて宜し其方が此度の取討ひ方上にも少し

も御意に叶はざる儀は無之間安心いたし此上の處置を考へて申上べし只今の御折檻雖有心得この旨伊豆其外へも吹聴いたすべしといふ嚴重に達し給ひたれば越中守は心中に其意を察し、御折檻雖有存じ奉る旨詞少なに申上て罷り退かれたり其後水戸殿大廊下上の此部屋に入らせらる井伊掃部頭松平讃岐守并に御老若を櫻の間に招きて更に此旨を心得までにと御咄しなされては退出ありしが歸路神田橋ある一橋殿に立寄られ中納言殿に傍面會あつて扱今日は箇様の次第にて不時登城いたし御前にて越中を談し附け置き候此節越中に退れては實に差支へ候御手前様には幸ひ御近親の間柄なれば猶又越中へ篤と御意見を加へさせ玉ふ様にと申されたれば一橋殿も何氣なき体にて夫は御苦勞にてあらせられたり委細心得て候越中へは面會の節に拙者よりも異見いたし申べしと挨拶し玉へり扱こそ越中守伊豆守を退聽せしむる計略も忽ちに破れたれ

○柳營評定之事

越中守は此用部屋に於て和泉守、伊豆守、備中守、采女正と相談に及び中山正親町兩卿の處分かたを議せられたるが同列には別には是と云ふ程の意見は無ければ何れ此まゝには濟され難かるべく何ぞか傍答これ無くては相成り不申とばかりの説なりければ越中守は去らばとて三奉行、大小目付、評定所一坐の評議に附して急ぎ其意見を召されたるに是も諸説區々にて數日を経れども一定せず依て人々各自の所存を更に問はれたるに或は流罪鬮官と議せらるるあり或は御役召放され江戸へ留め置るべし或は御役御免閉門整居を江戸にて仰渡され勅勘公卿の例を以て京都へ護送し歸さるべし或は御役御免に可相成旨を所司代より傳奏へ

才達し其上にて歸京を命せらるべしなど種々の見込みを引き其罪を按じ理由ありげに見ゆたれども皆越中守の意に適はず所詮この様子にては落着に手間取りて爲に情勢を一變せる事ありては宜しからざると思はれたれば將軍家の御前に出て、中山正親町兩卿の處分に付き評定所一坐の議論も定まりずさざ候間此上は年寄ども并に三奉行、大小目付を御前に召され評決仰付られ度旨を申上たり將軍家は、其儀尤も然るべし但し存する旨あれば御側御用人、御用御取次をも其評定の一坐に加ふべしと仰渡されたり越中守は、扱こそ内説の入たるなれとは思ひたれども能く左あらぬ体にて、御意の趣き畏まり奉つり候今度の儀は近例なき事に候へば評定の席は多人數にて衆説を聞き召さるゝと御尤もに候就ては溜詰在府の面々も同様召させられ候へば申上しかば將軍家も諾かせ玉ひたり依て二月廿八日の御禮後御坐之間に評定の坐を開かれて越中守を初め御老中、若年寄、寺社奉行、町奉行、御勘定奉行、大目付、御目付、御側御用人、御用御取次、溜詰在府の面々を召されたり水戸殿へは兼て井伊掃部頭より當日の儀を申上たりければ御禮の後に殘らせ御月番和泉守を以て御評定の坐へ出席の事を申請はれて其坐に臨ませられたり着坐相定まりて後に越中守は議を開きて、中山正親町兩卿の御尋ねは兩度の御前にて不行届の段は相知れ其後和泉宅にて問詰め置入たる旨を申あげぬ右に付き其罪の有無を定め次に其咎の次第を議せしめられたるに評定所一坐の衆議は今日に至るも未だ一定せざるに依て御前評定を仰出さる但し議論の枝葉に涉るを避けて評定の纏りを付るには順序を逐て議せると必要なるべき歟依て先づ兩卿が尊號一條に付是迄の取扱ひ振は其罪たるか否より議定すべし一坐の面々伏藏なく心底を申

上らるべしと陳述したり然るに兩卿の心事は越中守こそ之を洞察したれ其他の面々は固より知るに由なかりければ斯る不都合の取扱ひを致して公武の御差碍ども相成るべき儀を隠したる事は不届の次第なりと一途に之を惡める向あり次には中山殿の心底は敢て憎むべきは非ざれども今度これを不問に置かば將來の戒めと相成らざるに付き其罪を正すべしとする向もあり其次には中山殿が將軍家の御前をも憚らざして關東專横なり大樹無禮なりとせど放言したると之を罰せざる可からざる向もあり又其次には中山殿が越中守に説伏せられて懼入たるが憎しと内心に存する所より責ての腹愈に二卿その罪ありとせる向もありければ衆説驚々として皆二卿の所爲は罪ありとぞ議したりける越中守これを聞て、各々の申上らるる所みな其當を得ざるに似たり第一尊號の議狀之事第二往復文書取調不行届之事第三御尋ねの節答振不束之事第四宸筆持參輕薄之事第五御前に於て休段を失へる事等逐一に列擧せらるる條々皆是れ其過ちにして其罪にあらざらば心に先づ巧み謀る處ありて其惡を知りながら之を行ふを以て其罪なりとすると我國の掟なり然るに二卿の儀は畢竟尊號宣下の御内慮を達し奉つらんと存したるが爲に識らず知らず自分等が本分を忘れて其矩を踏えたるものなれば其不調法は故意に出たる罪とは云ふ可からず前後勘辨の足らざるに出でたる過ちありと云ふべし依て越中守は兩卿の所爲を斷じて罪にあらざ過ちありと定め候去り乍ら達て兩卿を罪ありと斷ずるの説あらば申し立られよ越中其説に應じて罪過の差別を明細に辨せべく候とありければ一坐の面々は争ふべき語なくして其議に同じたり此時林肥後守は進み出で、兩卿の所爲は罪に非ず過なりと評議一決の過は越中には其過ちたるを以て御

答に及ばずと申あげらるゝ所存に候やと問ひ掛けたり(越中守)其の議は即ち越中が只今一坐の評定に問はしめんと存する所あり(松平和泉守)先づ其儀に付き越中の説を承まはり度く候(越中守)愚存にては格別の思召を以て此後を誡め此度の過は宥され候へき歟(加納遠江守)其仔細は如何に(越中守)左ればなり中山が註誤たる實に宥す可からざるの註誤ありとは申せども其根元を糺せば禁裏の御内意を達し奉らんものをと只管に思込みたるが故なれば忠義の餘に出たる過ちにて過を見て其仁を知ると云ふ者なり(柳生主膳正)御前に於て關東の御取計を批判し専横無禮なりなど、申したるをも註誤なりとて俱に宥さるべき所存に候はるゝか(越中守)其儀に於ては中山が註誤たる實に大なりと雖も京都より参向して幕府の天下を知し召さるゝ様を見れば坐に王室の衰微を嘆き悲憤の餘りに思はず知らず体段を失ふ迄の言語振舞に及べると氣概ある公卿には實は有るべき心に候はぬや此心を察して宥し難きの註誤を宥させらるゝこそ寛大の思召に有之候(堀田攝津守)一應尤には候へども斯る罪過を宥さるゝ様にては公卿は益々我意を増長して關東の御沙汰を輕し申せし左ある時は何に由て武威を張り永く柳營の政を行ふを得畢べき竟今度兩卿御呼下しに相成たるは夫故の儀には無之哉先に嚴にして後に寬にせば夫れ見よ關東は中山が議論に説き破られ大樹は宸筆に罷れさせられたりと京童が申觸らし果は天下に向つて御威光を傷け申すべし越中はそれをも悔はず兩卿の心底が不便なれば宥さるべしと申し議せらるゝか承まはり度く候(越中守)一公卿を罰するが爲に武威を張り一公卿を宥すが爲に權勢を失ふと云ふが如き微弱なる幕府なりと無律は思はるゝ歟徳川の御家は左様なる幕府には非ず懼れ乍ら權現様

以來御代々様の御仁澤と御武光とを以て普く天下の人心を收め善政を行ひ良治を施さしめて今日二百餘年の泰平を保たせ玉ふ幕府にておはし候や所謂天下を治むるは我に在つて人に在らざる余言の如く幕府其の政を失はざる時は白の中山を宥すとも少しも御威徳に障る所なし苟くも其政を失ふ時は公卿を擧て盡く罪科に行ふとも安穩を期し難かるべし何條中山正親町ごとき公卿兩三輩の仕置の有無に由て鼎の輕重を爲す事の候べきや越中が愚存にては今度兩卿参向の上は必用その咎めあるべしと京都を初とし天下みな思ひ儲たる所に候へば之を宥し歸されなば蓋し御大度に忤服して御代長久の伊事と存し候ゆゑに斯くは申上候なりと理を盡して論じたれども一坐の面々は中々に承服の氣色とも見えず各々其説を吐きて罰の輕重は兎も角も全く宥す可きに非ずと衆議したりければ將軍家は、衆議みな答ア付べしとある上は答の評議に及ぶべしと滂意を下されたり

○其二

(越中守)涉沙汰仰下されぬる上は是非の議論に及ぶ可からざる尤も關東に於て公卿御咎之事は先達て水戸殿より以前に於て兩卿へ申達せられたる如くなれば更に其仔細ある可からず一坐の面々兩卿が咎の見込は如何にも問はれければ面々には重科に處せらるべし流罪關官たるべし改易預たるべしと盛に論じたり(越中守)兩卿の罪科は輕からずと申せども重科は宥させらるゝ思召に在らせられ候と恐察し奉つると伺はれたれば水戸殿も傍らより、其職に在らせらるべしと存し候と申上られしに付き將軍家には、其通と上意ありき(越中守)罪科は宥させらるべき思召の上は免職の上閉門、差扣、逼塞に限るべく候其次第は如何にと

問ひしに、中山前大納言は講奏御役御免落飾永墊居。正親町前大納言は傳奏御役御免落飾
 閉門。萬里小路前大納言は傳奏御役御免通塞。廣橋前大納言は講奏御役御免通塞。勸修寺大
 納言、甘露寺大納言、千草中納言は講奏御役御免差扣に處せらるべしと評議一決したりけ
 る(越中守)は一坐の評定右の通に候へば至當と存じ候へども格別の思召を以て更に其科を
 宥させられ中山は免職閉門。正親町は免職通塞。萬里小路は免職差扣。廣橋は差扣。勸修寺、
 甘露寺、千草は此に止めさせられ度く候と言上し伊豆守も同様の儀に候旨を言上したる
 に由り將軍家は水戸殿を顧み玉ひたり水戸殿その旨は何とも覺られざりしかども將軍家の
 傍憲をも待たず、越中伊豆の申を旨に任せ玉ふ思召なり左様心得られよと達せられたり(越
 中守)答の次第に相決する上は其手續に付き越中が所存を言上せべく候先づ中山閉門、正
 親町通塞の儀を申渡して歸京せしめ更に所司代を以て關白殿并に攝家衆に面會の儀右の閉
 門暨居御免の即日中山正親町萬里小路三卿へ免職を仰付らるべし若し京都に於て即日免職
 仰付らる、儀出來申さずば最早赦問を経せして直に伊豆仰付らるべしと相達せしめ關東
 に於て免職を仰付らるべき處なれども京都へ對せられ右の通りに伊豆仰付らる旨を示され
 候方然るべしと存じ候と陳述ある是にて又も一坐の議論を起し免職を關東にて直に仰付
 られどしては御仕置の効ありと交々議したりければ井伊掃部頭はすつと進み左様なる手續
 までも伊前にて評定すると掃部その例を存せど評定一決の上は其取扱ひの手續如きは補佐
 職大老職の差圖に任すべき儀に候越中左様心得られ所存申上たるにて上評定相濟候へば
 人此を申あげ奉つらるべく候と大聲にて申したり其一言にて衆論みな靜まりて將軍家には
 入らわらせ玉へり扱こそ兩卿の處分は定まりたれ

○兩卿御答并に歸京之事

斯て二月も盡きて三月も七日には成りぬ中山正親町の兩卿には兼て此日を以て若中月番
 戸田采女正御役宅に罷出らるべき旨の達ありければ即ち午之刻ばかりに高家六角越前守附
 添にて采女正の伊役宅へ参り向はれたるに伊役宅に於ては伊老中若年寄三奉行大目付以
 下列坐にて先づ中山殿を出坐せしめ越中守より左の申渡をなしたり

中山前大納言

尋號 御内慮一件不行届并に此度下向之上 御尋共有之處不束之伊答并に輕卒なる取計
 ひ其外体段を失ひ候儀ども不埒に 思召候依之閉門被 仰付候
 中山殿は承知の旨を答へ悠然として退席せられたれば次に正親町殿を出坐せしめ同く越中
 守より左の申渡を爲したり

正親町前大納言

尋號 御内慮一件不行届并に此度下向之上 御尋共有之處体段を失ひ候儀不束之取計ひ
 伊役柄別て不行届之儀に 思召候依之通塞被 仰付候
 正親町殿も承知の旨を請を致して退席せられしが中山殿に向ひて公明に於ては只今通塞を仰
 付られ候が是は京都へ相同ひたる上にて伊請申すべき事に候哉と問はれたり中山殿は微笑
 して、愛親に於ても閉門仰付られて候が逗留中に仰出されたる事なれば公武伊同意之事な
 りと存じ先刻承知の旨を即座に申入て候ひぬと答へられたり正親町殿これを聞かれては尤

に存じ候公明も先刻修請を即坐に申たれども貴卿のほ所存如何と相伺ひ候ひしなりと語られたり暫くあつて越前守罷出で、兩卿には伊用濟に候間一先づ旅館へ引取あらせらるべしと申されたり、去らばとて傳奏屋敷へ歸館あつて沙汰を待たれたるに未之刻に及びて六角越前守は傳奏屋敷に來り雜掌を呼出し、中山殿には唯今より愛宕下青松寺へ引移り閉門あるべく正親町殿にも同様にて逼塞あるべく依て閉門逼塞は此通りに心得らるべき旨は老中方より達せられたりと申述て左の書付を渡したり

- 一 門を閉ぢ通路有之間敷事
- 一 門の外より板を打ち候儀無用に候窓をも釘止め致し候に不及候事
但窓の懸戸は之を懸べく候懸戸無之の内より窓ふさぎ置くべき事
- 一 叶はざる用事は夜中ひそかに可相達事
- 一 病氣の節は醫師招き候儀夜中不苦候事
- 一 火事の節坐敷危き体に候は、立退き其段支配方まで可申達候自火は申すに及ばず近所より火事出來候は、屋敷の内火防ぎ候儀不苦候事
- 一 門を立置き晝の内にてもくよりより目立たざる様通路可有之事
- 一 重き病氣の節は親類縁者醫師ひそかに悉る分は不苦候事
- 一 火事之節屋敷危き体に候は、立退き其段支配方まで可申達候自火は申すに及ばず近所より火事出來候は、屋敷の内火防ぎ候儀不苦候事

所より火事出來候は、屋敷之内火防ぎ候儀不苦候事

斯く寛るは全く越中守の取計ひと聞ゆし即刻引移と達せられたる上は猶豫すべきに非ざれば兩卿には同日申之刻に青松寺へ移りて慎み居られたり晩景に及びて六角越前守は青松寺に來り再び雜掌を呼出し、兩卿へ御渡の人馬御朱印は只今返上あるべし尤も御歸京之節人馬證文は明日相渡さるべき旨御老中方より達せられて候と相述べられたれば兩卿には雜掌を以て人馬の御朱印を越中守に渡されたり明れば三月八日未之下刻に越中守は青松寺に來り雜掌を以て兩卿へ申述べて曰く別紙は昨日御達し申べきの處彼是と混雜いたし候に付今日御達し申候御出立の日限は十日十一日の内御用意次第御出立なさるべき旨年寄共申され候とて書付を渡したり其文に曰く

兩卿傳奏屋敷へ先づ歸館の上直に青松寺へ引移り慎み居られ支度次第上京いたさるべく候旅中人馬之證文は別に相渡すべく候間持參之は朱印は返上有之様にて可被致候事
兩卿には右の書付を落手あつて然らば十日に發足いたすべしと答へられたり歸京の人馬證文は(采女正印)六角越前守宅にて雜掌に相渡したり斯くて三月十日兩卿出立と事定まりければ越前守用人が見届として青松寺まで來りし迄にて誰あつて見送り參らざる様家も多く護送の役人には伊徒目付兩人(荻原藤十郎、細見權十郎)伊小人目付四人予道中に隨從して卯之刻に青松寺を發し東海道を経て同廿二日に京都へ着せられたり

○一條關白殿鷹司左府殿へ通牒之事

山正親町兩卿江戸出立の翌日即ち三月十一日を以て伊老中連署の書面にて兩卿御尋ね

條を詳かに記載し開白殿並に攝家衆人面會の上にて相達すべしと所司代堀田相模守へ達し
たり其文に曰く

中山前大納言

尊號 宣下至切之 侈孝心止を得て再應 仰進せられ候由に候へども名器輕からざる故
を以て無用之旨仰進せられ候所速かに 尊號 宣下停止 仰出され候に満足之段右に付
き早々高家を御使に差立られ如流之 寛納は満足之段仰進せられ候事に候乍然深厚
之 叙慮に候へば停止せられ候上にも万一 叙心を安せられざる御事は在らせられ候
御書狀等にては右様之儀は盡し難き事殊に中山殿は久々勤馴別して特恩を蒙られ 公
武御間柄之所を相辨へられ候哉之様に聞し召され候間委しく御尋申候様との儀に候仍て
尋問に及び候處 尊號 宣下之 御内意は畢竟先例之可否に依りて 仰出され候事に
て 御孝道にて 仰出され候には無之候右に付 御位號之儀仰進せられ候に 御感斜な
らば早速停止せられ候御事に候 閑院宮へ御心附之儀等も元 尊號は 御孝道に依て
仰出され候には無之候間此後とも京都より 仰出され候事は有之間敷候間東より仰出
され候は 嘸々 叙慮に可有之旨繰り返し申され候尤も 尊號停止之儀一統へ 仰出さ
れば未だ無之此度御尋之儀歸京之上言上候は 嘸々 御満足に 思召さる可く候歸京の
上は早々一統へ停止之儀も 仰出さるべき事に 奉 存候段申され候其後猶又同列申談
じ隔障之筆記をも相乱し候處相違なく候間彌々 御孝道に依て 仰出され候には無之
可否御迷に付 仰出され候事に候哉と再應尋問に及び候所彌々左様に候段繰返し申さ



候間一体 尊號 御内慮 被仰出候にも 御孝道向を得させられざれば至切之 御孝
 心なと申せ趣きを以て 仰出され己に答無之内に十一月上旬 尊號 宣下に決し候趣
 さま申し來り御無用との答の後も十一月上旬 開院宮へ 御内意十一月上旬 尊號
 宣下之段も 仰出され候へば可否迷之儀とのみは存じ奉られざる段を尋問に及び候
 所前席ども 孝道に無之とは申さず尤も可否 迷に在らせられ候へども 御孝心
 も専らにて後には是非々々 宣下せられ度趣きの 御沙汰ども毎々相伺ひ候事に候段申
 聞られ候其後之日に前日云々前後の答矛盾せしめ候段これを尋ね并に 御内意の儀は是
 迄の模様とは相違し委しくは答あらせられ候様にとの趣を深く 仰出され其御答無之中
 に 宣下 御治定などの儀は如何之事に候哉なと尋問に及び候所右 御治定之儀は曾て
 相伺はず候新嘗 伊弉祭前 御心障に候とて十一月上旬 被宣下度候間御答之儀を待
 たせられ候との 御事に候段又々申され候へども書狀之儀は顯然之儀既に御答も待たせ
 られ難く十一月上旬には是非 宣下之旨も書載せ有之十月二日所司代亭へ兩卿行向ひ當
 月上旬 開院宮へ 御内意十一月上旬 尊號 宣下せらるべき旨の書附も相渡され候を
 所司代より御答有之迄は先づ右之 仰出されは無之様にとの趣きを申達し書付を返却に
 及び候儀も有之己に京都よりも三卿召下され候儀關東より仰出され候時之返書に御答有
 之迄は 御見合せ遊ばざる可しとて此時初て 仰出され候程の儀前後三度之尋問皆その
 答を失し候儀正親町大納言へ相尋られ候へば文書記録に相違なく左候へば中山大納言申
 され候趣きは取用ひ難き段これを申達し置候處猶又後日兩卿より高家まで書付を差出さ

れ候所多答無之中に 御治定 被仰出候儀等數々認め有之候に付二十三日猶又答無之
 中に 御治定は無之儀と存せられ候哉之旨段々相尋候所彼是不始末の答のみ有之候に付
 追々詰問候所詰問に至りいかにも 御治定之段は議 奏傳 奏七人 御前へ召出され候
 て 仰出され候 乍然 御氣色相伺ひ候ては中々關東より御答の之き中には行ひ果
 さる可き儀とは伺ひ奉らざ候段アされ候に付此段兼て關東思召之通 獻慮は左こそ可
 有之儀に候左程之 御氣色を伺はれながら何故に其の承順之處置も無之獻替之心附も
 無之候哉と申達し候處此所に至り候ては恐入り候旨再應申聞られ候
 一 前席 尊號之儀可否 御迷のみにて 仰出され候段は不審之儀已に群議を添られ再
 ひ 仰出され候節も深き 思召有之きと申せ程の 御様子云々と尋問に及び候所直ちに
 其所を聞請られ右の深き 思召との御事は何々との 御趣意伺ひ奉らずし間再應相伺
 ひ候儀に有之此度下向之砌にも關東にて御尋これ有り候ても 御趣意を伺ひ奉らざりて
 は如何に付き關白殿を以て再三相願ひ候處 御趣意 宸筆にて遊ばされ關白殿まで下し
 賜り關白殿の封印にて相渡され御尋これ有り候は老中まで差出し候様との事に候と申
 聞られ候に付持參に候哉と相尋候へば持參之段も申され候ゆゑ乍然右深き 思召之處關
 東にて御不審は無之候間差出され候に及ばざる段直に申達し候尤も其節は關白殿にも拜
 見は無之趣に申聞られ候其後 宸筆持參は休段に取りても然る可からず勿体なき事に候
 殊に 御趣意をも存せられず持參候は輕卒の儀持參候て老中まで出し候事を許され候程
 に候は、御役柄兩卿拜見これ有べき儀何故に兩卿拜見之儀は許無之哉之段も伺はれずし

哉と尋候へば是以て心附かざる旨申され候尤も右尋に至り候て尋無之内は決して申出で候に及ばざる段關白殿申され候由并に關白殿は拜見いたされ候哉など申す語勢も有之再三不審申し候へば關白殿は拜見いたされ御無難之御文言御差障に相成り候筋には無之段に承まはり候然らば御趣意は相辨へざらば是又前後云々矛盾之儀并に關東にては右の深き思召と有之儀御尋の御沙汰は聊か無之右に付何も相尋候儀も無之所何故輕卒に申立られ候哉と相尋ね候へば深く恐入り候旨を申され候其外三卿召下は輕事に候所夫に付ても公武之御差障に相成るべき哉と御慮を運らされ候段御遠慮之程奉恐入候御事に候左候へば御答無之内に御決定又は御無用之旨御答有之委しき御答いた仰出され無之内に十月上旬御内意十一月上旬宣下せられ候等の仰出されは御慮之御本旨には無之御事に候を縱令奉迎いたさるゝには無之とも被同方不行届文言取調も行違に及び候儀万々之一御孝心の至切に依て如食の御事有之候とも其所は如何にも言上せらる可き儀に候なご其外可否御迷之御事のみ候とも猶又申立られ方も之あるべきを草創之君を例とし草創之君の父を關院宮に比し候と申す先代之儀は如何相心得られ候哉尤も群議之儀今般涉尋の儀は決して無之儀に候へとも尋問之内漢土太上皇等の儀も申陳られ候事ゆゑ遂に其事にも及び段々御慮の忝なき事如流の御寛納仰ぎ奉るべきは儀等取交へ尋問候所答の様子失体の至不忠の心得此所に至り候ては畧書せしめ候事

追尋問に及び候所前後之答矛盾せしめ候儀は無之候へとも傳奏は役は公武涉問柄

正親町前大納言

之儀別て心掛くべき處或は中山同様宸筆持參之類又は御寛納の仰ぎ奉るべき儀とも深く相伺はれど往復の行違候は其司事の任の辭し難き事など相辨へられや失体之至不忠之心得此所に至り畧書せしめ候事但前段の趣き老中列座並に兼て機密に候御役人共列坐且又其職のもの或は隔障隔障間まゝに筆記せしめ候儀にて殊に其後兩卿より高家へ私語せしめ候儀有之猶書付差出され右之往復は別紙の如くに候事先達て尊號宣下御内意有之再應まで御深厚に仰出され候へとも名器不經之故を以て御無用候旨仰進せられ候所早速御寛納尊號宣下停止に相成り候事誠に以て御満悦の事候乍然至切之御孝心止を得させられず仰出され候程の御事に候へば停止後敷心實に御安慮の御事に候哉此所を又御案じ遊され御様子は何且つ宣下御内意の取計ひは不審之儀も有之旁々に付兩卿召下され則ち着之上は尋有之候所返答等之趣き別紙之通甚だ以て不束之至に候依之は勘考之處左之趣きに候事

中山前大納言

深き思召との儀御尋之儀は沙汰も無之所宸筆の御書付持參の旨發言候は關白殿の命にも相違ひ候儀第一深き思召之處は趣意伺はれど候は初め仰付られ候時に伺ひ奉つるべき所相伺ひ候ても仰出され無之とて其儘に取濟ませ關東へ仰出され候儀に及び今般召下され候に付御尋これ有べき哉とて再三相願ひ候て御書付持參之儀輕卒之事右御書付も封印の儘關白殿より受取り御趣意を相辨へず披露せしむべし

と存じ候事第一輕薄の至殊に右答も前後不束之次第御不安心の儀に思召候事

一 尊號 宣下の儀 御趣意は輕からざる儀に候所右 御趣意再三申す旨矛盾阻礙せしめ候條輕からず不束之事に候

一 一体御尋之節に申上方体段を失し候儀をも甚だしく如何の次第に思召候事

正親町前大納言

御趣意を相伺はせ 宸筆之御書付持參之儀心得違之事

一 今般 御内意等之始未取計ひ不行届御尋之節に至り候ても体段を失し候儀をも如何しく思召候事

右之通に付さ重さ仕置に仰付らるべしと思召候へども是まで相應に召仕はれ候者之儀萬々一 御慮御不安之御事も候ては是又安からず思召候乍然右体不心得之仁を其儘に差置れ候ては 爲さらざる儀に付此所に置かせられては一旦之侈事は聊か御厭ひ無之嚴重之御取計ひこれ有る儀御崇敬之第一と思召し候況や關東之御職掌は 公事にて其罪に當り候を宥せらるべきも御職掌を敬せられ候には當り申問じさ儀は職掌へ對し侈不敬有之候てはは崇敬にも相障り候儀殊に兩卿のみに限り其罪狀を以て 殿聞に達せられて后に所置有之候ては是又仕置に取られ候ても然る可からずと思召し候其故は何れか王臣に無之もの有るべき哉五位以上位記口 宣を下賜ひ候儀にて關東武家ども尤も以て隔なき侈事に候萬石以上たどひ官は重からず候ても封内之治藩翰之任に置候ては輕からず候其を罪せらるべき儀縦ひ甚しきの重科に至り候ても 殿聞に達せられ候儀は無之尤も以前は參議以上に候ても重さ仕置を仰付られ例證少なからず候へども是又殿聞を經られ候には無之況や兩卿の罪科は輕からずとはすながら重科は宥せらるべしと思召し候上は王臣に隔なし其善惡によりて抑揚賞罰有之候は即ち職掌を重せられ候所敬せられ候所は崇敬第一之侈事に候へば堂上人のみ 殿聞に達せられ候様にては王臣の隔有之事是また不敬之至にこれ有べく候乍然此度は思召も有之候間別紙仕置書之趣には仰付られ申閉門差扣逼塞等のみ仰付られ候間歸京の上閉門等 御免の即日萬里小路前大納言、正親町前大納言、中山前大納言右三卿は傳 奏議 奏侈役免仰付られ候様にも思召し候夫とも京都に於て閉門等免の即日右免職之儀仰付られ出來申さず候は最早 殿聞を經られず直に侈仕置仰付らる可しとの事に候此旨關白殿并に攝家衆へ對面之上可被申達候

も以前は參議以上に候ても重さ仕置を仰付られ例證少なからず候へども是又殿聞を經られ候には無之況や兩卿の罪科は輕からずとはすながら重科は宥せらるべしと思召し候上は王臣に隔なし其善惡によりて抑揚賞罰有之候は即ち職掌を重せられ候所敬せられ候所は崇敬第一之侈事に候へば堂上人のみ 殿聞に達せられ候様にては王臣の隔有之事是また不敬之至にこれ有べく候乍然此度は思召も有之候間別紙仕置書之趣には仰付られ申閉門差扣逼塞等のみ仰付られ候間歸京の上閉門等 御免の即日萬里小路前大納言、正親町前大納言、中山前大納言右三卿は傳 奏議 奏侈役免仰付られ候様にも思召し候夫とも京都に於て閉門等免の即日右免職之儀仰付られ出來申さず候は最早 殿聞を經られず直に侈仕置仰付らる可しとの事に候此旨關白殿并に攝家衆へ對面之上可被申達候

中山前大納言

(別紙) 尊號 侈内慮一件取計ひ不行届并に此度下向之上尋ねども有之候處不束之侈答并に輕卒る取計ひ其外体段を失し候儀をも不埒に思召候依之議 奏侈役免閉門と被仰付候

正親町前大納言

尊號 侈内慮一件取計ひ不行届并に此度下向之上尋ねども有之候處体段を失し候段不束之取計ひは役柄別して不行届之儀に思召候依之傳 奏侈役免逼塞被仰付候

萬里小路前大納言

尊號 御内慮一件取計不行届之義に思召候旨然己に老衰にて御役御免をも相願候時宜に至り候趣を以て傳 奏御役御免差扣被仰付候

尊號 御内慮一件取計不行届之義に思召候常々御用向専ら取計ひ候趣に付猶心得方も之ある可き儀議狀之儀今般一統の尋亂は無之儀に候へども其中にも議狀之趣意別して宜からざる心得の様は思召され候依之差扣被仰付候以來之儀屹度相心得候様にと被仰付候

勸修寺大納言
甘露寺大納言
千種中納言

尊號 御内慮一件取計不行届之儀に思召候以來之所は屹度相心得候様にと被仰付候
○三卿免職及び越中守辭職之事
中山、正親町、萬里小路其外諸卿の處置に付き所司代は關白殿に涉面會の上委細に關東の趣意を述べ前文の書面をも差出だしたれば京都に於ては別に仰出さる旨もなく都て關東の申條に任せられ即ち中山殿は閉門御免の即日、千種前中納言の兩卿を傳奏には任ぜられたり
も傳奏職を罷められて勸修寺前大納言、千種前中納言の兩卿を傳奏には任ぜられたり
却説松平越中守は兼て海防の事に付きて頗る苦慮せる次第のありければ此年(寛政五年)正月に海邊涉備の義に付は用透を見計ひ見分仕り度旨を相伺ひ伺之通との御差圖もこれ有り

しが兩卿下向一條にて中々見分多きの邊は無かりき然るに兩卿の處置は三月七日にて落着し十日を以て發駕ありしに付き越中守は思ふ仔細やありけん同き十三日に伊豆相摸安房上總の浦々巡見の御暇を賜はり同き十八日に立出して所々を巡見し四月八日を以て歸府したり扱も越中守が加判之列を命ぜられたるは天明七年六月十九日の事にて其翌八年三月には伊補佐之義を仰付られ寛政元年十二月に伊勝手掛りとならしかば同き二年四月に暫くも相勤候義に付は役免の願書を同列まで差出されたるに將軍家より厚き上意のありければ畏みて其職に在りき然るに寛政四年八月に至りて伊補佐并に與兼帶伊勝手掛都て伊免あるべき旨を再び内願に及びたるに今暫く其儘に相勤むべしとの上意ありしを以て其職を奉じたるが其頃よりして尊號一件起りて事の体容易ならざりければ越中守は主として其責に任じて漸く結局に及び此上は先づ安心なり左らばとて右の豆相總房海岸見分に赴き歸府して後に様子を見れば將軍家の信任は別に變りたる事は無けれども一橋中納言殿の年來の望も遂に越中守の爲に破られたれば目から恨も其身に歸せるが如く随つて反對の色も諸方に顯はれんずる氣色多りければ我が身を退くべき時ありと思ひ定めて密に其意を伊豆守并に掃部頭に語り夫より水戸殿へも申上たり何れも越中守が辭職の事を惜みて様々に止められたれども越中守は既に其意を決したり其上に事の体は何さま越中守の察せる如くなれば強て止む可きに非ざるとて遺憾ながら其意に任せられたれば越中守は六月下旬を以て辭職の内願書を差出されたるに七月廿三日將軍家の前に召して兼々内願之趣きは尤もなる事なり是まで承々相勤め候と大儀に思召され今度の願を關届させて御補佐并に加判之列を免され溜詰

に仰付られ少將に任せらる、旨を仰渡され格別の優待を與へられたりしかども斯る名相の早くも職を退かれたるを惜まぬものこそ無けかりれ

主上は其後中山殿も越中守も其職を罷めたるを深く惜ませ給ひ且つは 叔慮の御深厚なるを折もあらば此の兩人には知らしめんと思召し給ひければ或る日中山殿が免職の後に参内して湯前に伺候せるを見をなはせて近く召させ手函の内より何やら紙にて封じたる書物を手づから取出させて、歸宅の上にて披見せよ去年の事ども思ひ當るとの有るべきや努く他人にも見せそと宣はせて賜はりたり中山殿は隠んで拜領し歸邸の上に拜見せられたれば即ち去年越中守が石清水八幡に納めたる願書にて有りける中山殿は之を再三熟讀して、あつばれなる越中守が心底かち是を見をなはせて 叔慮を疑させられ尊號宣下を思ひ止まらせ給ひたるは天下の爲を思はせての事にて誠に有り難き思召しなりと感涙を垂れ、斯る誠忠の越中守が職を去りたる事の口惜さよ我もし早く此の仔細を知りたらば及ばざる迄も盡力すべかりしものをも嘆息せられたりとす扱また同き八月に傳奏勸修寺千種の兩脚が勅使として江戸に下向 登城は對顔の節に越中守は溜に候はれしが千種殿は對顔事畢りて勸修寺殿と共に殿上の間に復席ありて後に伊豆守に向ひ、禁闕を辭せし時に内々仰せ蒙りたる儀も候へば苦しからばは貴殿方湯同席の所にても宜しく候間松平越中守に面會仕り度とあり、伊豆守、何かは苦しかるべきとて越中守を其坐に招かれたり、千種殿は會釋ありて、越中守とは貴殿にて候よ是は公けの勅諭にて候はず全く湯内々の湯事に候なるが關東に下向して定信に面會いたさば此の湯詠の湯色紙を賜ふ旨を傳へて頂戴せしめよ

是ぞ今春愛親が持参したる宸筆にてありきとのほ意にて候一身の譽れ一家の面目いさ敬んで拜領あるべしとて檀紙もて折り掛て包きたる一封を取出して渡されたり越中守は悉くく、湯詠の湯色紙拜領の旨將軍家へ言上して後に有り難く頂戴仕るべく候とて三方の上に乗せては上段の湯床に飾らせ直に本多彈正大弼を以て伺はれしに頂戴可仕とのほ意なれば越中守は頂戴の湯請を申して嗽ひ手水の上にて即ち兩脚及び 老若がた列坐の所にて右の上包を取りて拜見されば厚紙にて糊封し表には宸筆と認め封じ目には一條關白殿の湯封印ありしを引き裂きて披封とは相成りたり依て其封紙を取りて拜見すれば薄紅梅の湯色紙に一首の湯詠を宸筆にてかうす遊ばされける

詠二黃鳥和琴

清搖に東のことも和らぎて縁の鳥も時にあふ聲

越中守は三度は打返して讀上げはつと許りに平伏し、宸筆の御詠頂戴仰付られ定信有り難く拜領仕つる斯く迄に天下の爲を思召し給ひつる敬慮の程恐れ乍ら謹察し奉り感泣の外は無御坐候直に將軍家へも御拜見あさしめ参らせ俱に聖意の御深厚あるを感じ奉つり候べしとありて三方の上に乗せ押し戴きて御前に伺候し家齊公の御覽に入れ夫より諸役人溜詰にも拜見せしめて永く其家に秘藏せられしとぞ聞はし有り難かりける御事あり

○附記

斯くて其後關院一品宮には寛政五年四月に越中守が申條に由り關東より更に御賄料二千石を増し進らせ同き六年七月六日薨御(御年六十二歳)自在王院宮之謚し同き廿一日に瘞

山寺に葬り奉つられたり但し御諡號の御事は後に記さへし
 一橋中納言は寛政十一年正月廿七日に至りて家を御子齊敦卿に譲られて別に五萬俵の隠居料を賜はり從二位權大納言に叙任せられ文政元年六月五日薙髮して穆翁と稱し同き三年四月廿一日從一位同き八年八月七日准大臣儀同上られたり此時までも猶ほ大御所西丸の望ありて將軍家より其内意を仰出させたりしが時の御老中青山下野守の諫言に由て相止みたりき斯て同き十年二月廿日に御年七十七歳にて薨去ありければ最樹院殿と諡し東叡山に葬り參らせ同き十一年正月廿日贈内大臣同き十二年二月十四日贈太政大臣の御事ありしは是れ皆將軍家(家齊公)の請に依て宣命ありし事と知られたり
 次に中山殿は其后隱居ありて餘年を靜に送られしが文化十一年八月十八日薨去廬山寺に葬る御年七十四歳にておはしき

次に松平越中守は其後久しく溜詰にて特別の優待を蒙りて候はれしが子息越中守定永に家を譲りて隱居し樂翁と號し復た世事を顧みず文政六年三月廿四日奥州白河より其祖先の領地たる伊勢の桑名に領地替を命せられて原の如く十一萬石を領し其翌文政十二年五月十三日七十五歳にて卒去守國院とは諡したり依て年譜を案ずるに

典仁親王(慶光天皇)享保十八年二月十七日誕生。天明六年七月六日薨御年六十二
 光格天皇(主上) 明和八年八月十五日降誕。天保十一年十一月十五日崩御聖壽七十
 治齊卿(一橋殿) 寶曆元年十一月六日誕生。文政十年二月七日薨壽七十七歳
 家齊公(將軍家) 安永六年十月三日誕生。天保十二年正月三十日薨壽七十

愛親卿(中山殿) 寛保元年五月廿五日誕生。文化十一年八月十八日薨壽七十四

定信朝臣(松平越中守)寶曆八年十二月廿七日誕生。文政十二年五月十三日卒壽七十二
 と見られたれ寛政五年癸丑の歳には。閑院一品宮は六十一歳。主上は廿三歳。一橋殿は四十三歳。將軍家は二十一歳。中山殿は五十三歳。越中守は三十六歳にてありき

擬も寛政年間尊號譜の一件を記録せるもの甚だ世に罕にして坊間に傳はれる書どもは皆取るに足らざる偽作たるを編者が初に辨じたるが如し獨り其中にて證據とせべき書物は有明冊子(一名大平論)旗下岡野係十郎の秘書とあり

御用部屋日記 幕府内閣の日記

愛親卿日記 中山殿自筆の日記

定信朝臣系譜 越中守自筆の系譜

公卿參向留 高家大澤右京大夫の日記

の數部あるのみ修史局を以ては猶材料も多く蒐められて有るべきが編者が窺ひ得べき所にあらざれば右の諸書に就て尊號一件の顛末を記し且つ編者が若年の頃より故老に傳へ聞たる事どもを加へて斯くはものしたるなり大方は此の如き事實ありと雖ども其枝葉細目に至りては固より誤謬なきを保せず初め編者が此稿を起すに臨みて當時尊號一件に關係ありしと思ひたる諸家に遺書ども問合せたれども何れも書物は無之との答のみなれば詮方なく僅の材料にて稿を下したるに今や將に編を畢らんる頃に至りて彼方此方より

斯る書ありなご致へ示さるゝにて頗る其益を得たれども或は己の出版の後にて核訂するに及ばざる所も少なからざれば他日編者は更に此編を書改めて出版せし扱て此の尊號の事の發端は一橋中納言殿が大御所となりて西丸に乗り入らんと望まれたるに出で、京都を密に勤め奉つりし由は敢て編者の想像のみに非ざ樂翁公行實の中にも、是時將軍も亦支族を以て本宗を紹ぎ生父を尊崇するの心ありて東西隱然その私を賛成したるに定信が讒に由て逢迎説は破れたりと見たり次に文恭院殿御實記附録卷二の初に

御父君にて渡らせ玉ふ一橋儀同治濟卿は裝きに准大臣に任じ玉ひ綱玉興をおくり其傳役に加祿さへありて御孝心いと厚くおはしませしき遂に西城に移し大御所の尊稱をおくより參らせたま盛慮ましくして宿老松平越中守定信松平伊豆守信明を召出で云々の尊慮ありしに何れも然るべからざる旨を答へ奉つらぬ其後ある日御近々に定信を召し強て前命を遂げ玉はん事を宣ひしに定信亦は御旨に戻りて前々の如く答へ奉つりしに家齊公ことに御憤り御氣色かはらせ玉ひ御はかせを以て定信を斬り玉はんとせられしに偶々御側平岡美濃守頼長御かたはりに在り其の御舉動を知らざる様に取りなし、越中守より御刀賜ふに早う拜戴せよと云ひければ公は止むを得玉はず御刀を捨て、御奥に入り玉ひぬ是を以て定信は御刀を拜領して退しとまむ其后青山下野守忠裕閣老となり公また再び此議を問ひ玉ふ忠裕御請申上たてまつるには臣子の君父を扱ふに至りては如何許り美號を贈り奉つるとも猶心に飽足らざ候今の尊問の如きは帶人の情意に越て一橋邸を尊び玉ひて大御所と仰ぎ玉はんと實に御至孝と云ふべし左れを國家の制儀に

あらざ既に正徳の頃甲府參議綱重卿を尊び玉ひて大相國を贈り參らせしは文昭院殿(家宣公)の追尊の盛慮に出し所なり又有徳院殿(吉宗公)の父君紀伊大納言光貞卿は豊と玉ひし后ととも更に御贈官の儀おしめしや今一橋邸いまだ御齡高からざるに此の尊號を贈り玉はんと侈僭踰の事なるべく疑に定信等が申上し言は萬世の公議なるべければ幸ひに其の言葉を捨てたまはずは社稷の福これに過るはあらじと言葉を盡して諫め奉つりぬ是を以て尊意の遂げ玉はざるを思召て遂に其議を止め玉ひぬ御孝心と云ひ諫を容れ玉ふと云ひ感仰し奉つるも餘ある御事にあむ 實録

右の御實録及び附録は柳營にて撰集せしめられたる正史されば固より信憑すべき譯あれども前にも記したる如く越中守は天明七年に御老中同き八年に御補佐を命ぜられ寛政五年に之を辭したれば其在職は前後七年の間なり而して其頃一橋殿は權中納言にて准大臣儀同は遙に年を経て後の事なり是れ一ツ次に越中守が御刀拜領の事は御補佐を仰付られたる時に大和包永作の御脇指手づから拜領寛政元年八月二日先達て御調もの仰付られ候所出来に就き御懇の上意を被り關兼元の御刀手づから拜領同き二年十二月廿五日禁裡御遺營滯りあく相勤め候に付家守の御刀手づから拜領の三ヶ度なるに右の御御刀拜領の事あらば寛政四年にてもあるべきに越中守自筆の系譜は鎖細の事まで載せたるに更に其事ありとも見ぬぞ是れ二ツ次に包永の御脇差は格別なれども其他の二刀孫六、家守は原より拜領道具たるべければ將軍家の御差料とも思はれざるなり是れ三ツ右の次第なれば編者は敢て此の諫言御刀の一條をば本編には載せざりしが去りながら御實録に斯く載せ

たるを見れば當時將軍家が一橋殿を大御所に崇めて西九に入れ参らせ度との思召は一通にては非ざりし事を知るに餘りあるべし又この大御所の望は一橋殿の役閑より出で大興に氣脈を通じて先づ將軍家を動かさし夫より密に京都へ逢迎し奉つりたる由を記せる秘書は或る家に藏せりと聞けハ旁々以て其來由の一橋殿に在りて越中守が尊號を不可なりと議したるも其實は一橋殿の大御所たるを患ふるに在りし事を知るべきなり是等の事は他日再版の時に増補すべし

○慶光天皇御諡號之事

閑院一品宮の薨じ玉ひてより九十年を経て明治十七年に至り曩に寛政年間光格天皇の御實父閑院典仁親王御儀御先例により太上天皇と御尊號稱遊ばされ度御慮之處時勢の都合に由り御見合に相成り實に御遺儀に思召せられ候次第も有之然るに本年八月は典仁親王十九年忌辰に相當ぬれば御遺志を繼せられ太上天皇の尊號を御追贈ありて御諡號は慶光と稱させられ度き旨の御慮におはしまして即ち同年太政官第一號を左の通に告示あらせたり今般特旨ヲ以テ

光格天皇御實父故典仁親王へ太上天皇ノ尊號ヲ御追贈御諡慶光天皇ト稱セラレ右告示候事

明治十七年三月十九日

太政大臣三條實美

依て京都盧山寺の御陵前に於て奉告祭を行はれんが爲に一等掌典櫻井能監勅使を承りて参向し四月七日を以て御祭式を行はれたり其時の御祭文には

天皇乃大命爾坐世掛卷母恐支

故一品典仁親王乃御陵乃大前爾一等掌典從五位櫻井能監乎使止爲天白給波止白久現御身止志爾掛卷母恐支光格天皇御子乃道乎盡左比最母恐美最母尊美仕奉給比大御心乎厚久慕波比遙爾繼賀比天今度太上天皇乃御號乎贈利奉世給比御諡乎慶光天皇止稱倍奉良給布故大前爾御幣帛奉利齋祭良志給布事乎平良氣安良氣聞食止白給布天皇乃大命乎聞食止恐美恐美白須

明治十七年四月七日

夫より祝詞を奉つらしめられ又この事に付き皇靈奉告祭を行はせられて祝詞を奉つらしめられ殊に光格天皇の御陵には別に御祭文あり

天皇乃大命爾坐世掛卷母恐支

光格天皇乃御陵乃大前爾一等掌典從五位櫻井能監乎使止爲天白給波久白久現御身止志時大御實父故一品典仁親王邊御子乃道乎盡左比最母恐美最母尊美仕奉給比大御心乎厚久慕波比遙爾繼賀比天今度太上天皇乃御號乎贈利奉世給比御諡乎慶光天皇止稱倍奉良給布故此由乎告奉利給上爲天大前爾御幣帛奉利齋祭良志給布事乎平良氣安良氣

聞食世白給 布 天皇 乃 大命 平 聞食世恐母白須

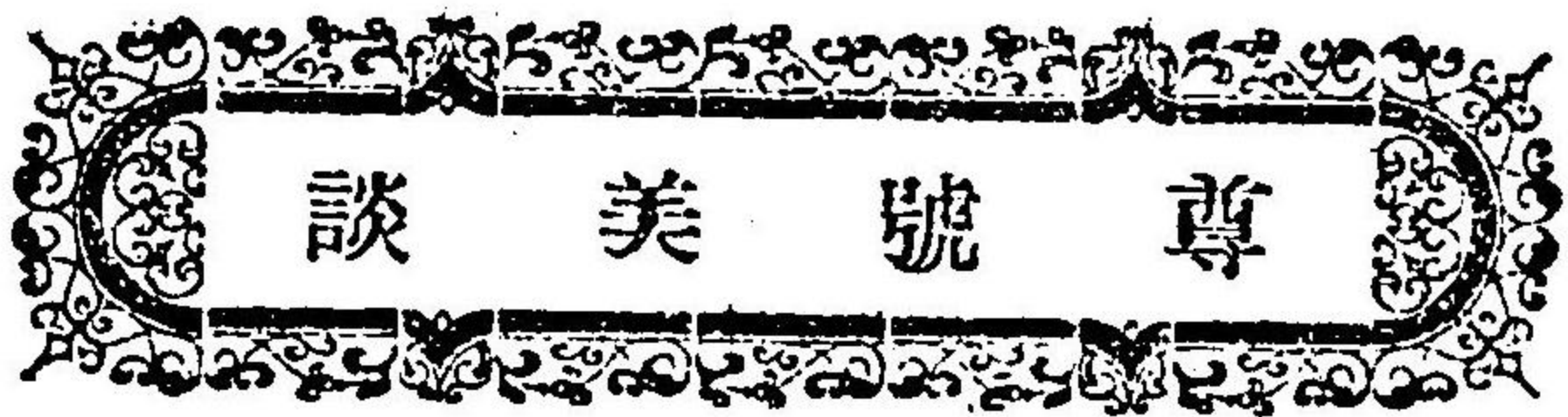
明治十七年四月七日

百四十

斯かて勅使及皇太后宮皇后宮御代拜おだいはいの事ことども都すて式しきの如ごとく行おこなはせ玉たまひけれバ光格くわうかく天皇御深厚しんこうの敷慮しきよも九十餘年ちゅうじゅうじゅうの後にのち行おこなはせられて誠まことに御満足ごまんぞくの御事ごじにて候まをひぬ
因よに云いふ慶光けいこうの讀よみはケイケイツツウウと讀よみ奉たてまつりては景行けいかう天皇てんかうと相混あひまるゝの懼おそれあり如何いかに讀よみ申まをすべきにや其道そのみちの人ひとに尋ねたるに慶けいは吳音ごおんキヤキヤウウと磨光まひくわう韻鏡おんきやう漢吳音圖わんごおん音鏡假字用おんきやう御諭號ごんごうその他名目そのななめの音おんは多く吳音ごおんを用もちひたるは論ろんなき事ことなり猶なほ中家實錄ちゅうけあつりくにも慶雲けいウンを恐雲おそウンと讀よむべしと註しゆし又また碎金玉さいきんぎよくの年號ねんごうの下したにも慶雲けいウン長ちやうと註しゆし其他年號けいに用もちひたる慶けいの字じは皆みなキヤキヤウウと讀よみたり右みぎの例證れいじやうに據より慶光けいこうはキヤキヤウウと讀よみせらるゝなりと承うけり及およびたり

尊號美談 畢

明治二十一年十月廿日印刷
同 年十月廿四日出版



發行者 鈴木 金次郎

日本橋區元四日市町九番地

印刷者 鈴木 金輔

神田區東松下町二十二番地

補纂逸谷眺
述譯史口天

天國之元氣

起てよ振へよ國民の元氣一日も國民おして元氣なくんば夫れ國家如奈んせん本書は瑞西國獨立の顛末纂譯演義せしものにて鳥瑞瓦三州の義徒三十三人赤手空拳を擧て能く堅甲利兵の抗し遂に壓制束縛を脱して自主自由の共和政體を創立せしことを眺天逸史が一句毎に天外を眺み一字毎に血涙と振ひ滿腔の悲憤を筆鋒に漏して書き綴られ小説なり且其中志士壯夫が悲慨慨才子佳人の離合奇遇忽ち情思纏綿忽ち切齒扼腕泣き鬼哭す且其結構の偉大にして緻密なる文章の平易にして非常の廉價を以て販賣す乞ふ國民の元氣を振興せんと欲する有志諸君は陸續愛讀と給へ

解語乃花

全一冊正價金三十五錢 郵稅十四錢

將に此の春色に咲き出んとする百花を以て顔色なからしめん爲め解語の化現はれ出たり此書は頗る寓意あるを以て○より○を蒙りしが稍く住人薄命の嘆を免れたるものに之り内にて○現今○内幕を窺ひ之を外にしては別嬪の秘密を探り得る一奇書あり尙も政治思想を有し又風流の意ある方はセツヒ讀んで頂戴

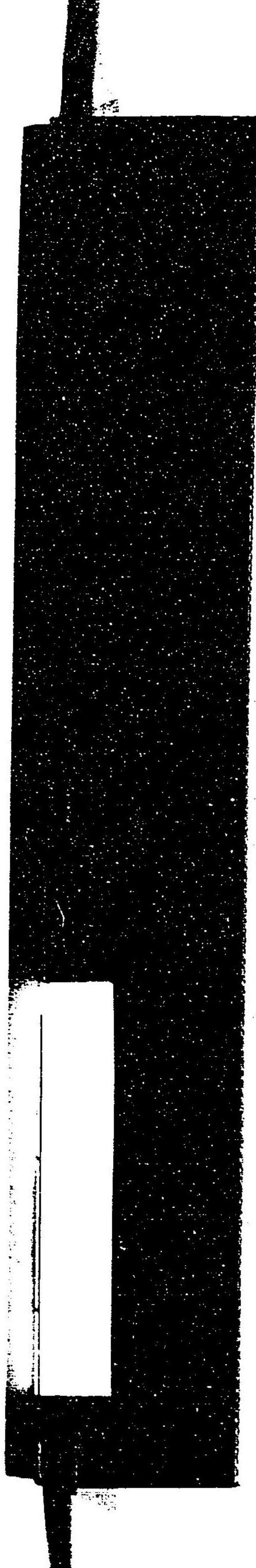
殘花憾葉櫻全壹冊

右の摺繪翁が奇筆を揮ひて佛國の小説罪の花と云る書を我國の現況を翻案せられもて
 新聞中お嗣次號を追ふて掲載せしに四方看客諸君の高評日に月又加はり瞬間にして紙數最
 も増殖する已ならず愛讀諸君頻りに勸めて之を一冊子に成せよとの命せを蒙むること僅から
 ず之によつて今般弊舖進んで該稿を採菊翁に請求し遂に示談の上印刷又附しもて版權錄
 の上世に公になし之を豫約として同新聞愛讀者諸君の爲め又廉價と以て販賣あさんと欲す
 請ふ愛讀諸君益々愛願を垂れ給ひて此書の豫約に御賛成御加盟之程伏而奉冀望候矣

西洋製綴
 美前金五
 約十金
 二郵券
 錢用一
 副増

- 殿木三郎著 之梅 金三十五錢
- 香夢樓先生著 奇遇之幻燈 金三十錢
- 山亭馬琴遺稿 露族漫錄 金二十五錢
- 山本忠輔著 日本國勢論 金二十錢
- 森知齋福田直彦合譯 歐洲西洋梅曆 金三十五錢
- 三遊亭圓朝口述 敵討札所之靈驗 金十五錢
- 三遊亭圓朝口述 歐洲黃薔薇 金十錢
- 三遊亭圓朝口述 月詠荻江之一節 金十錢
- やまもと新聞小説 蝶胡蝶正夢双紙 金十五錢
- 中村福助新作 裏見富士女西行 金三十錢

F-46-9



210.58

N7284

尊号美談

国立国会図書館

001932-000-1

210.58-N7284

尊号美談

日報社/編

M21

ACB-4919

